

秋田城跡

平成十年度秋田城跡調査概報

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

平成十年度 秋田城跡調査概報

正 誤 表

ページ	行	誤	正
例 言	上から17行目	渡辺育子	渡部育子
第1図		平成8年度	平成9年度
第1図		平成9年度	平成10年度
2	下から4行目	壊さた	壊された
34	第44図	1 (7-475)	1 (7-498)
49	下から6・7行目	S K1556	S K1555
57	上から11行目	めりごめ	ぬりごめ
57	下から8行目	第81図	第82図
58	上から10行目	第81図	第82図
60・61		小札観察表	小札甲観察表
67	上から10行目	各孔位置に基づく小札分類	小札各孔位置関係分類
67	下から2行目	44、49の2例	22、44、49の3例
69	上から4・8行目	第88図 図3-1	第89図・図3-1
69	上から7行目	下掘技法について(第89・図3)	下掘み技法について(第89図・図3)
78	下から6行目	埋土より形態及び	埋土より、形態及び
78	下から2行目	S I 1548	S I 1549
79	下から16行目	S I 1647	S I 1547
80	上から2行目	S I 1543	S I 1542
80	下から3行目	S B 1553	S B 1533
81	上から6行目	S B 1545	S I 1545
82	上から5行目	S I 1445	S I 1545
82	上から9行目	S B 1533	S B 1532
82	上から11行目	S A1539や材木列掘	S A1539材木列掘
154(17)	下段左から11行目	保管	保管
160(11)	上段右から12行目	小高部公	小高野公
160(11)	下段右から3行目	男()	女()

平成十年度秋田城跡調査概報

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所

序 文

平成10年度秋田城跡発掘調査は、政庁南東側の一画にあたる大畠地区を中心に調査を実施しました。

調査の結果、平安時代における2つの画期的な発見があり、全国的にも注目を集めました。一つは非鉄製の小札甲（こざね よろい）であり、もう一つは死亡帳を始めとする多数の漆紙文書であります。非鉄製の小札甲については、平安時代前期のものとしては発掘例はもちろんのこと伝世品としても例が無く、日本の武具の変遷を知る上で画期的な成果となりました。漆紙文書死亡帳については、その内容がわかるものとしては全国初の出土例であり、ともに出土した戸籍などとともに、平安時代における行政及び地域社会の実態を知る上で極めて重要な成果となりました。

また、平成10年に完成いたしました外郭東門は、周囲の歴史公園とともに市民の学習の場や憩いの場として活用され、親しまれています。

このように、秋田城跡の調査が大きな成果をあげ、史跡の管理と整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁、秋田県教育委員会、整備指導委員の諸先生、そして地元住民の方々の多大なるご指導、ご協力の賜物と心より深く感謝申し上げます。

平成11年3月31日

秋田市教育委員会

教育長 石黒俊郎

目 次

例言・凡例

I 調査の計画.....	1
II 第72次調査	
1) 調査経過.....	2
2) 検出遺構と出土遺物.....	11
3) 基本層序及び各層出土遺物.....	53
4) S I 1547出土の小札甲について.....	54
III 第73次調査.....	73
IV 第74次調査	
1) 調査経過.....	74
2) 検出遺構と出土遺物.....	75
3) 基本層序及び各層出土遺物.....	77
V まとめ.....	78
(1) 第72次調査検出遺構の年代と変遷について.....	78
1) 各遺構の年代について.....	78
2) 調査地の利用状況の変遷について.....	82
3) 小札甲について.....	82
(2) 第74次調査検出遺構と年代について.....	83
VI 秋田城跡環境整備事業.....	85
VII 秋田城跡から出土した小札甲の材質について.....	87
VIII 秋田城跡第72次調査出土漆紙文書について.....	170

例　言

1. 本報告書の執筆、編集は伊藤武士、進藤靖があたり、日野久が補佐した。
2. 遺物の実測、トレースは、伊藤のほか、補助員の渡辺由孝、原田久美子、長嶋英子があたり、発掘調査、遺物整理は、小栗玲子、高階弥重子、小塚裕姫子、(専修大学大学院)、京野恵子、蓮沼素子(東北大学大学院)、斎藤恵里(宮城学院女子大学)、佐藤一樹(秋田大学)、佐々木彩子(國學院大学)が協力した。
3. 遺構写真は伊藤、進藤、遺物写真は伊藤があたった。
4. 墨書き土器の解説は国立歴史民俗博物館教授平川南氏、弘前大学人文学部教授鍾江宏之氏にお願いした。
5. 漆紙文書の解説、執筆は平川南氏にお願いした。
6. 小札甲の実測、分類等は、栃木県教育委員会文化財課津野仁氏の指導・協力の下、伊藤が行った。
7. 小札甲の材質の分析は、パリノ・サーヴェイ株式会社に委託した。
8. 鉄製品の銹取りについては、東北歴史資料館保存科学科長手塚均氏の協力を得て進藤が実施した。
9. 発掘調査では上記のほかに、以下の方々、関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。
新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、今泉隆雄、白鳥良一、本中眞、坂井秀弥、小林克、磯村幸男、小林謙一、山中敏史、檜崎彰一、仲野浩、鈴木靖民、酒寄雅志、大平聰、熊田亮介、渡辺育子、松田泰典、佐川正敏、平野卓治、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良国立文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史資料館、多賀城跡調査研究所、東北芸術工科大学、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館、秋田大学(敬称略・順不同)

凡　　例

遺物

1. 土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
2. 土器の性格の相違は、下記スクリーントーンで表現した。

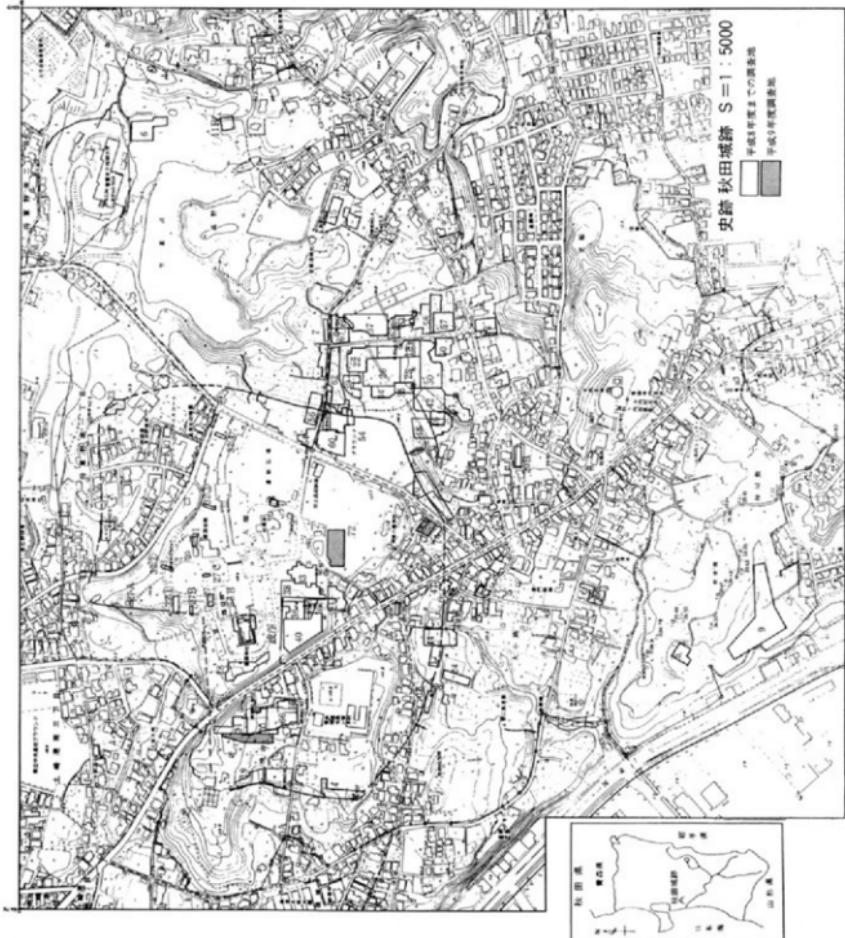


3. 土器の表面付着物の相違は、下記スクリーントーンで表現した。



4. 調整技術、切り離し等の表記は下記のとおりである。

- 回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
- ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
- 切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
- 底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。
- 実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3である。



I 調査の計画

平成10年度の秋田城跡発掘調査は、第72次、第73次、第74次を実施した。

発掘調査事業費は総事業費(本体額)1,750万円のうち国庫補助額875万円(50%)、県費補助額437,5万円(25%)、市437,5万円(25%)となっている。

調査計画は下記のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² (坪)	調査予定期間
第72次	大畠地区中央部	1,200m ² (363)	4月13日～7月31日
第73次	焼山地区北部	1,000m ² (303)	8月1日～10月31日
計		2,200m ² (666)	

平成10年度は秋田城跡第六次5ヶ年計画の2年度にあたり、第五次5ヶ年計画調査予定地のうち焼山地区で未調査地となっている部分と第六次5ヶ年計画に従い新たに大畠地区中央部を調査対象としている。

第72次調査は、政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、政庁城の南東側に隣接している大畠地区中央部の一画を調査対象とした。従来から学校跡地を含む広い未調査域が存在し、その実態が明確でなかった大畠地区中央部から南部における遺構の広がりや利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、掘立柱建物跡5棟、柱列3列、材木列掘跡2列、堅穴住居跡6軒、堅穴状遺構1基、堅穴状工房跡3棟、鍛冶炉跡10基、土坑14基、溝跡4条等多数の遺構の存在を確認し、鍛冶工房域や建物群などといった形で周辺の利用状況を把握することができた。また、多数の漆紙文書や非鉄製小札甲などの重要遺物が出土するなど大きな成果を得た。

第73次調査は、政庁から外郭西門に至る間の区域で、焼山地区中央部の北側及び西側隣接地にあたる焼山地区北部の一画を調査対象とした。前年度までの調査で焼山地区中央部では、規則的配置に基づく、掘立柱建物群を検出しており、その北側及び西側における建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況を把握することを目的として実施した。

調査については、第72次調査の期間が延長されたことにより、調査期間が短縮されたため、調査区域の表土剥ぎ及び抜根作業を実施するにとどまった。

秋田市教委指令第139号の指示に基づき、大畠地区南部における現状変更と緊急調査が実施され、古代の遺構として土坑や溝跡が検出されるなどしたため、第74次調査とした。調査の結果、土坑1基、溝跡2条を検出した。

10月10日に第72次調査の現地説明会を開催し、270名の参加者を得た。

9月18日に文化庁記念物課坂井秀弥文化財調査官の現地指導を受けた。

平成10年度の発掘調査実施状況は下記表2のようになっている。

表2 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘調査面積m ² (坪)	調査実施期間
第72次	大畠地区中央部	1,300m ² (394)	4月13日～12月9日
第73次	焼山地区北部	1,000m ² (303)	10月27日～11月6日
第74次	大畠地区南部	50m ² (15)	11月30日～12月2日
計		2,350m ² (712)	

II 第72次調査

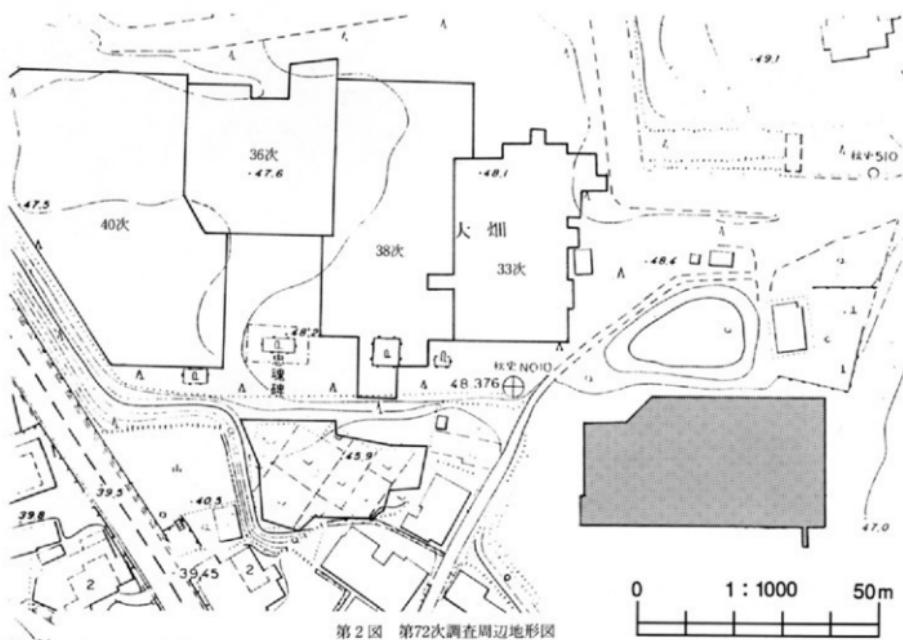
1) 調査経過

第72次調査は、大畠地区中央部を対象に平成10年4月13日から12月9日まで実施した。発掘調査面積は1,300m²(394坪)である。調査地は政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、調査地西辺は政庁区画施設の南東コーナー部より35m離れたところに位置し、調査地北西側の第33次調査地では、掘立柱建物跡や、竪穴住居跡、鍛冶工房跡、柱列跡等を検出している。調査地は旧高清水小学校跡地で、現地形は校舎解体後、平坦に整地され、雜木の生える荒地となっていた。

調査は從来未調査地が多かったこの地域の周辺の遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。まず、雜木の伐採及び抜根作業を行い、その後、調査区の設定を行った(4月13日～4月16日)。

表土除去作業を調査区西側から開始した。調査区のほぼ全域には、表土が小学校造成時の造成土と旧耕作土からなり、厚さは20cm～40cmと比較的薄くなっていた。調査区西側から中央部にかけては、表土直下で褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。調査区北側と南側では、表土直下が搅乱と削削により地山飛砂層面とその下層である地山腐植土層面となっていた。調査区東側では、表土直下で暗褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。また、調査区のほぼ全域にわたり、小学校体育館の基礎である幅1m前後の布堀り溝が、北西から南東方向にかけてとそれに直交する北東から南西方向にかけて地山粘土層面を掘り込み、底部に拳大の玉石を敷き詰めた状態で数条確認された。表土除去作業が終了した調査区東側から土層観察用ベルトの写真撮影と実測を行っていった(4月17日～5月13日)。

表土除去作業終了後、再び調査区西側より土層観察用ベルトを除去しながら、遺構の精査を行っていった。調査区西側では表土直下で複数の搅乱穴や歫状搅乱を多数検出し、これらに一部切られるかたちでS D1551とこれに重複するS D1552を検出した(5月14日)。調査区北西部では基礎搅乱によつて3分の1ほど壊れたS B1531を検出した(5月18日)。調査区中央部、S B1531の南側では焼土面とその周辺に鍛造剝片が認められ、鍛冶炉跡と判断し、S X1568とした(5月20日)。調査区中央部南側では焼土、炭化物を含む褐色土のプランが確認され、S I1544とした。また、この南側でS A1536を検出した(5月21日)。調査区中央部では建物の一部が第4層褐色土層によって判然としないものの、



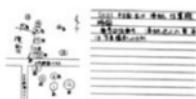
第2図 第72次調査周辺地形図

S B 1532を検出した(5月22日)。調査区北東部では炭化物と赤褐色土器が主体を占める遺物が多量に含まれた落ち込みプランを検出し、SK 1555とした。調査区東側中央部でもSK 1555より小規模ではあるが、同様に多量の炭化物と遺物を含むSK 1556とこれに重複するSI 1541を検出した。SK 1555の南西側でSK 1557、SK 1558を、また、SK 1555、SK 1557、SK 1558と重複する大規模なSK 1559を検出した(5月26日)。

表土除去後の搅乱、遺構の検出状況について調査区の全景写真撮影を行った(5月27日)。

調査区西側から中央部にかけての畝状搅乱や搅乱穴を掘り下げた。調査区南西部のやや大規模な搅乱穴は形状と埋土から出土した遺物から、近世以降の土取り穴と考えられ、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。調査区北西部のS B 1531について検出状況の写真撮影後、断ち割り、掘り下げを行った後、土層断面の実測と写真撮影を行った。調査区全域に平面実測用の遣り方を設置し、調査区西側から平面実測を開始した(5月28日～6月9日)。

調査区西側から中央部にかけての平面実測と並行して調査区東側の搅乱穴を掘り下げた。調査区北東部のSK 1555、SK 1557、SK 1558、調査区東側中央部のSK 1556、SI 1541の検出状況の写真撮影を行った。調査区東側から中央部にかけて遺構の再精査を行い、S B 1533の南東隅柱掘り方以外を検出し、この段階での検出状況の写真撮影を行った。調査区南東部の搅乱穴と畝状搅乱を掘り下げ、平面実測後、旧耕作土を除去し、第3層褐色土層面でSA 1537を検出した。SA 1537の西側で第3層褐色土層を除去し、S B 1533の南東隅柱掘り方及びSI 1452、SK 1560を検出した。S B 1533は東廂



南北棟の掘立柱建物跡であることが確認された。調査区東側で検出した S B 1533、S A 1537、S K 1555(1面)、S K 1556、S K 1557、S K 1558、S K 1561について断ち割りと掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(6月10日～7月9日)。

調査区東側の表土直下検出遺構及び重複関係上位遺構の完掘状況、調査区西側の搅乱穴、畝状搅乱掘り下げ後の状況、S B 1531完掘状況の写真撮影を行った(7月10日)。

調査区西側の S D 1551、S D 1552の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。調査区中央部南側の S I 1544の周辺を再精査し、重複した S I 1545を検出した。S I 1544の断ち割り、掘り下げを行ったところ、床面で S X 1569、S X 1570、柱掘り方を数基検出し、S I 1544は竪穴状工房跡と考えられた。これらを断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。それに並行

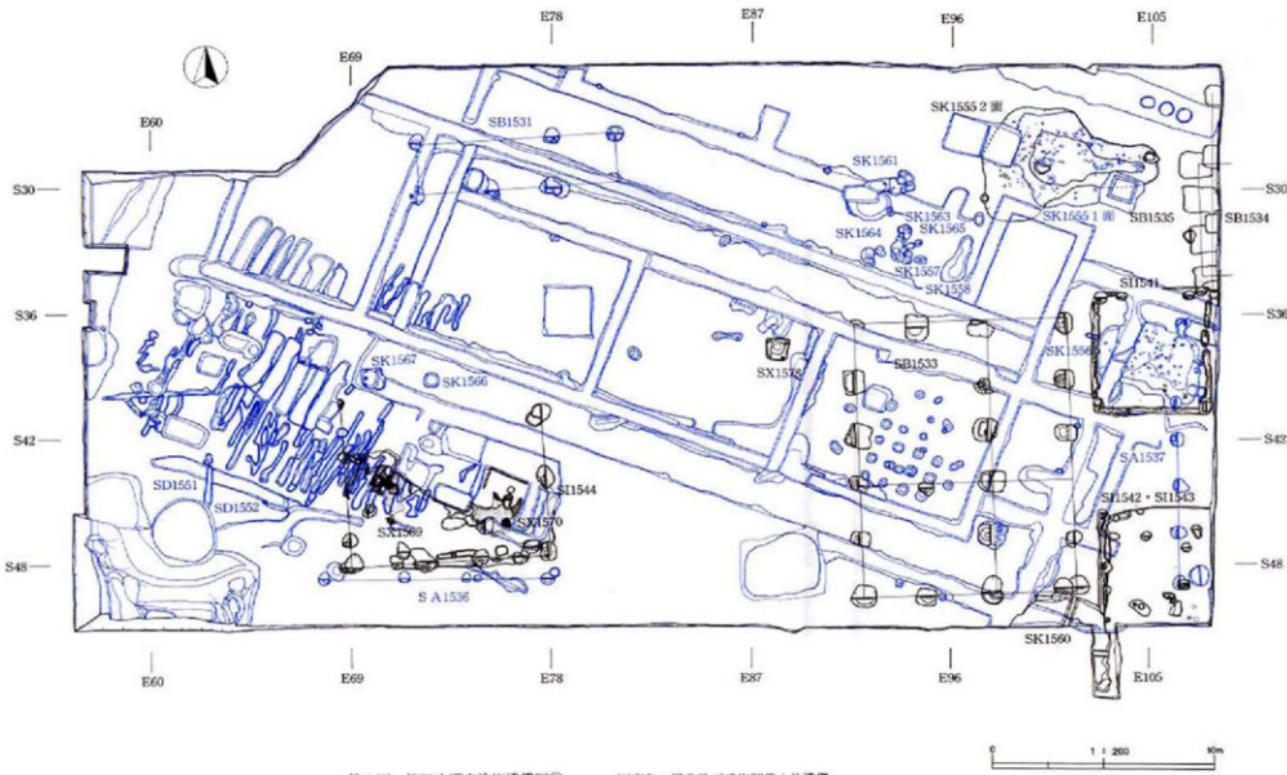


して調査区北東部の S K 1555 2面の断ち割り、掘り下げを行ったところ、埋土から漆紙が十数点出土した。断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(7月13日～7月17日)。

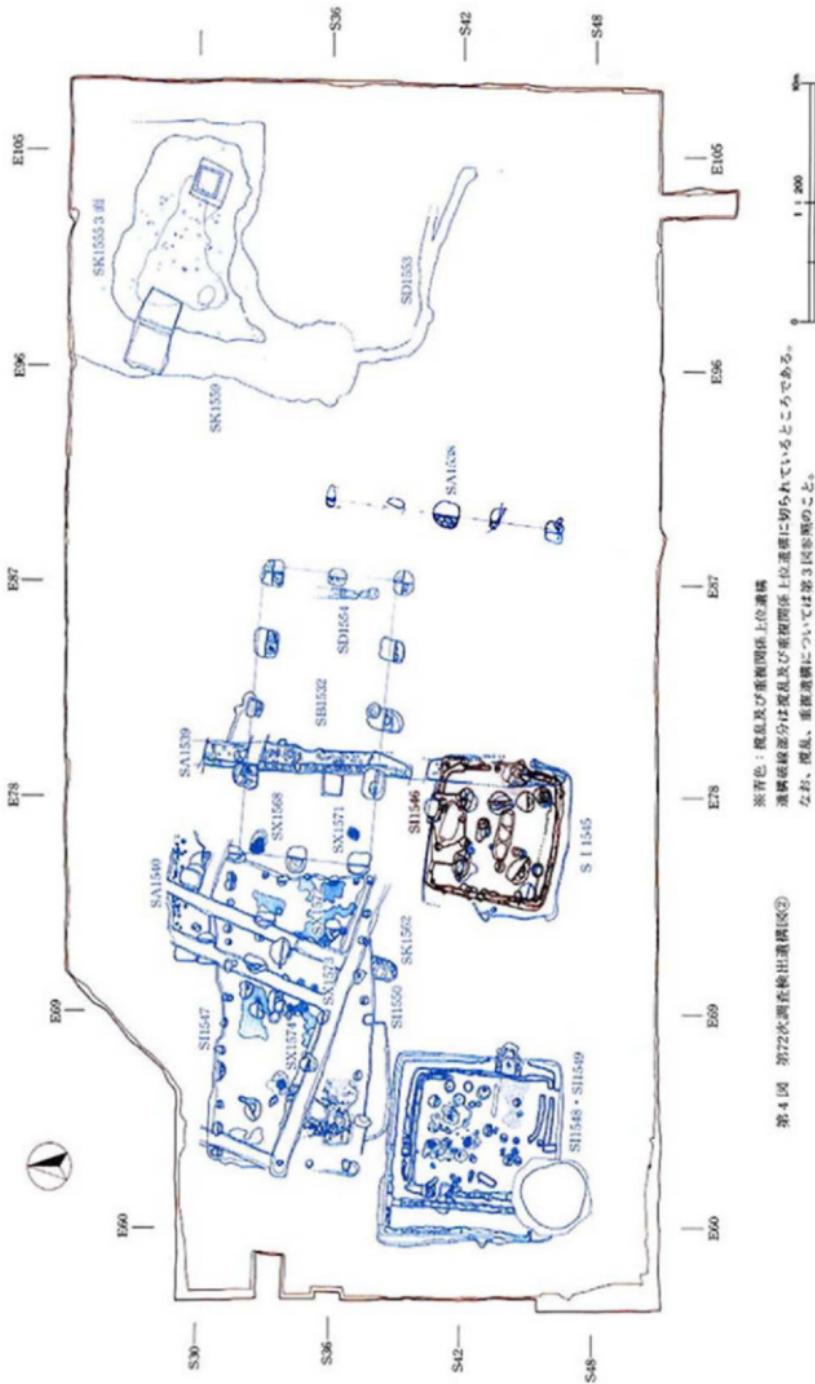
S K 1555 1面の出土遺物の取り上げをすると同時に3面の断ち割り、掘り下げ後、写真撮影、実測を行った。S K 1555 3面の埋土からも漆紙が新たに数点出土した(7月18日～8月5日)。

調査区西側から中央部にかけて、土層観察用ベルトを設定し、第4層褐色土層面で遺構精査を行った。第4層褐色土層は10cm～20cmと薄く、この下に第5層黄褐色土層を確認した。調査区中央部で数基の柱掘り方、調査区北西部で S I 1547とこれに重複する S I 1550、S K 1562を検出した。調査区西側中央部の S D 1552の平面実測終了後、第4層褐色土層を少しずつ除去し、S I 1548を検出した。土層観察用ベルトの写真撮影、実測を行い、終了後これを除去した。S I 1547、S I 1548、S I 1550、S K 1562の検出状況の写真撮影を行った(7月18日～7月29日)。

S I 1547の断ち割り、掘り下げを行ったところ、S I 1547南西部の埋土から非鉄製、漆仕上げの小札甲がまとまって出土し、床面で S X 1572、S X 1573、S X 1574や柱掘り方、壁際でピット列を検出し、S I 1547は竪穴状工房跡と考えられた。これらの断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。S I 1548の断ち割り、掘り下げを行ったところ、壁直下とこの内側に周溝を検出した。内側の周溝が東壁南寄りに確認したカマドを切っていることが判明したことと、土層断面の観察からS I 1548とはほぼ同じ位置で規模を縮小して建て替えられたと考えられる S I 1549を検出した。また、

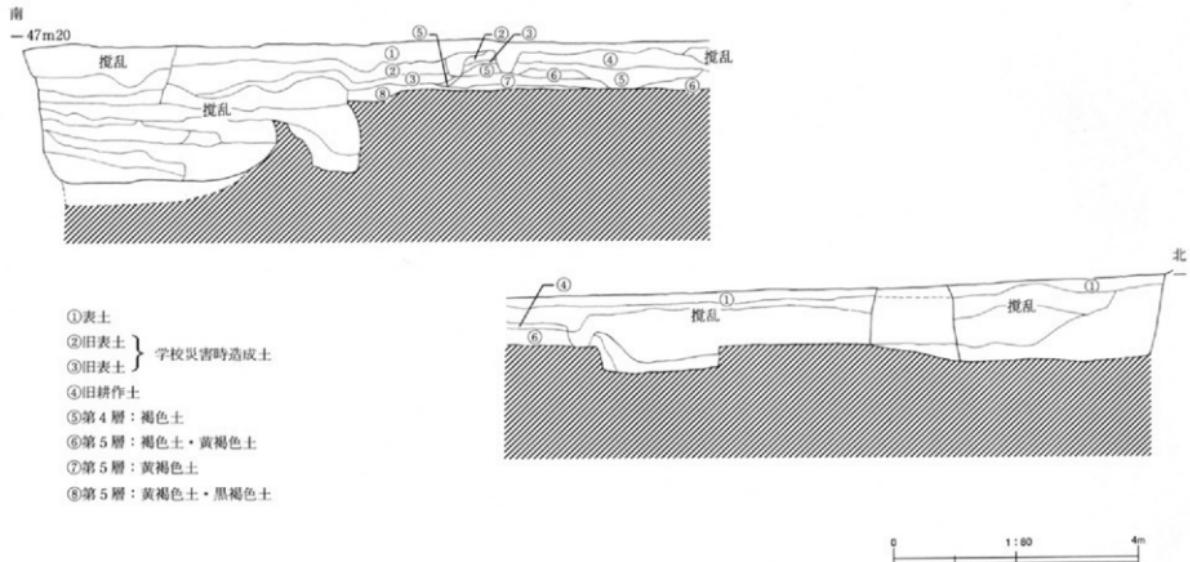


第3図 第72次調査検出遺構図① 淡青色：擾乱及び重複関係上位遺構



第4図 3072次測定検出遺構図②

※青色：発見及び重複開拓した遺構
※黒線部分は既知及び新規開拓上位遺構に分離しているところである。
なお、既見、既知遺構については第3回参照のこと。



第5図 第72次調査地西壁土層断面図

西壁直下とこの内側の周溝はS I 1548に伴うもので、更に内側の周溝はS I 1549に伴うものであることが判明した。S I 1548の床面で支柱穴、S I 1549の床面でS X1575、S X1576、S X1577を検出し、S I 1549は竪穴状工房跡と考えられた。これらの断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。S K1562の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(7月30日～9月4日)。

調査区中央部北東側で検出されていたS K1563、S K1564、S K1565の再精査を行い、断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影と実測を行った。S K1563の埋土からは漆紙と漆膜が付着した赤褐色土器、風字硯が出土した(8月21日～9月3日)。

調査区中央部のS B1532の周辺を再精査し、これと重複するS A1539を検出した。S B1532とその東側に検出されたS A1538の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。その後、S A1539の断ち割り、掘り下げを行ったところ溝の底面に多数の小柱掘り方を検出し、S A1539は材木列塀と考えられた。また、布堀り溝に重複が認められ、塀が二時期あった可能性があると考えられた。断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。調査区中央部で検出されたS A1536、S A1540、S K1566、S K1567を再精査し、各遺構の断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(8月26日～9月8日)。

調査区西側から中央部にかけて各遺構の完掘状況の写真撮影を行った(9月9日～9月10日)。

調査区西側から中央部にかけて平面実測を行うと同時に調査区東側のS I 1541、S I 1542の断ち割り、掘り下げを行った。S I 1541の埋土から漆紙が出土し、床面で周溝と各隅柱掘り方を検出した。断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った。S I 1542の埋土からも漆紙が出土した。床面まで掘り下げたところ、西壁直下に周溝、柱掘り方を検出した。また、ほぼ同じ位置にS I 1542よりも古く、小規模なS I 1543を検出した。S I 1542、S I 1543は東側及び南側が調査区外のため全体プランが把握できないため、S I 1542の床面を検出した時点で掘り下げをやめ、S I 1542の残りの部分とS I 1543の調査は次年度行うこととした。S K1560についてはS I 1542、S I 1543よりも新しいことを確認した。埋土上層を掘り下げた時点で更に深くなることが判明し、南側の大部分が調査区外であるため全体プランが把握できないため、調査の続きを次年度に行うこととした。調査区東側のS I 1541北側の第3層褐色土層を除去しながら遺構精査を行い、S B1534、S B1535の西側柱列を検出した。いずれも大部分が東側調査区外となるため、調査は次年度に行うこととした。各遺構の掘り下げ、検出後、平面実測を行い、S I 1541、S I 1542の完掘状況の写真撮影を行った(9月14日～10月30日)。

調査区北東部のS K1559の断ち割り、掘り下げを行った。S K1559は規模も大きく、深いため、今次調査では埋土上層の埋まり方を把握するところまで行い、続きの調査は次年度に行うこととした(10月14日～10月30日)。

調査区中央部南側のS I 1545の再精査を行い、南西部でS I 1544床面直下に数基の小掘り方と土坑を検出し、東側ではS A1539の南部分を検出し、これに切られていることが判明し、これらを断ち割り、掘り下げ、写真撮影、実測を行った。終了後、S I 1545の断ち割り、掘り下げを行ったところ、ほぼ同じ位置でS I 1545よりも古く、小規模なS I 1546を検出し、床面で柱掘り方を数基検出した。

これらを断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、土層断面実測、平面実測を行った。S I 1546の断ち割り、掘り下げを行ったところ、床面で周溝と柱掘り方、土坑を検出し、東壁南寄りにカマドを確認した。これらを断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、土層断面実測、平面実測を行った。終了後、床面を少しづつ除去していき、南東隅寄りに柱掘り方、南側に溝を検出し、断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、実測を行った(10月19日～10月30日)。

調査区北西部のS I 1550、調査区中央部の検出されていたS D1554、S X1578について断ち割り、掘り下げを行った後、写真撮影、土層断面実測、平面実測を行った(10月20日～10月23日)。

調査区全域の遺構調査を終了した状況で全景写真撮影及び航空写真撮影を行った(11月4日～11月6日)。

調査区西壁の写真撮影と土層断面実測を行い、また、調査区中央部の落ち込みの写真撮影、実測を行った。それと同時に調査区西側から中央部にかけての主要遺構の埋め戻しを行った(11月19日)。

S I 1546床面掘り下げ後の平面実測と調査区中央部の平面実測の補足調査を行い、調査を終了した(11月11日)。

S I 1547埋土出土の小札甲の取り上げ、搬出を行った(11月24日～11月30日)。

発掘調査機材の整備、清掃等を行い調査を終了した(12月9日)。

9月18日に文化庁記念物課坂井秀弥文化財調査官の現地指導を受けた。

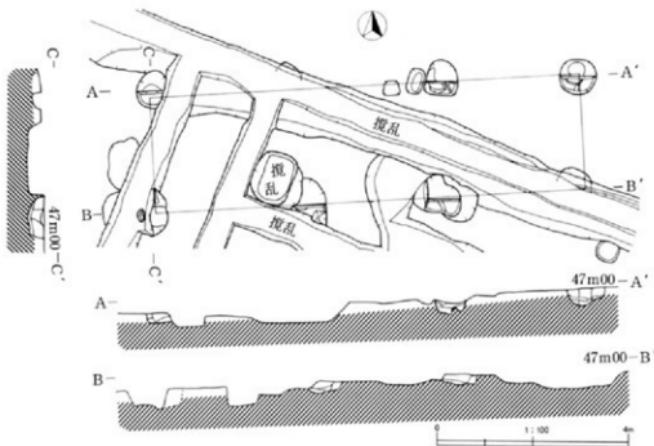
10月10日に現地説明会を行い、270名の参加者を得た。

2) 検出遺構と出土遺物

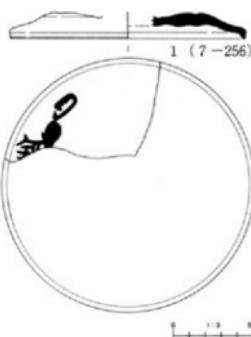
S B 1531掘立柱建

物跡(第6図、図版8)

調査区北西部の第4層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。梁間1間(2.4m)、桁行3間(3.0m+3.0m+3.0m)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約2度西に振れる。柱掘り方は大部分が攪乱により壊さ



第6図 S B 1531掘立柱建物跡



第7図 SB1531掘立柱建物跡出土遺物

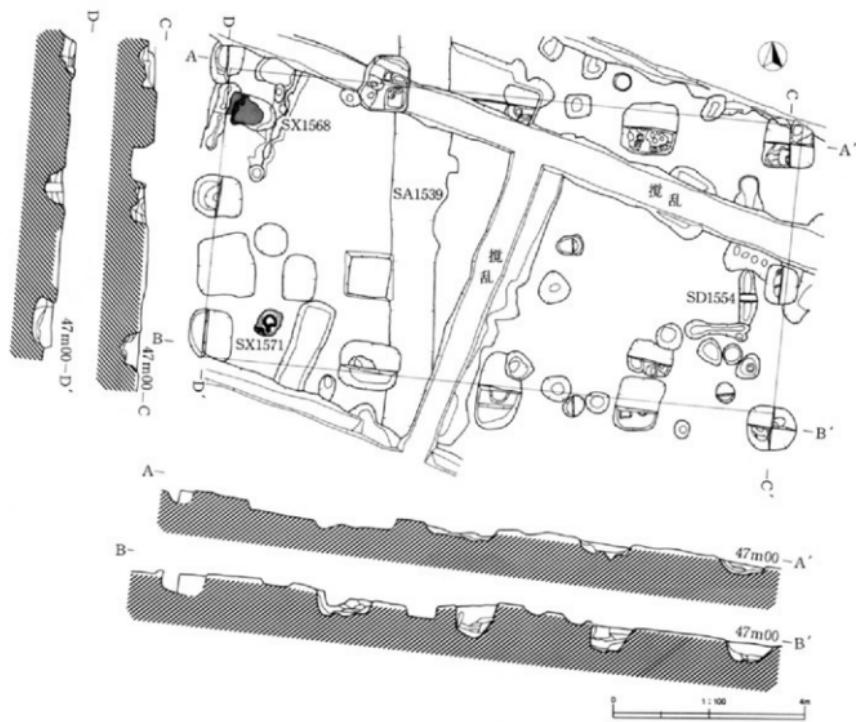
れているが、長径75cm～80cm×短径65cm～80cmの楕円形で、深さ20cm～35cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。SA1540と重複し、これより新しい。

S B1531出土遺物(第7図、図版38)

須恵器(1)：柱掘り方埋土出土の蓋の破片である。ヘラ切り後、天井部に軽いナデ調整を施す。口縁近くの天井部内面に判読不能の墨書がある。

S B1532掘立柱建物跡(第8図、図版9)

調査区中央部の第4層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。梁間2間(3.0m+3.0m)、桁行4間(3.0m+3.0m+3.0m+3.0m)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約5度東に振れる。柱掘り方は67cm～107cm×80cm～



第8図 SB1532掘立柱建物跡

120cmの方形及び長径80cm～159cm×短径68cm～92cmの楕円形で、深さ30cm～80cmである。柱痕跡は直径約20cmである。S A 1539、S D 1554と重複し、これらより新しい。

S B 1532出土遺物(第9図、図版38)

赤褐色土器(1)：柱掘り方抜き取り部分出土の糸切り無調整の壺である。



第9図 S B 1532掘立柱建物跡出土遺物

S B 1533掘立柱建物跡(第10図、図版10)

調査区東部の第4層褐色土層面及び第3層暗褐色土層を除去した遺物包含層面・地山腐植土層面で検出された。梁間3間(3.0m+3.0m+3.6m)で西側2間が身舎、東側1間が廂部分となり、桁行5間(2.7m+2.7m+2.4m+2.7m+2.7m)で北から3間に間仕切りが認められる東廂南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約2度西に振れる。柱掘り方は88cm～125cm×73cm～110cmの方形及び長径60cm～135cm×短径76cm～108cmの楕円形で、深さ35cm～60cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入るが、柱痕跡は直径約25cmである。S D 1553、S K 1559と重複し、これらより新しい。

S B 1533出土遺物(第11図、図版38)

赤褐色土器(1～3)：1～3は柱掘り方抜き取り部分出土である。1は糸切り無調整の皿である。
2・3は糸切り無調整の壺である。3は底部に「小」の墨書がある。

S B 1534掘立柱建物跡(第3図、図版7)

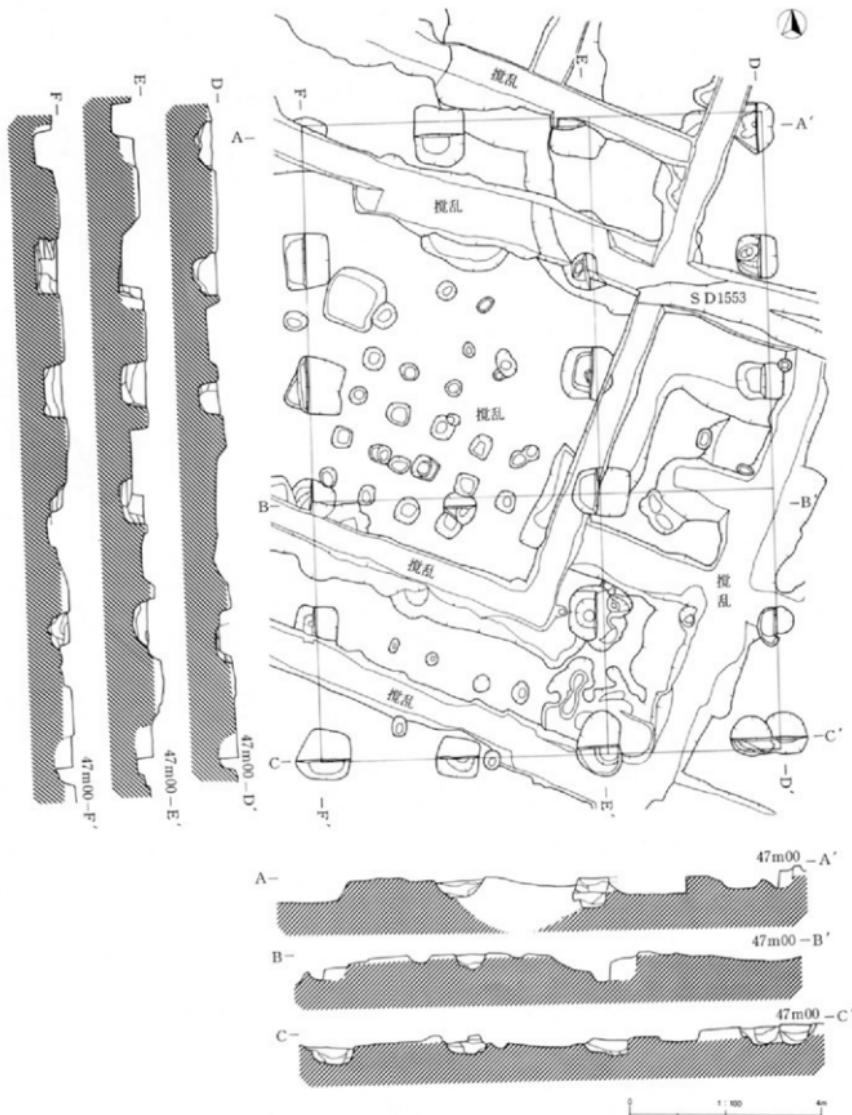
調査区北東部の第3層暗褐色土層を除去した遺物包含層面及び地山腐植土層面で西側柱列のみが検出された。建物の東側は大部分が調査区外となるため、調査は次年度に行うこととした。現状では、西側柱列の柱掘り方は4基検出されており、それぞれの柱間隔は3.0mと考えられる。平面で確認した限りではS B 1535、S I 1541と重複し、S B 1535よりも新しく、S I 1541よりも古い。

S B 1535掘立柱建物跡(第3図、図版7)

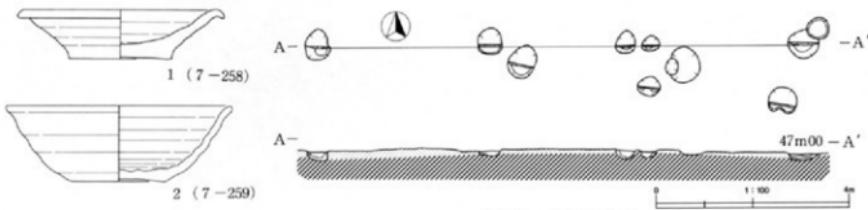
調査区北東部の第3層暗褐色土層を除去した遺物包含層面及び地山腐植土層面で西側柱列のみが検出された。建物東側大部分が調査区外となるため、調査は次年度に行うこととした。現状では、西側柱列の柱掘り方は4基検出されており、それぞれの柱間隔は1.8mと考えられる。平面で確認した限りではS B 1534、S I 1541と重複し、これらより古い。

S A 1536柱列(第12図、図版6)

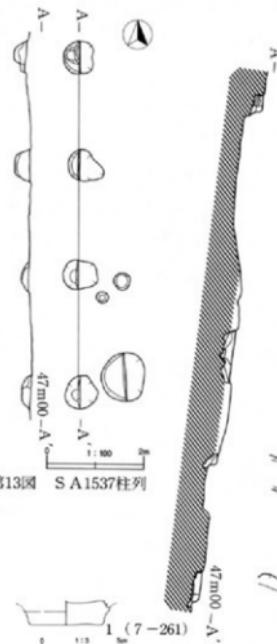
調査区南部中央の地山飛砂層面で検出された。4基の掘り方よりなる東西方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位はほぼ東を向いている。柱間間隔は西より3.6m+2.7m+3.6mである。柱掘り方は直径40cm～60cmの円形で、深さは15cm～20cmと浅い。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。



第10図 SB 1533掘立柱建物跡



第11図 S B 1533柱掘立柱建物跡出土遺物



第13図 S A 1537柱列

第14図 S A 1537柱列出土遺物

S A 1537柱列(第13図、図版11)

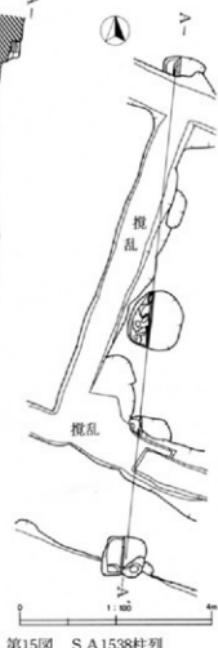
調査区東側の第3層暗褐色土層面で検出された。4基の掘り方よりなる南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約1度西に振れる。柱間間隔は2.4m+2.4m+2.4mである。柱掘り方は直径60cmの円形及び長径70cm×短径60cmの楕円形で、深さは15cm~30cmと浅い。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

S A 1537出土遺物(第14図、図版38)

赤褐色土器(1)：柱掘り方埋土出土である。糸切り無調整の小型皿の底部で、厚みを持ち、やや柱状を呈している。

S A 1538柱列(第15図、図版12)

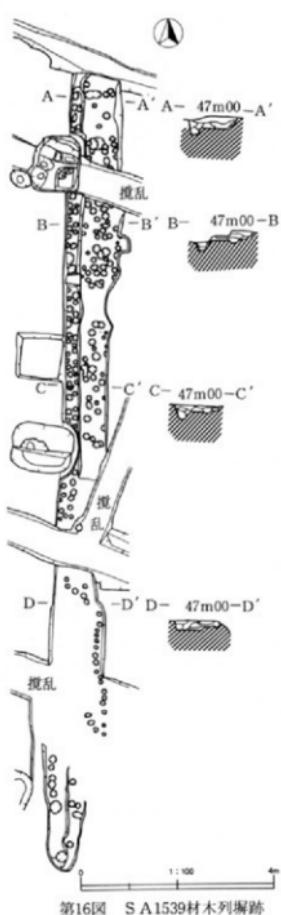
調査区中央部の第4層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。削平と松の木のため不明であるが、5基以上の掘り方よりなる南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約5度東に振れる。柱間間隔は北より2.7m+2.7m+2.4m+2.7m+…である。柱掘り方は長径1.2m×短径1.1mの楕円形及び90cm×80cmの方形で、深さ15cm~25cmと浅い。確認できた柱掘り方では抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。



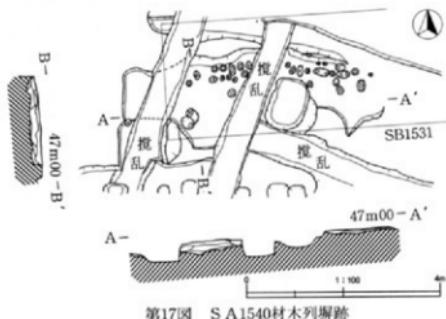
第15図 S A 1538柱列

S A 1539材木列堀跡(第16図、図版13)

調査区中央部の地山腐植土層面・地山粘土層面で検出された。布堀り溝は幅



第16図 SA 1539材木列堀跡



第17図 SA 1540材木列堀跡

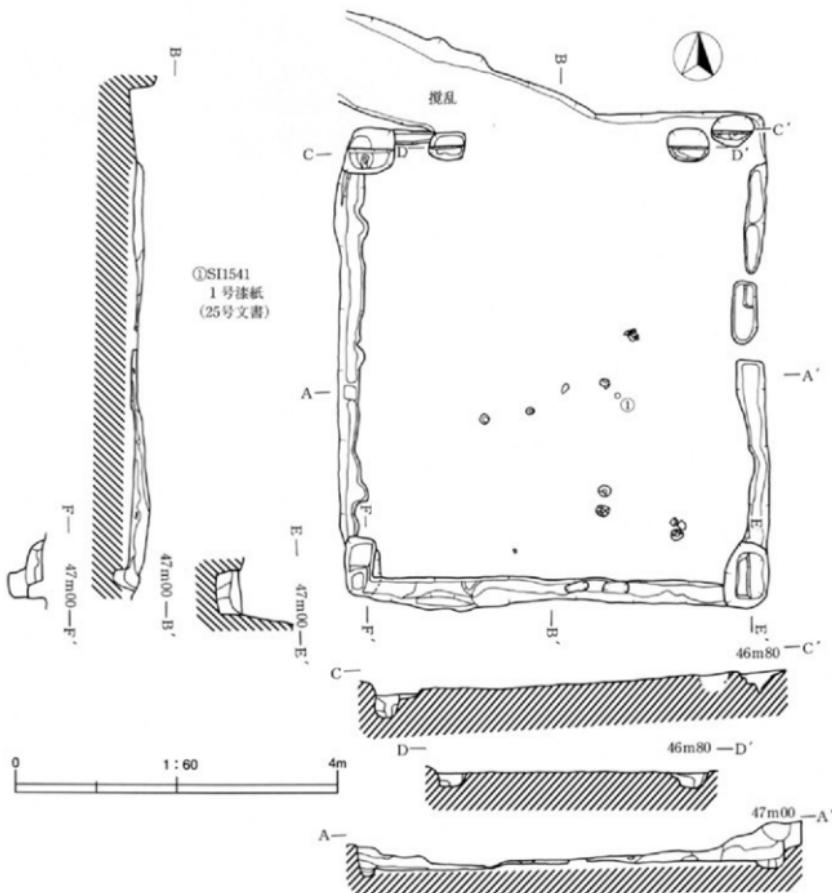
0.9m～1.2m、長さは南北方向に16.5m以上で、溝の底部に径10cm前後の小さな柱痕跡が多數検出されたことから材木列堀となると考えられる。布掘り溝の方向は北で約2度東に振れる。布掘り溝の重複状況から堀が2時期あった可能性がある。SB 1532、SI 1545、SI 1546と重複し、SB 1532よりも古く、SI 1545、SI 1546よりも新しい。

SA 1540材木列堀跡(第17図、図版14)

調査区北西部の地山腐植土層面で検出された。削平により判然としないが、北辺部に径10cm前後の小さな柱痕跡が多數検出されたことから材木列堀となる可能性がある。布掘り溝と考えられる部分は幅1.9m前後、長さは東西方向に5.5m以上で、方向は西側で西で約8度南に振れ、東側で西で約10度北に振れる。SA 1539と同一遺構の可能性がある。SB 1531と重複し、これより古い。

SI 1541竪穴住居跡(第18図、図版14)

調査区東部中央の第3層暗褐色土層を除去した遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は東西5.5m×南北6.0mの方形を呈し、西壁は北で約1度西に振れる。カマドは検出されない。北辺は基礎擾乱により壊されているため判然としないが、北辺以外に幅20cm～25cm、深さ10cm～15cmの周溝が検出された。四隅と北壁直下には柱掘り方が伴う。住居壁高は20cmを計る。SB 1534、SB 1535、SK 1556と重複し、SB 1534、SB 1535よりも新しく、SK 1556よりも古い。



第18図 S I 1541堅穴住居跡

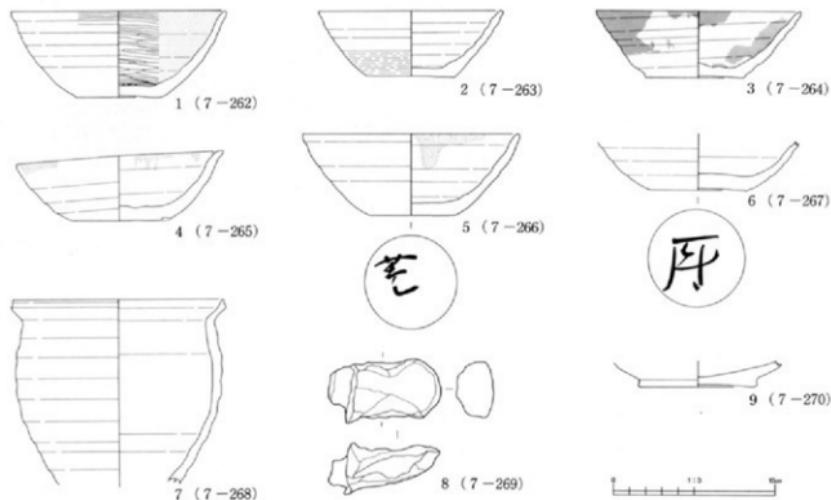
S I 1541出土遺物(第19図、図版38・39)

いずれも埋土出土である。埋土下層よりS I 1541漆紙1号(25号文書)が出土している。

土師器(1): 糸切り無調整の壺である。内面底部から体部にかけて横方向のミガキ、外面口縁部に横方向のミガキを施す。

赤褐色土器(2~8): 2は糸切りで体部下端から下半にかけてケズリ調整を施す壺である。3~6は糸切り無調整の壺である。3は体部内外面に漆が付着する。5は底部に「荒」、6は底部に「厨」の墨書がある。7は小型甕である。8は瓶の耳部分と考えられる。

緑釉陶器(9): 底部及び体部内外面に施釉され、釉は淡い緑色を呈する。削り出しの高台を持つ壺



第19図 S I 1541堅穴住居跡出土遺物

と考えられる。

S I 1542堅穴住居跡(第20図、図版15)

調査区南東部の第3層暗褐色土層を除去した遺物包含層面で検出された。S I 1543とほぼ同じ位置で建て替えられていることが確認された。平面形は東側、南側が調査区外のため不明であるが、現状で東西5.1m以上×南北8.0m以上の方形を呈し、西壁は現状ではほぼ真北を向いている。カマドは現状では検出されない。西辺に幅25cm～30cm、深さ14cmの周溝が検出された。北西隅及び西壁直下には柱掘り方が伴う。住居跡高は30cmを計る。S I 1543、SK1560と重複し、S I 1543よりも新しく、SK1560よりも古い。

S I 1542出土遺物(第21図、図版39)

いずれも埋土出土である。

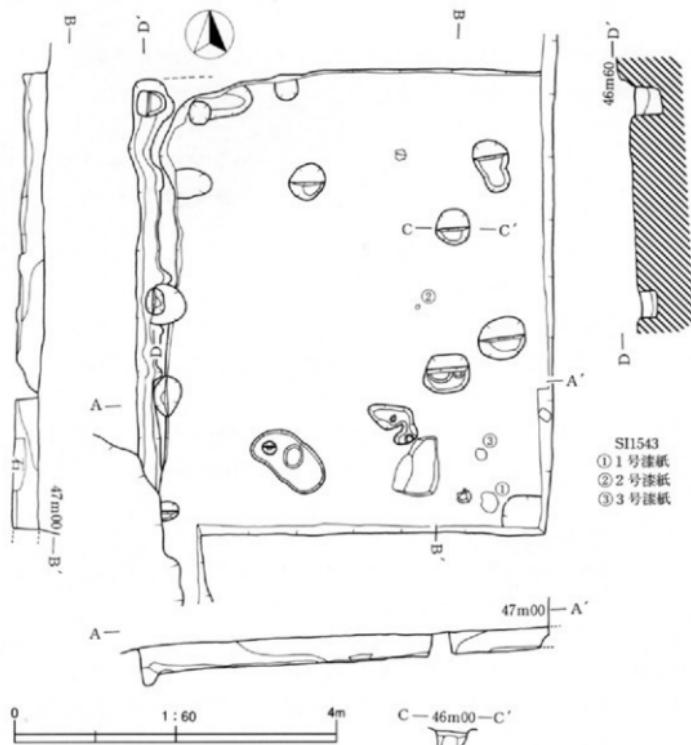
須恵器(1～3)：1は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付皿である。2、3は糸切り無調整の坏である。

赤褐色土器(4～7)：4～7は糸切り無調整の坏である。7は底部に「努」の墨書がある。

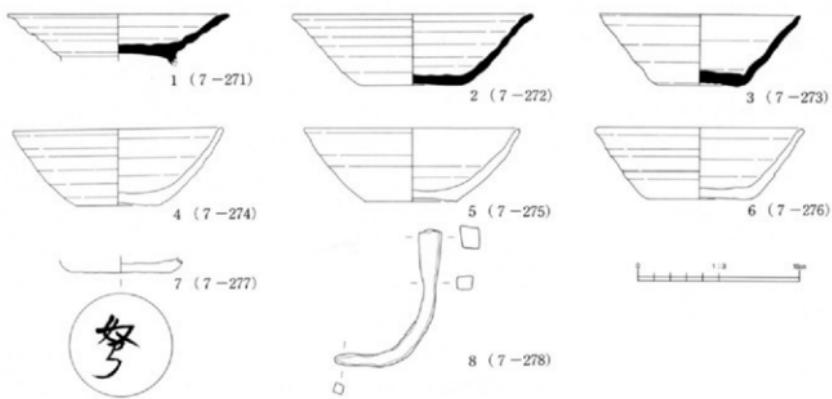
鉄製品(8)：鉄釘である。

S I 1543堅穴住居跡(第20図、図版15)

調査区南東部のS I 1542床面より検出された。平面形は東側、南側が調査区外のため不明であるが、現状で東西4.8m以上×南北8.0m以上の方形を呈し、西壁は現状ではほぼ真北を向いている。カマドは

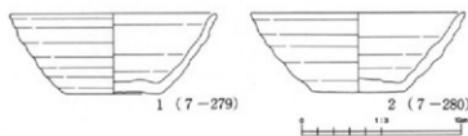


第20図 S I 1542・S I 1543竪穴住居跡



第21図 S I 1542竪穴住居跡出土遺物

現状では検出されない。北西隅には柱掘り方が伴う。S I 1543、SK 1560と重複し、これらより古い。東側、南側が調査区外のため全体プランが判明しないため、調査は次年度行うこととした。



第22図 S I 1543堅穴住居跡出土遺物

S I 1543出土遺物(第22図、図版39)

赤褐色土器(1～2)：いずれも床面出土である。1、2とも糸切り無調整の壺である。

S I 1544堅穴状工房跡(第23図、図版15)

調査区中央部南側の第4層褐色土層面及び地山飛砂層面・地山腐植土層面で検出された。平面形は削平により不明であるが、現状で東西9.0m×南北7.5m以上の方形を呈する。傾斜面を利用した堅穴状の掘り込みと、北側を除く3辺に不規則な掘立柱列を組み合わせた構造になっていると考えられる。建物方位は東辺柱列が北で約2度西に振れる。西辺寄りにS X 1569鍛冶炉跡、南東辺寄りにS X 1570鍛冶炉跡を伴う。S I 1545、S I 1546と重複し、これらより新しい。

S I 1544出土遺物(第24図、図版39・40)

1、7、12は柱掘り方埋土出土、2、5、8、9、13は床面出土、3、4、6、7、10、11は埋土出土である。

須恵器(1)：糸切り無調整の壺である。

赤褐色土器(2～6)：2、4は糸切り無調整の壺である。3は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す壺である。5は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付壺である。6は壺類体部破片である。3は底部に「小支」、5は底部に「厨」、4、6は判読不能の墨書がある。

土製品(7)：須恵器甕体部破片転用し、円盤状に打ち欠き加工した不明土製品である。

フイゴ羽口(8・9)：8、9ともフイゴ羽口先端部であり基部は欠損している。

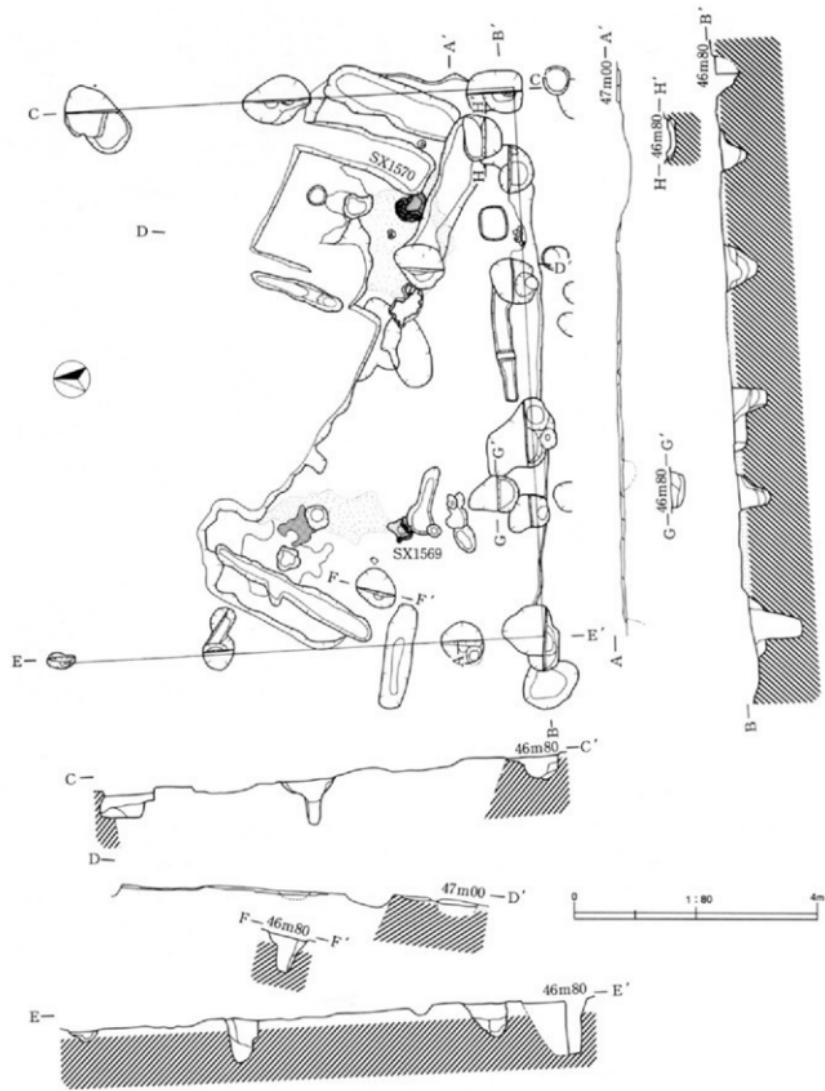
鉄製品(10～13)：10～12は鉄釘である。13は鉄鎌である。

S X 1569鍛冶炉跡(第25図、図版15)

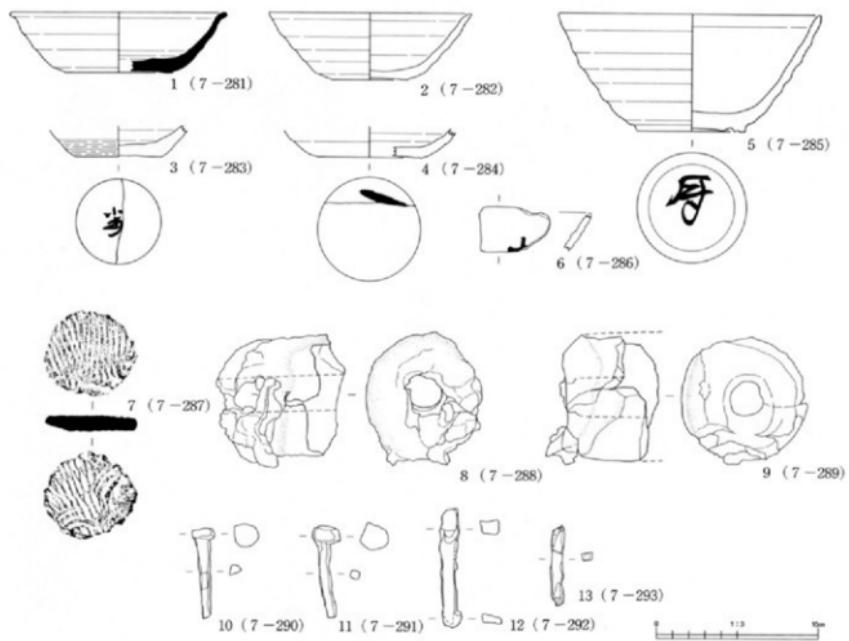
調査区中央部南側のS I 1544西辺中央から南寄りの床面で検出された。炉跡と考えられる還元面の部分は直径約45cmの円形を呈し、その中央部がくぼむ形となる。北側に1.4m離れた位置で焼土面が検出された。炉跡と焼土面の周囲には炭化物面が、焼土面の北西側には明褐色粘土面が認められた。全体に削平を受けており、詳細な構造は不明である。

S X 1570鍛冶炉跡(第26図、図版15)

調査区中央部南側のS I 1544南東隅寄りの床面で検出された。炉跡と考えられる還元面の部分は直径約45cmの円形を呈し、その中央がくぼむ形となり、北側にフイゴ羽口が設置されたと考えられるくぼみと南側に焼土面が確認された。北東側に20cm、西側に1.1m離れた位置で明褐色粘土面が検出さ



第23図 S I 1544堅穴状工房跡



第24図 S I 1544堅穴状工房跡出土遺物

れた。炉跡及び明褐色粘土面の周囲には炭化物面が認められる。全体に削平を受けており、詳細な構造は不明である。

S I 1545堅穴住居跡(第27図、図版16)

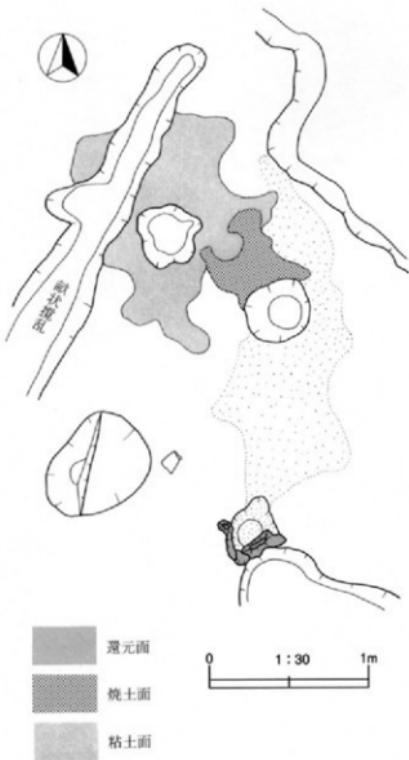
調査区中央部南側のS I 1544の床面を除去し、検出された。S I 1546とほぼ同じ位置で建て替えられていることが確認された。平面形は東西6.4m×南北6.2mの方形を呈し、南壁は西で約7度北に振れる。カマドは検出されない。四隅寄りに柱掘り方が伴うが、配置は不規則である。住居壁高は10cm～25cmを計る。S A1539、S I 1544、S I 1546と重複し、S A1539、S I 1544よりも古く、S I 1546よりも新しい。

S I 1545出土遺物(第28図、図版40)

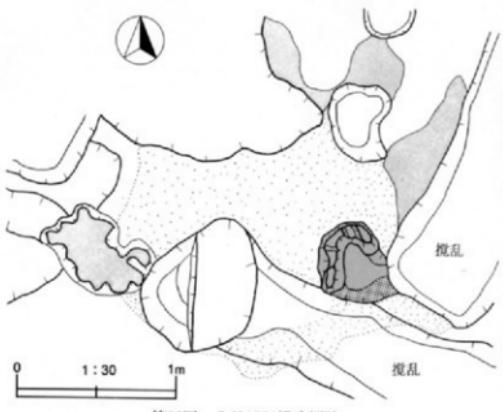
須恵器(1)：埋土出土の蓋である。天井部はヘラ切り後、撫で調整を施す。ボタン状に近い擬宝珠のつまみが付き、天井部内面は硯に転用されている。

S I 1546堅穴住居跡(第29・30図、図版16)

調査区中央部南側のS I 1545の床面で検出された。平面形は東西5.7m×南北5.8mの方形を呈し、



第25図 S X1569鉢冶炉跡



第26図 S X1570鉢冶炉跡

西壁は北で約11度東に振れる。カマドは削平され、遺存状況は悪いが、東壁南寄りに土混じりの粘土で構築されている。四辺に幅25cm~30cm、深さ7cm~10cmの周溝が検出された。四隅寄り及び中央部に柱掘り方、北辺直下及び中央部に土坑を伴う。住居壁高は10cmを計る。S I 1544、S I 1545、S A 1539と重複し、これらより古い。

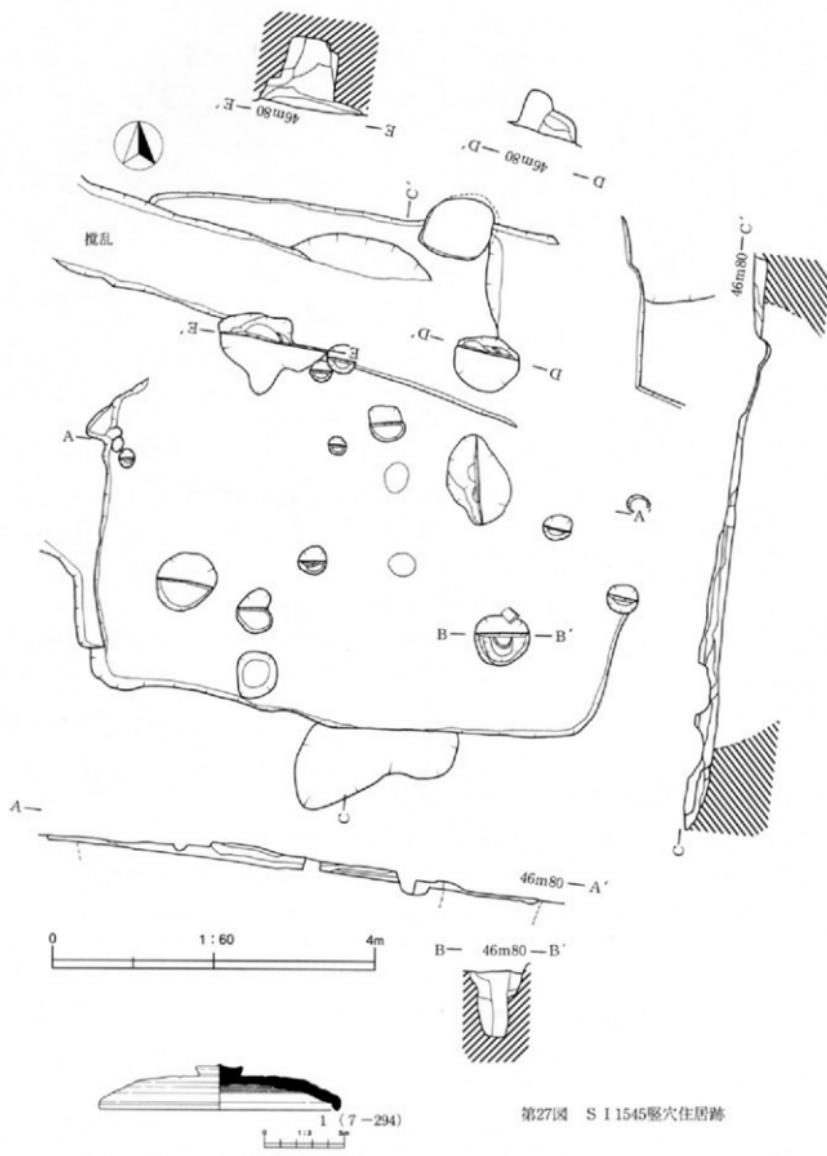
S I 1546出土物(第31図、図版40)

1、4、7は埋土出土、2、3、5、6は床面出土である。

須恵器(1)：糸切り無調整の壺である。底部に判読不能の墨書がある。

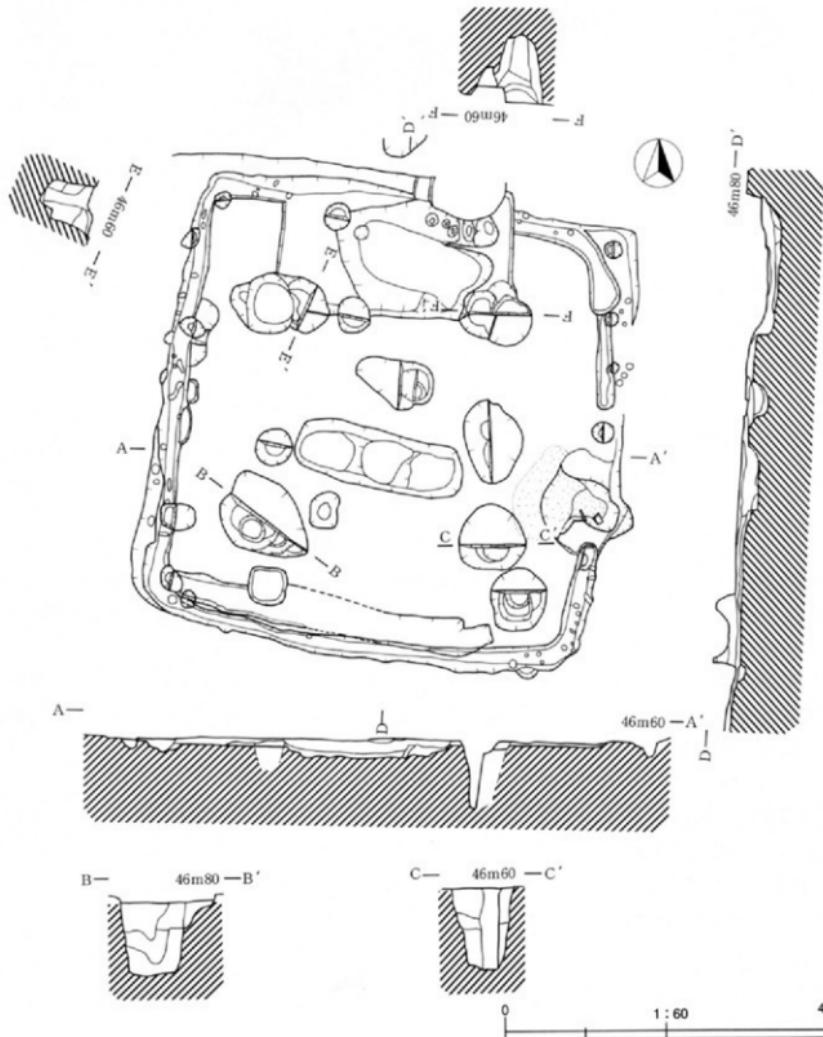
土師器(2~6)：2は非黒色処理の丸底の壺である。外面体部上半から底部にかけて不定方向の手持ちケズリ調整を施す。外面口縁部に横方向、内面底部には放射状のミガキを施すも、内面はさらに撫で調整を施しており、ミガキは不明瞭である。3~6は甕である。3は外面体部上半から下端にかけて縦方向、体部下端から底部にかけても不定方向のカキ目調整を施す。内面は体部上半から底部にかけて横方向のカキ目調整を施す。口縁部は内外面とも撫で調整を施す。4は外面体部上半に縦方向のケズリ調整、外面口縁部及び内面口縁部から体部上半にかけて撫で調整を施す。5は外面体部上半に縦方向のカキ目調整、口縁部に撫で調整を施す。内面は口縁部に横方向及び斜方向のカキ目調整を施す。6は外面体部上半から下半にかけて縦方向、体部下端に横方向のカキ目調整を施す。内面は体部に横方向のカキ目調整、底部には渦巻状に押圧痕が残る。外面底部は砂底状である。

石製品(7)：凝灰岩質の砥石である。4面を使用している。

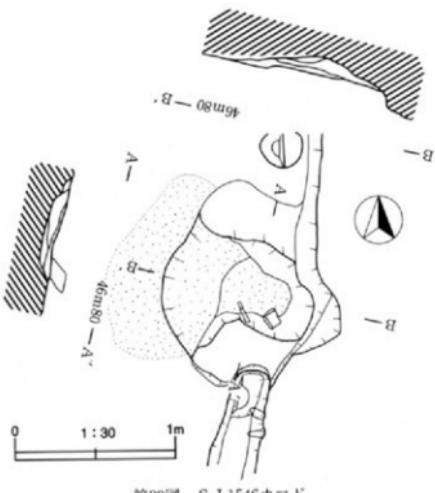


第28図 S I 1545堅穴住居跡出土遺物

第27図 S I 1545堅穴住居跡



第29図 S I 1546堅穴住居跡



第30図 S I 1546カマド

S I 1547堅穴状工房跡(第32図、図版17)

調査区西側の第4層褐色土層面及び地山飛砂層面・地山腐植土層面で検出された。平面形は東西12.5m × 南北7.0mの方形を呈し、西壁は北で約5度東に振れる。堅穴状の掘り込みと梁間1間(3.0m)、桁行2間(西から3.6m + 3.9m)の掘立柱列を組み合わせた構造になっている。南東隅寄りにS X 1572鍛冶炉跡、中央部南寄りにS X 1573鍛冶炉跡、西辺寄りにS X 1574鍛冶炉跡を伴う。S I 1550、S K 1562と重複し、これらより新しい。

S I 1547出土遺物(第33図、図版40・41)

5、8、11、15、16は柱掘り方埋土出土、7、23は床面出土、1～4、6、9、10、12～14、17～22は埋土出土。6、10は小札甲

と位置的に共伴して出土している。埋土下層から床面にかけて非鉄製有機質の小札甲が出土している。

須恵器(1～7)：1、3、5はヘラ切り撫で調整の坏、2、4はヘラ切り軽い撫で調整の坏である。6はヘラ切り無調整の坏である。3、4は底部に、5は体部に判読不能の墨書がある。7は小型短頭壺である。

赤褐色土器(8～13)：8は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す坏である。9～12は糸切り無調整の坏である。11は底部に「厨上」、12は底部に判読不能の墨書がある。13は口縁部内外面に撫で調整を施す壺上半部である。

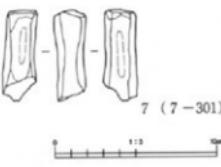
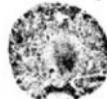
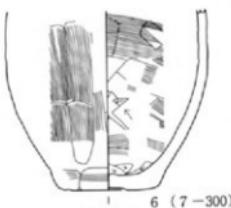
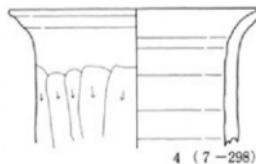
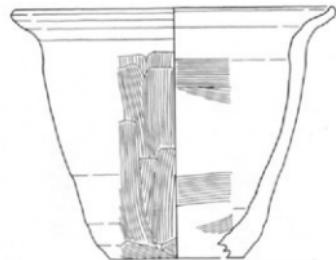
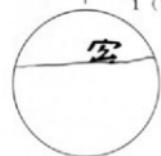
フイゴ羽口(14)：フイゴ羽口先端部であり基部は欠損している。

鉄製品(15～22)：15は紡錘車である。16は鉄釘である。17～21は鉄鎌であるが、完形のものはない。22は用途不明の金具である。

石製品(23)：花崗岩質の石を厚い円盤状に加工している。片面中央にくぼみが認められる。用途不明であるが紡錘車の未製品の可能性も考えられる。

S X 1572鍛冶炉跡(第34図、図版18)

調査区西側のS I 1547南東隅寄りの床面で検出された。炉跡と考えられる還元面、焼土面の部分は長径65cm × 短径55cmの不整形を呈する。中央部に南北方向に5cm程離して径10cm～15cmの礫が並べて置かれ、礫の中間部が還元面となっている。この部分にフイゴ羽口がさし込まれた可能性がある。炉跡から北側に0.5mと1.2m離れた位置にも焼土面が検出された。



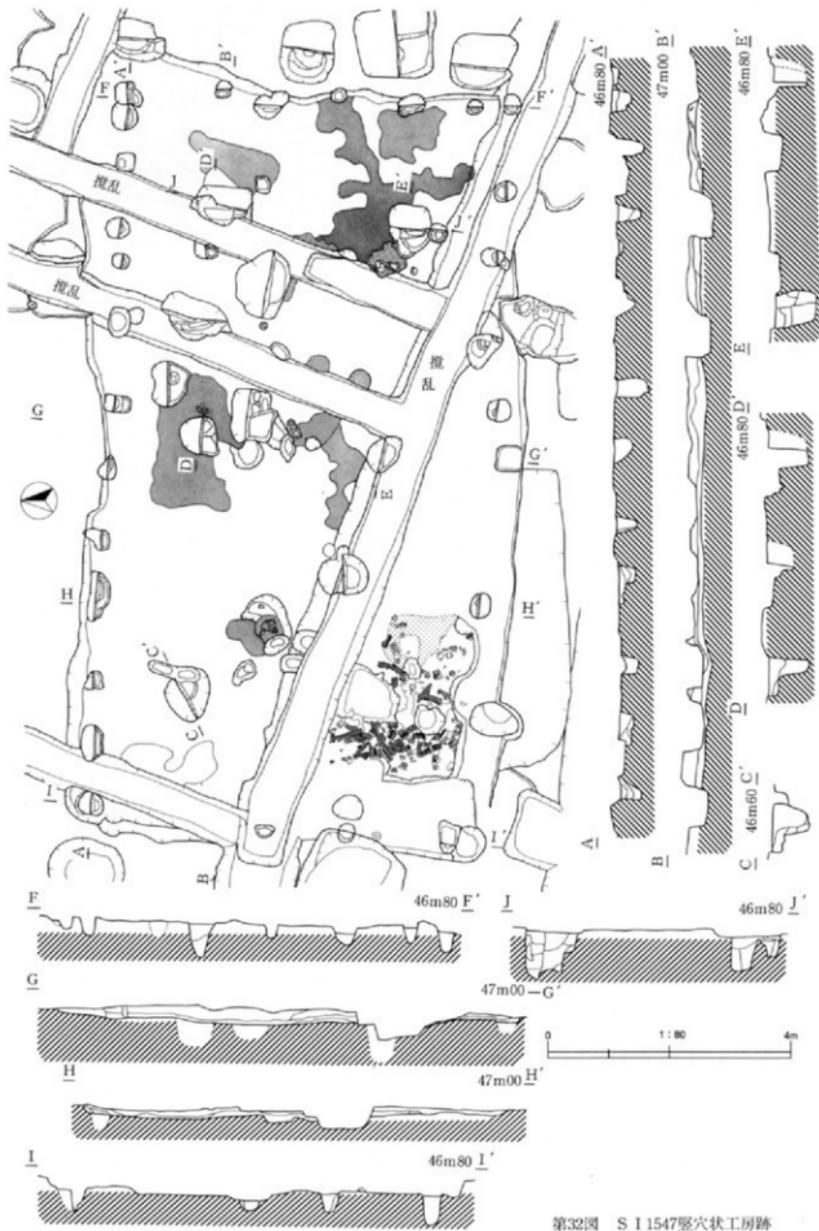
第31図 S I 1546 竪穴住居跡出土遺物

S X 1573 錬冶炉跡(第35図、
図版18)

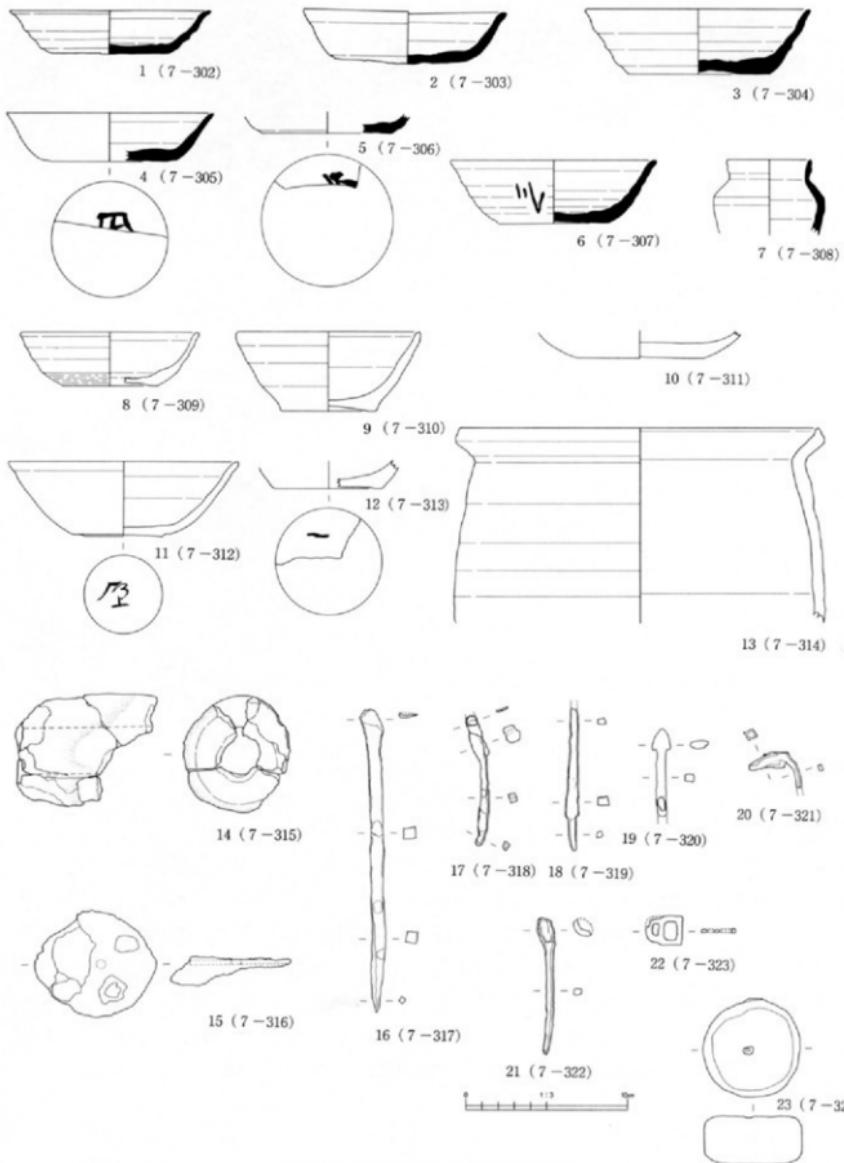
調査区西側のS I 1547中央部南寄り、S X 1572西側の床面で検出された。炉跡と考えられる還元面、焼土面の部分は搅乱基礎により壊されているため不明であるが、現状で東西26cm以上×南北35cmの梢円形を呈すると考えられ、還元面は南東部の長径18cm以上×短径15cmの梢円形を呈すると考えられる。全体的に削平を受けており、平坦となっている。北東側に35cm、南西側に60cm離れた位置で焼土面、西側に70cm離れた位置で明褐色粘土面が検出された。

S X 1574 錬冶炉跡(第36図、
図版18)

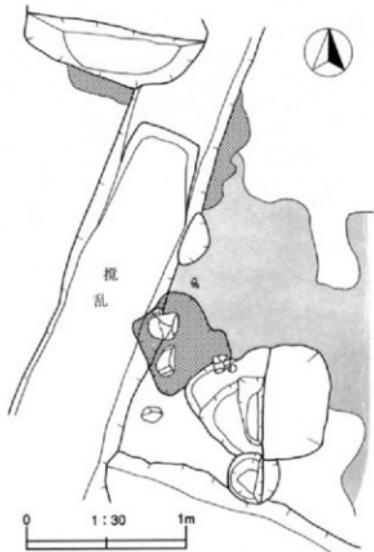
調査区西側のS I 1547西辺寄り、S X 1573西側の床面で検出された。長径95cm×短径60cmの梢円形の浅い落ち込みがあり、南西側が更に一段落ち込んでいる。中央に炉跡と考えられる、長径25cm×短径20cmの梢円形を呈する還元面とその外周に幅10cm～20cmの焼土面が確認され、全体としては



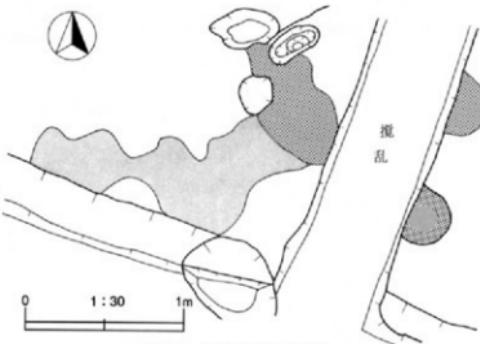
第32図 S.I.1547堅穴状工房跡



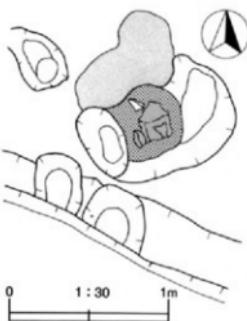
第33図 S I 1547堅穴状工房跡出土遺物



第34図 S X 1572鍛冶跡



第35図 S X 1573鍛冶跡



第36図 S X 1574鍛冶跡

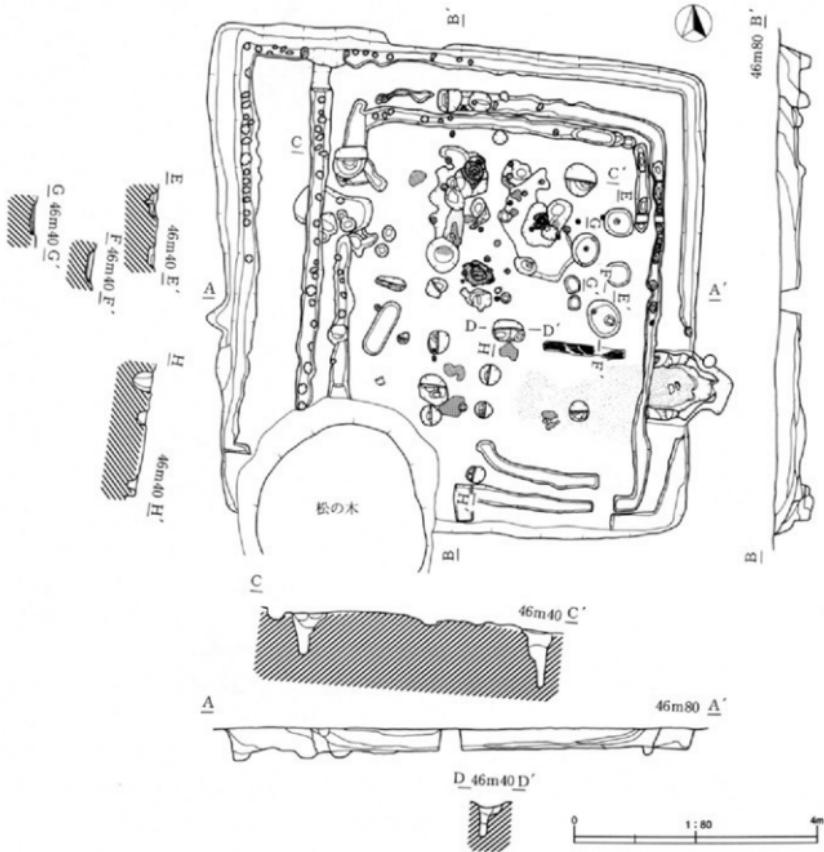
直径40cmの歪んだ円形を呈する。炉跡の北側に接して長径75cm×短径25cm~45cmの不整形を呈する明褐色粘土面が検出された。炉跡に15cm×10cmの礫片が認められた。

S I 1548竪穴住居跡(第37・38図、図版18・19)

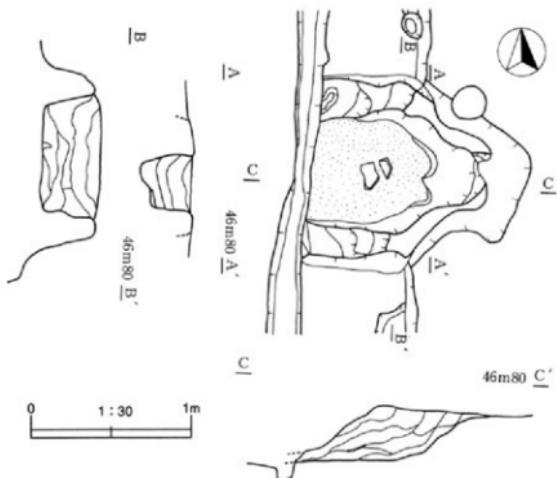
調査区南西部の第5層黄褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は東西7.9m×南北8.0mの方形を呈し、東壁は北で約4度東に振れる。カマドは東壁南寄りに粘土で構築されており、S I 1549東側周溝により切られている。南辺を除く三辺に幅30cm~40cm、深さ15cm~20cmの周溝と、西壁から中央側に1.1mのところに外側の周溝よりも古い幅25cm~30cm、深さ15cm~20cmの南北方向の溝が検出された。北東、北西、南東寄り及び中央部に柱掘り方が伴う。住居壁高は35cm~40cmを計る。S I 1549、S I 1550、S D1551、S D1552と重複し、これらより古い。

S I 1548出土遺物(第39図、図版42)

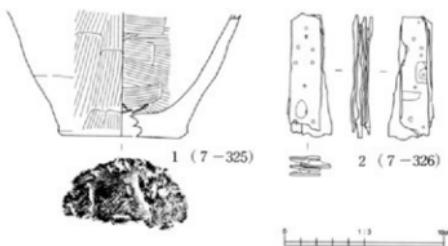
土師器(1)：カマド内出土の甕下半部で、外面体部下半から下端にかけて縦方向のカキ目調整を施



第37図 S I 1548竪穴住居跡・S I 1549竪穴状工房跡



第38図 S I 1548カマド



第39図 S I 1548堅穴住居跡出土遺物

状工房として建て替えられていると考えられる。平面形は東西5.4m × 南北6.7mの方形を呈し、東壁は北で約2度東に振れる。四辺に20cm～30cm、深さ10cm～15cmの周溝が検出された。周溝は北辺と南北及び東辺の一部で2条になっているのが確認された。中央部から北辺寄りにかけてS X1575・S X1576・S X1577鍛冶炉跡を伴う。S I 1548、S D1551、S D1552と重複し、S I 1548よりも新しく、S D1551、S D1552よりも古い。

S I 1549出土遺物(第40図、図版42)

2は床面、1、3～9は埋土の出土である。

須恵器(1～4)：1はヘラ切り拂で調整の杯である。2、3は台付杯である。2はヘラ切り拂で調整で、台周縁にも拂で調整を施し、外表面部に一条の沈線が巡る。3はヘラ切り拂で調整で台周縁にも拂で調整を施す。4は天井部ヘラ切り後、ケズリ調整を施す蓋で、擬宝珠のツマミがつく。

瓦(5)：格子目平瓦の破片である。凸面に格子目のタタキ痕が認められ、凹面に布目が残る。

し、底部には粗いケズリ調整を施す。内面は体部下半に横方向及び斜方向のカキ目調整を施し、底部には籠状工具の押圧痕が認められる。

鉄製品(2)：4枚が重なった小札で、いずれも札尻が欠損していると考えられる。上面の札は札幅2.0cm、長さ7.4cm以上で、札頭は角が丸味を帯びる方形である。鍼孔は1列で第3鍼孔まで確認できる。綴孔は2列で第2綴孔まで確認できる。

下面の札は札幅1.6cm、長さ7.4cm以上で、札頭は角ばった方形である。上面タイプと比べ上部鍼孔は1孔しか確認できない。

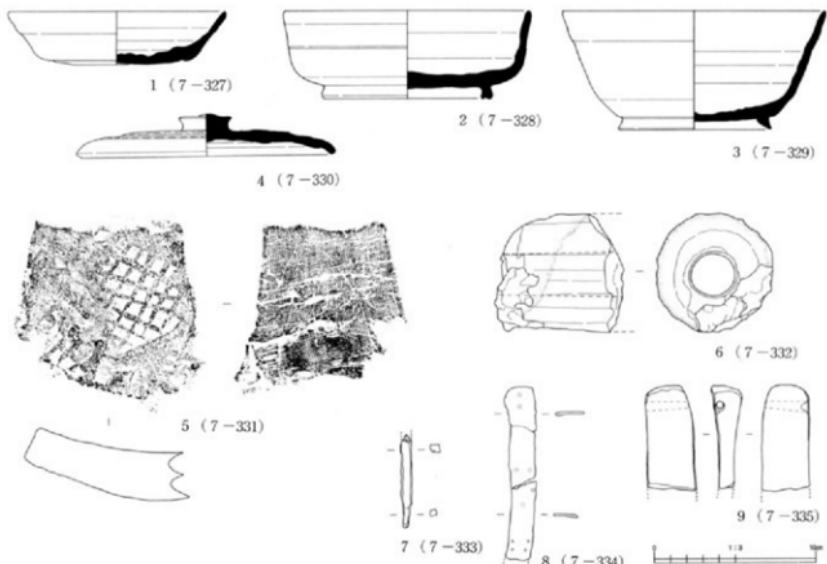
S I 1549堅穴住居跡(第37図、図版18)

調査区南西部の第5層黄褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。S I 1548とはほぼ同位置で規模を縮小して堅穴

1 (7-325)

2 (7-326)

1m



第40図 S.I. 1549 竪穴状工房跡出土遺物

フイゴ羽口(6)：フイゴ羽口先端部で、基部は欠損している。

鉄製品(7・8)：7は鉄錠で先端部が欠損している。8は小札で下部が欠損している。札幅1.5cm、長さ10.6cm以上で、札頭は上辺がやや丸味を帯びる方形である。鍼孔は1列で第3鍼孔まで確認できる。緩孔は2列で第2緩孔まで確認できる。

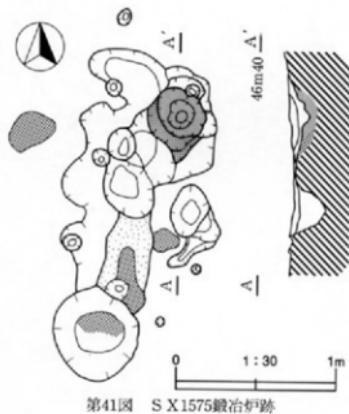
石製品(9)：凝灰岩製の提砥石である。上部に穿孔がある。4面を使用している。

S X 1575鍛冶炉跡(第41図、図版20)

調査区南西側のS I 1549中央北辺寄りの床面で検出された。長径2.05m×短径0.4m～0.85mの不整形の浅い落ち込みがあり、中央と西側が更に一段落ち込んでいる。北東側に炉跡と考えられる長径55cm×短径35cmの楕円形を呈する落ち込みが検出された。中央の長径35cm×短径25cmの楕円形を呈する部分は還元面となっており、その南側は焼土面となっているのが認められた。外縁部と周辺に小ピットが数基検出され、西側の小ピットは南北方向に一列となっている。

S X 1576鍛冶炉跡(第42図、図版20)

調査区南西側のS I 1549中央、S X 1575南東側の床面で検出された。炉跡は平面形が長径60cm×短径35cmの歪んだ楕円形を呈する落ち込みで、中央部の長径35cm×短径30cmの楕円形を呈する部分は還元面となっており、その外周が焼土面となっているのが確認された。外縁部と周辺に小ピットが数基



第41図 S X 1575鍛冶炉跡

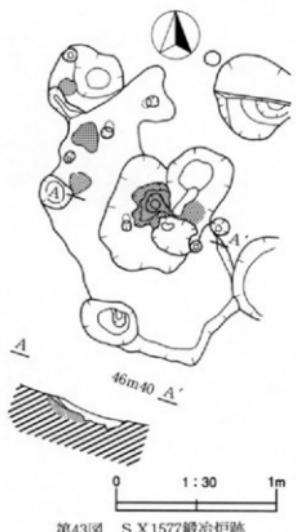


第42図 S X 1576鍛冶炉跡

検出され、北側の小ピットは東西方向に一列となっている。

S X 1577鍛冶炉跡(第43図、図版20)

調査区南西側のS I 1549中央北辺寄り、S X 1575東側、S X 1576北東側の床面で検出された。長径2.1m×短径0.4m～1.15mの不整形の浅い落ち込みがあり、北側及び中央南西側が更に一段落ち込んでいる。中央落ち



第43図 S X 1577鍛冶炉跡



第44図 S X 1577鍛冶炉跡出土遺物

込み部の中央に炉跡と考えられる長径30cm×短径25cmの不整形を呈する落ち込みが検出された。中央の長径25cm×短径20cmの楕円形を呈する部分は還元面となっており、北東側に小さい溝状

のくぼみが付く。還元面の外周には焼土面が確認された。炉跡の北西側に25cm離れた位置から北側に三箇所焼土面が確認された。外縁部と周辺に小ピットが数基検出され、北西側の小ピットは東西方向に一列となっている。

S X 1577出土遺物(第44図、図版51)

石製品(1)：炉内埋土出土である。凝灰岩製の提鉢石である。2面使用で、上部に1孔を穿っている。

S I 1550堅穴状遺構(第45図、図版21)

調査区西側中央部のS I 1547の床面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は削平とS I 1547の小札甲一括出土地点の下になっているため不明であるが、現状で東西4.8m×南北3.1m

以上の方形を呈し、南壁は東で約5度北に振れる。東辺寄りに柱掘り方が併い、中央部付近と考えられるところで東西方向の溝が一条検出された。壁高は20cmを計る。S I 1548と重複し、これより新しい。

S I 1550出土遺物

(第46図、図版42)

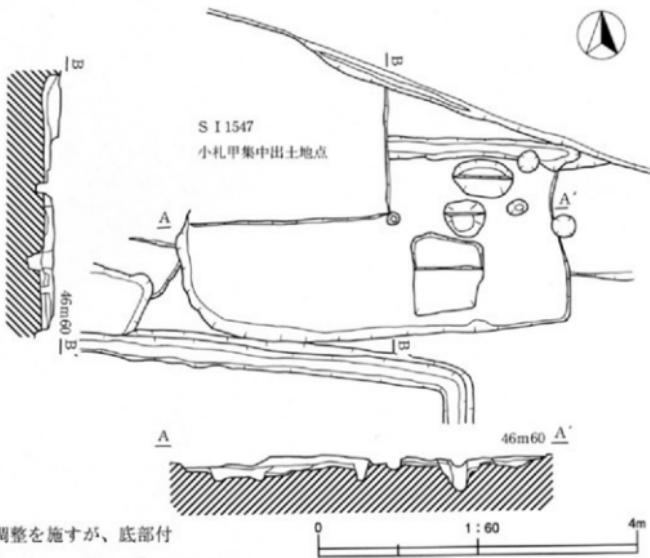
いずれも埋土出土である。

土師器(1)：台部分の欠損した大型の台付壺である。外面口縁部から体部上半にかけて横方向のミガキ調整を施し、内面は口縁部から体部にかけて横方向のミガキ調整を施すが、底部附近は磨滅により不明瞭である。底部に「×」の焼成前のヘラ記号が認められるが、これを消すために強く撫でついているため、切り離しは不明である。

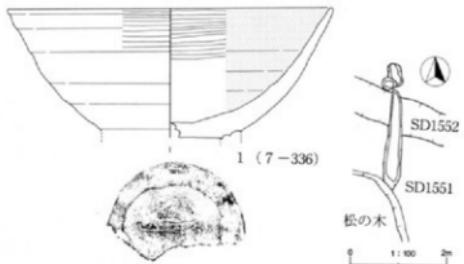
赤褐色土器(2)：糸切りで体部下端にケズリ調整を施す壺である。

S D 1551溝跡(第47図、図版21)

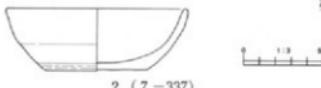
調査区西側の第4層褐色土層面で検出された。幅20cm～35cm、深さ18cm、長さ1.9m以上の南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向はほぼ真北を向く。S I 1548、S I 1549、S D 1552と重複し、これらより新しい。



第45図 S I 1550堅穴状遺構



第47図 S D 1551溝跡



第46図 S I 1550堅穴状遺構出土遺物

S D 1552溝跡(第48図、図版22)

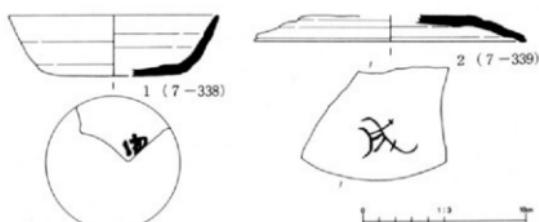
調査区西側の第4層褐色土層面で検出された。幅30cm～75cm、深さ10cm～20cmで、東から2.5mのところで北西方向に7.4m、南西方向に4.3m以上の二又に分かれている溝跡である。全体に削平により浅くなっている。特に南西部の南辺は完全に削平されている。溝の方向は東側において東で約10度南に振れ、北西側において西で約18度北に振れ、南西側において西で約7度南に振れる。S I 1544、S I 1548、S I 1549、S D 1551と重複し、S I 1544、S I 1548、S I 1549よりも新しく、S D 1551よりも古い。



第48図 SD 1552溝跡

S D 1552出土遺物（第49図、図版42）

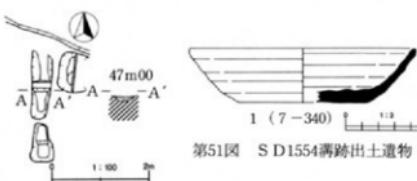
須恵器（1・2）：いずれも埋土出土である。1はヘラ切り撫で調整の坏である。2は天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す蓋であり、内面天井部を硯に転用している。1は底部に「官。」、2は外面天井部に「成」の墨書がある。



第49図 SD 1552溝跡出土遺物

S D 1553溝跡（第4図、図版9）

調査区東側の地山腐植土層面・地山粘土層面で検出された。次年度調査を行うSK 1559との何らかの関連性がある可能性があるため、次年度調査を行うこととした。



第50図 SD 1554溝跡

S D 1554溝跡（第50図、図版9）

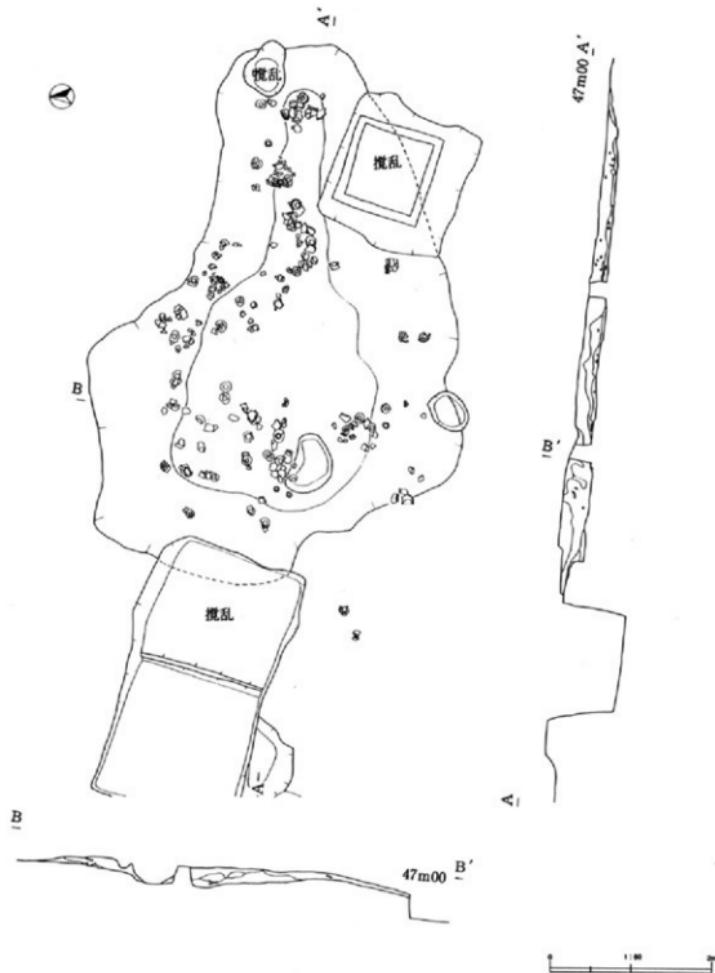
調査区中央部の地山腐植土層面で検出された。削平により北側が壊されているため不明であるが、現状では幅25cm～45cm、深さ15cm～20cmで、長さ2.2m以上の南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約1度東に振れる。SB 1532と重複し、これより古い。

S D 1554出土遺物（第51図、図版43）

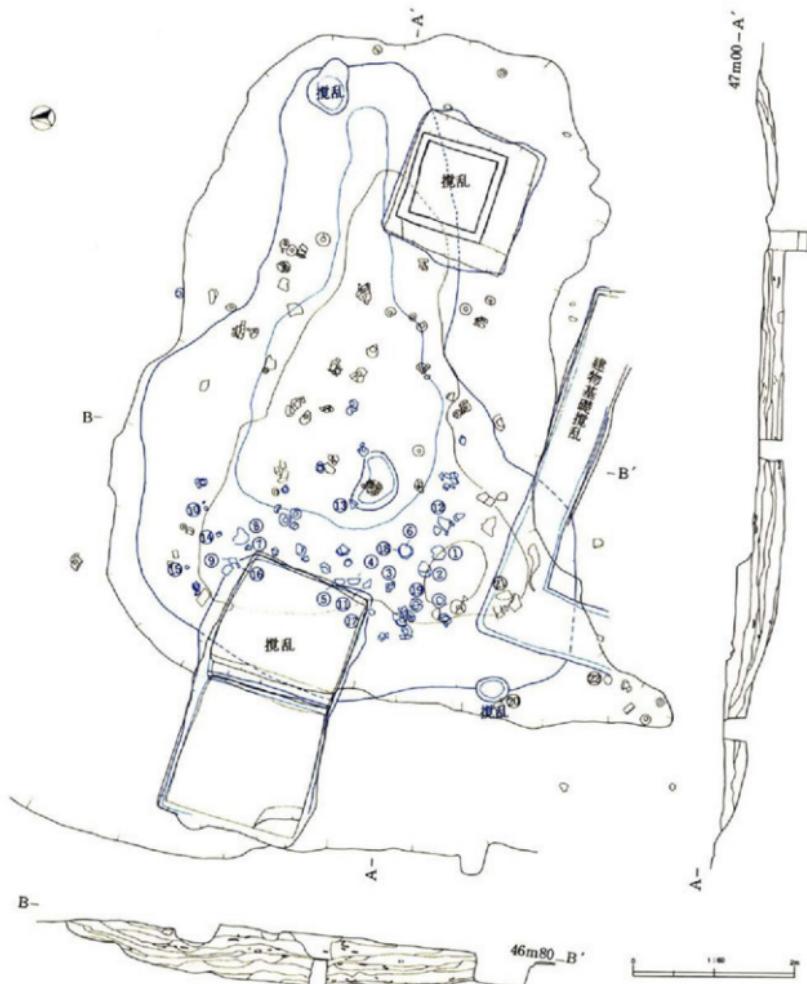
須恵器（1）：埋土出土のヘラ切り軽い撫で調整の坏である。

SK 1555土坑（第52～54図、図版23・24）

調査区北東部のSK 1559上面で検出された土坑である。埋土は大きく分けて、最上層の第1層、第2層炭化物層、第3層炭化物層（漆紙出土層）、第4層炭化物層（漆紙出土層）となり、第2層最下層面、第3層最下層面、第4層最下層面で検出された段階で平面形の形状、規模に変化がみられたため、それぞれ1面、2面、3面と区別することとした。1面は長径6.7m×短径1.9m～4.6m、深さ35cmの不整形を呈する。2面は、1面の西側が大きく、深くなり、長径7.85m×短径1.9m～5.4m、上面か



第52図 SK1555土坑1面検出状況（第2層最下層面検出状況）



- | | | | |
|----------------|----------------|-----------------|------------------------|
| ① 1号漆紙 (19号文書) | ⑥ 6号漆紙 (18号文書) | ⑪ 11号漆紙 | ⑯ 16号漆紙 |
| ② 2号漆紙 (20号文書) | ⑦ 7号漆紙 | ⑫ 12号漆紙 | ⑰ 17号漆紙 |
| ③ 3号漆紙 | ⑧ 8号漆紙 | ⑯ 13号漆紙 (23号文書) | ⑱ 18号漆紙 |
| ④ 4号漆紙 | ⑨ 9号漆紙 | ⑲ 14号漆紙 | ⑲ 19号漆紙 |
| ⑤ 5号漆紙 (4号文書) | ⑩ 10号漆紙 | ⑳ 15号漆紙 | ㉑ 20号A・B漆紙 (16号・17号文書) |
| | | | ㉒ 22号漆紙 |

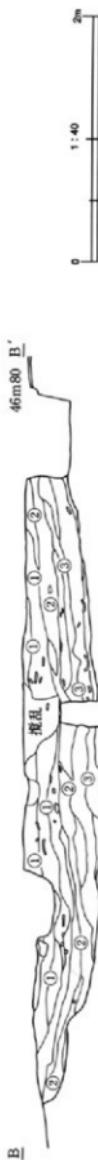
第53図 S K1555上坑2面・3面検出状況 (第3層最下層面検出状況・第4層最下層面検出状況)



S K1555土坑東西～ルト土層断面図①（上層）



S K1555土坑東西～ルト土層断面図②



S K1555土坑南北～ルト土層断面図

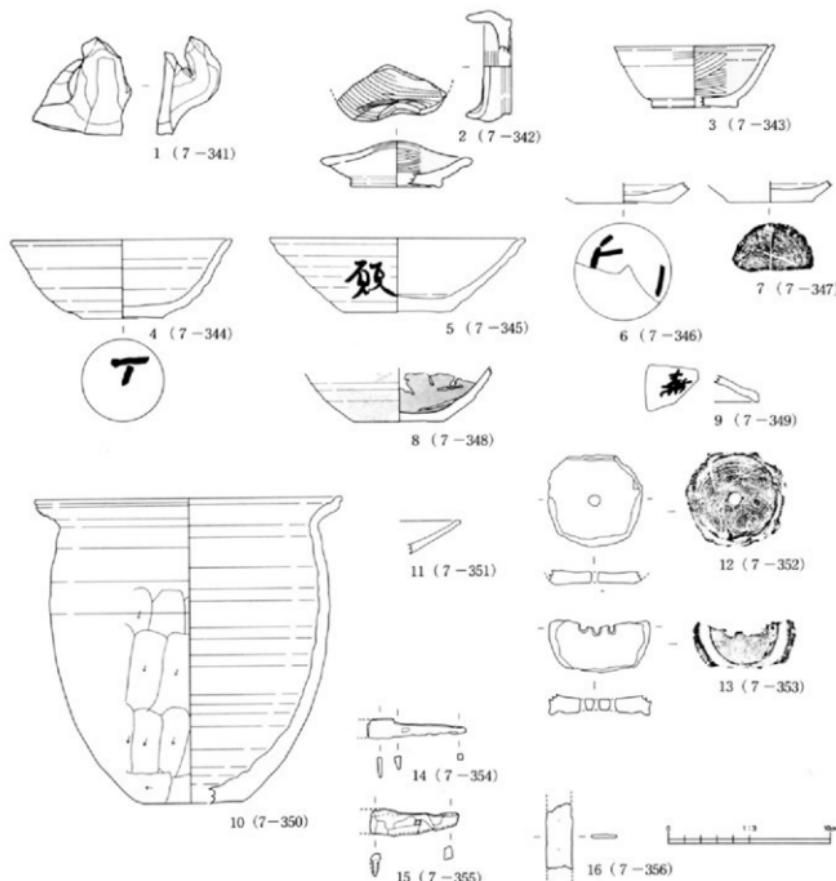
第54圖 S K1555土坑土層断面圖

らの深さが65cmの不整形を呈する。3面は更に大きく、深くなり、長径8.15m×短径4.5m～7.2m、上面からの深さが95cmの不整形を呈する。SK1559と重複し、これより新しい。

S K1555出土遺物(第55～60図、図版43～48)

S K1555土坑の出土遺物は、埋土最上層にあたる第1層、第2層炭化物層、第3層炭化物層(漆紙出土層)、第4層炭化物層(漆紙出土層)に分けて報告する。

S K1555第1層出土遺物(第55図、図版43)



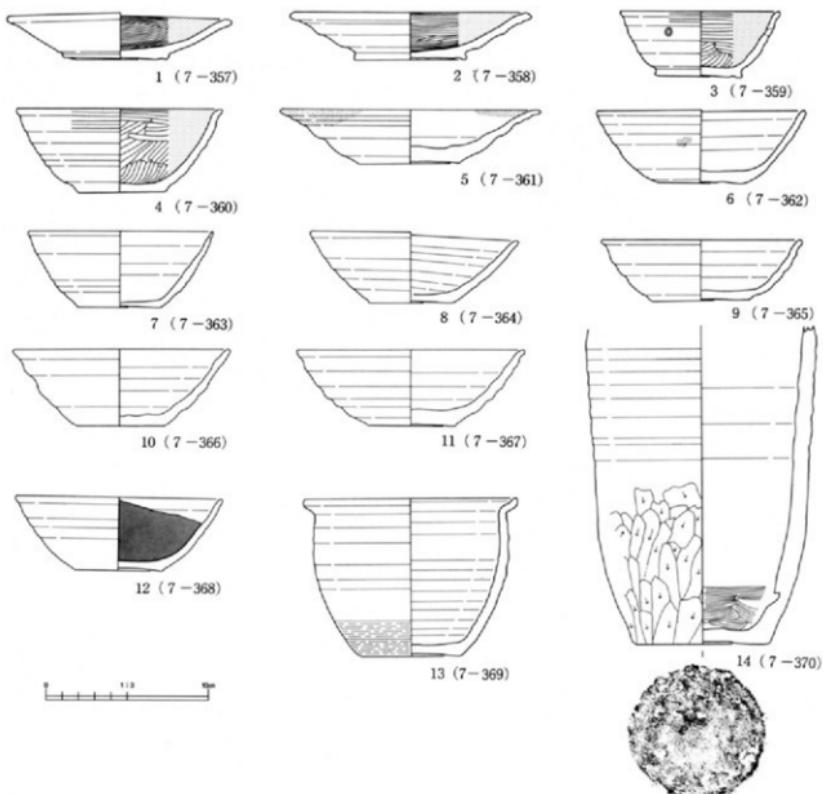
第55図 S K1555土坑第1層出土遺物

須恵器(1)：双耳鉢の耳部分と考えられる。

土器器(2～3)：2は台付の耳皿で、糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す。外面と内面口縁部に横方向または斜方向のミガキ調整を施す。3は小型の台付塊で、内面と外面口縁部に横方向または斜方向のミガキ調整を施す。

赤褐色土器(4～10)：4～8は糸切り無調整の坏である。4は底部に「丁」、5は体部に「願」、6は底部に「厨」の墨書がある。7は底部に「×」の範記号がある。8は内面に漆膜が付着している。9は蓋の破片であり、外面口縁部付近に判読不能の墨書がある。10は平底の中型壺である。外面体部上半から下半にかけて縦方向、下端に横方向のケズリ調整を施し、外面口縁部から体部上半にかけてと内面全体に撫で調整を施す。

灰釉陶器(11)：皿の口縁部破片である。口縁部から体部上半にかけて刷毛塗りで施釉されている。



第56図 SK1555土坑第2層炭化物層出土遺物

土製品(12・13)：12は赤褐色土器杯の底部を転用し、13は赤褐色土器台付杯の底部を転用した紡錘車と考えられる。12は中央に1孔、13は一列に並ぶ形で3孔穿孔されている。

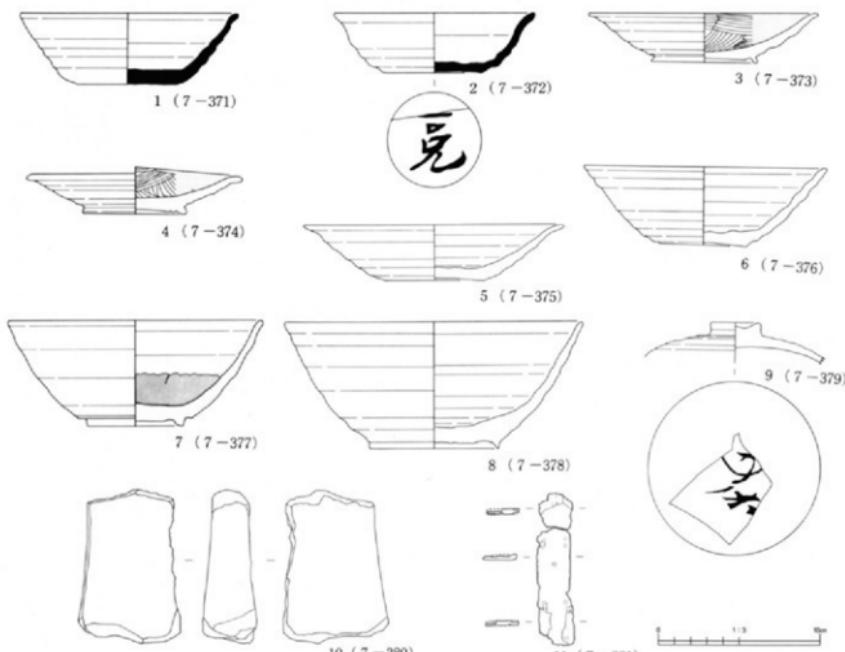
鉄製品(14～16)：14、15とも刀子で刀身部が欠損している。15の茎部には一部柄と思われる木質の遺存が認められる。16は札頭側と札尻側が欠損した小札である。

S K 1555第2層炭化物層出土遺物(第56図、図版44)

土師器(1～4・14)：1、2は台付皿である。ともに糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施し、内面は口縁部に横方向、体部から底部に交差状のミガキ調整を施す。3は小型の台付碗で、外面口縁部と内面体部に横方向、内面底部に斜位のミガキ調整を施す。また、体部に小さな穿孔がある。4は糸切り無調整の碗で、外面口縁部に横方向、内面は体部に横方向及び斜方向、底部に放射状のミガキ調整を施す。14は長胴甕で体部上半から口縁部が欠損している。外面は体部上半に回転を利用し、木口状工具で撫で調整を施し、体部下半に縱方向のケズリ調整を施す。内面は体部に撫で調整を施し、底部に木口状工具で強い撫で付けを行う。外面底部は砂底状である。

赤褐色土器(5～13)：5は糸切り無調整の皿である。6～12は糸切り無調整の碗である。12は内面に漆膜が付着している。13は平底の小型甕で、体部下半から下端にかけてケズリ調整を施す。

S K 1555第3層炭化物層出土遺物(第57図、図版25・26・44・45)



第57図 S K 1555土坑第3層炭化物層出土遺物

S K1555出土漆紙1号～19号の出土層である。また多数の漆付着土器片が出土している。

須恵器(1～2)：1、2は糸切り無調整の坏である。2は底部に判読不能の墨書がある。

土師器(3・4)：3、4は台付皿である。ともに糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施し、内面は口縁部に横方向、体部から底部に交差状のミガキ調整を施す。

赤褐色土器(5～9)：5は糸切り無調整の皿である。6は糸切り無調整の坏である。7、8は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。7は内面に漆膜が付着する。9は蓋で、内面天井部に判読不能の墨書がある。

石製品(10)：砂岩質の砥石である。3面を使用している。

鉄製品(11)：小札と考えられるが劣化が著しく孔の位置関係も不明確である。

S K1555第4層炭化物層出土遺物(第58～60図、図版25・26・45～48)

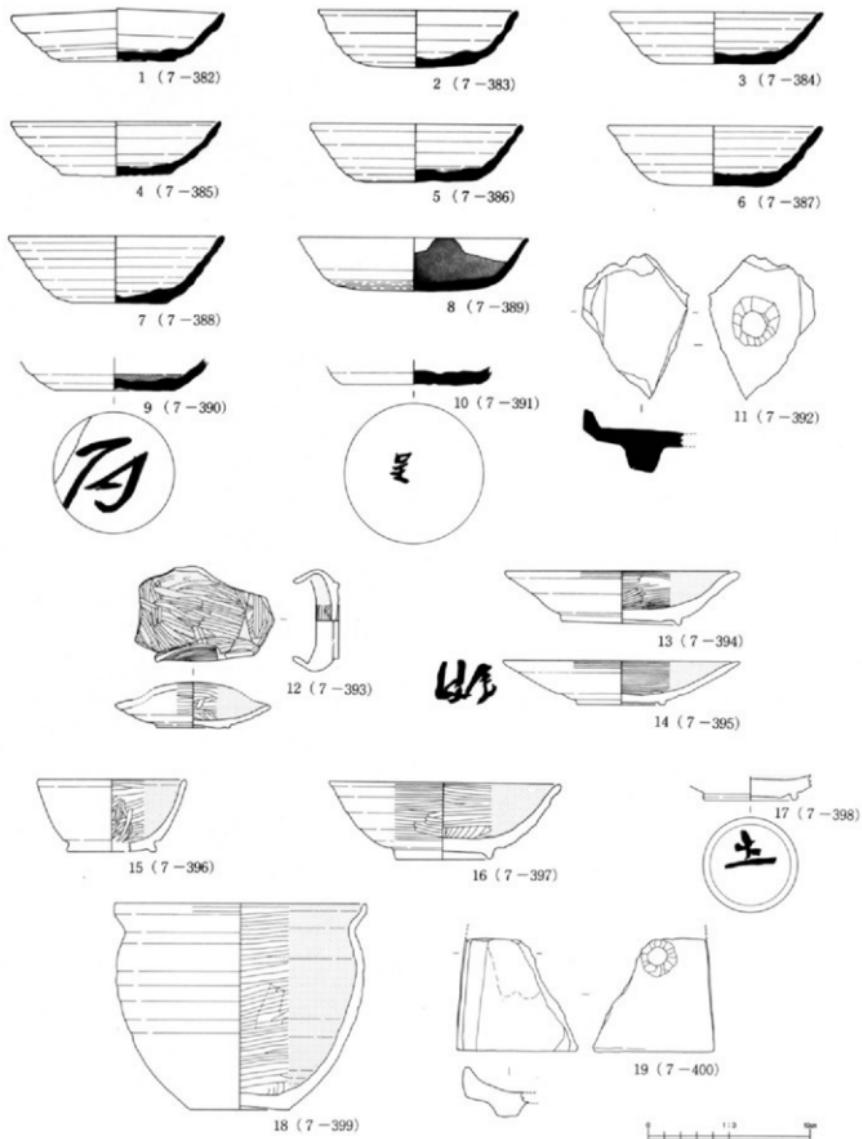
S K1555出土漆紙20号～22号の出土層である。また、多数の漆付着土器片が出土している。

須恵器(1～11)：1、4はヘラ切り後、底部周縁に軽い撫で調整を施す坏である。2、3～7、9、10はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。8は底部から体部下端にケズリ調整を施すため切り離し不明の坏である。8は内面に漆膜が付着する。9は底部に「厨」、10は底部に「呈」の墨書がある。11は脚付の硯であるが、欠損により形態は明確でない。

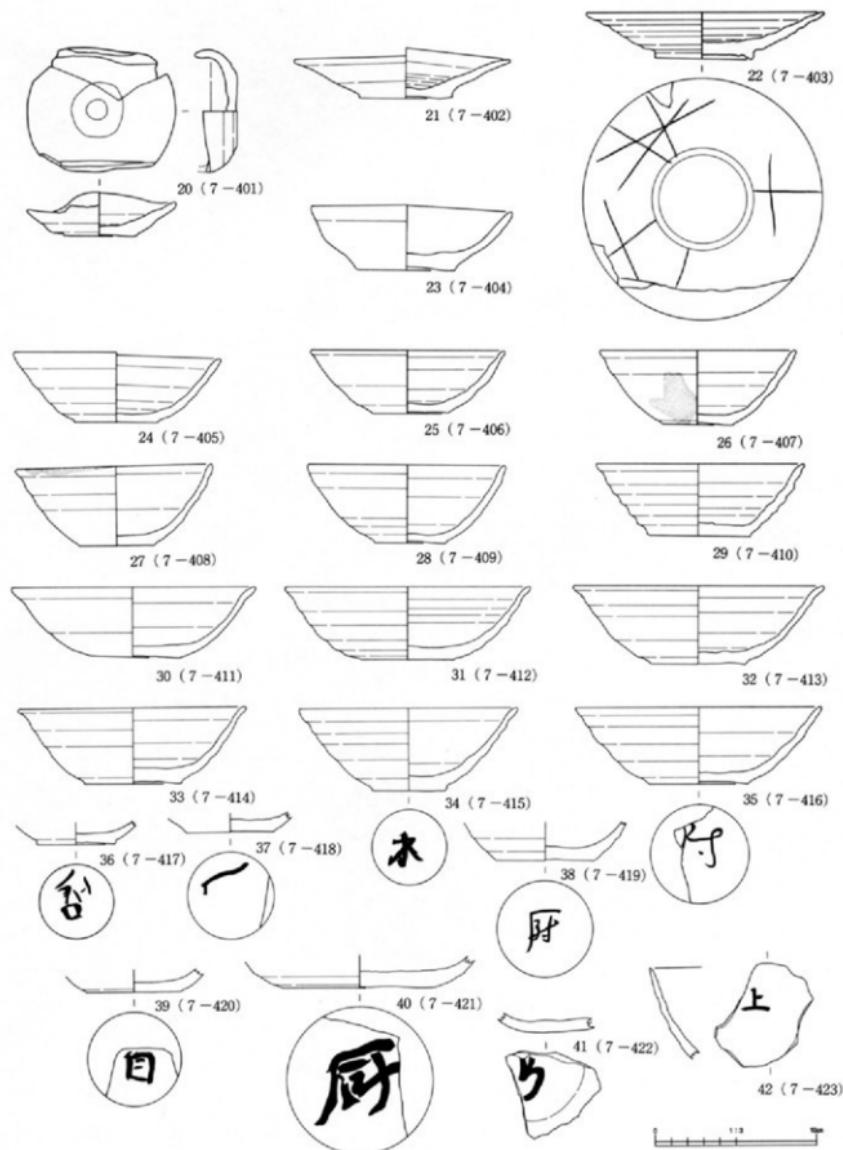
土師器(12～19)：12は台付の耳皿、13、14は台付皿、15～17は台付碗である。いずれも糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す。12は耳部分の内外面に横方向、内面口縁部に横方向、体部から底部に交差状のミガキ調整を施す。13は外面と内面口縁部に横方向、内面体部に斜方向、底部に交差状のミガキ調整を施す。14は外面口縁部と内面口縁部から体部にかけて横方向、底部に一定方向のミガキ調整を施し、外面部には判読不能の墨書がある。15は内面口縁部に横方向、体部に斜方向のミガキ調整を施す。16は外面口縁部から体部下半にかけて横方向、内面は口縁部から体部にかけて横方向、底部は放射状のミガキ調整を施す。17は底部に「土」の墨書がある。18は底部静止糸切りの小型甌である。外面と内面口縁部から体部にかけて横方向、底部に交差状のミガキ調整を施す。19は脚付の硯であり、全体に面取り後、ミガキ調整を施している。

赤褐色土器(20～48)：20は糸切り無調整の耳皿である。21は糸切り無調整の皿である。22は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付皿である。外面部に「×」の刻書がある。23～35は糸切り無調整の坏である。36～41は糸切り無調整の坏底部破片である。42は坏類体部破片である。34は底部に「木」、35、38、40は底部に「厨」、37は底部に判読不能、39は底部に「目」、41は底部に「与」、42は体部に「上」の墨書がある。43は糸切りで台周縁部及び底部に撫で調整を施す台付坏である。44～46は蓋である。44、45は天井部にケズリ調整を施すため切り離し不明、46は撫で調整を施すため切り離し不明である。45、46とも外面天井部に判読不能の墨書がある。47は糸切り無調整の小型甌である。内面口縁部と外面口縁部から体部にかけて漆が付着する。48は平底の甌で底部に丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。口縁部から体部下半にかけてロクロ利用のカキ目調整、体部下端にケズリ調整を施す。

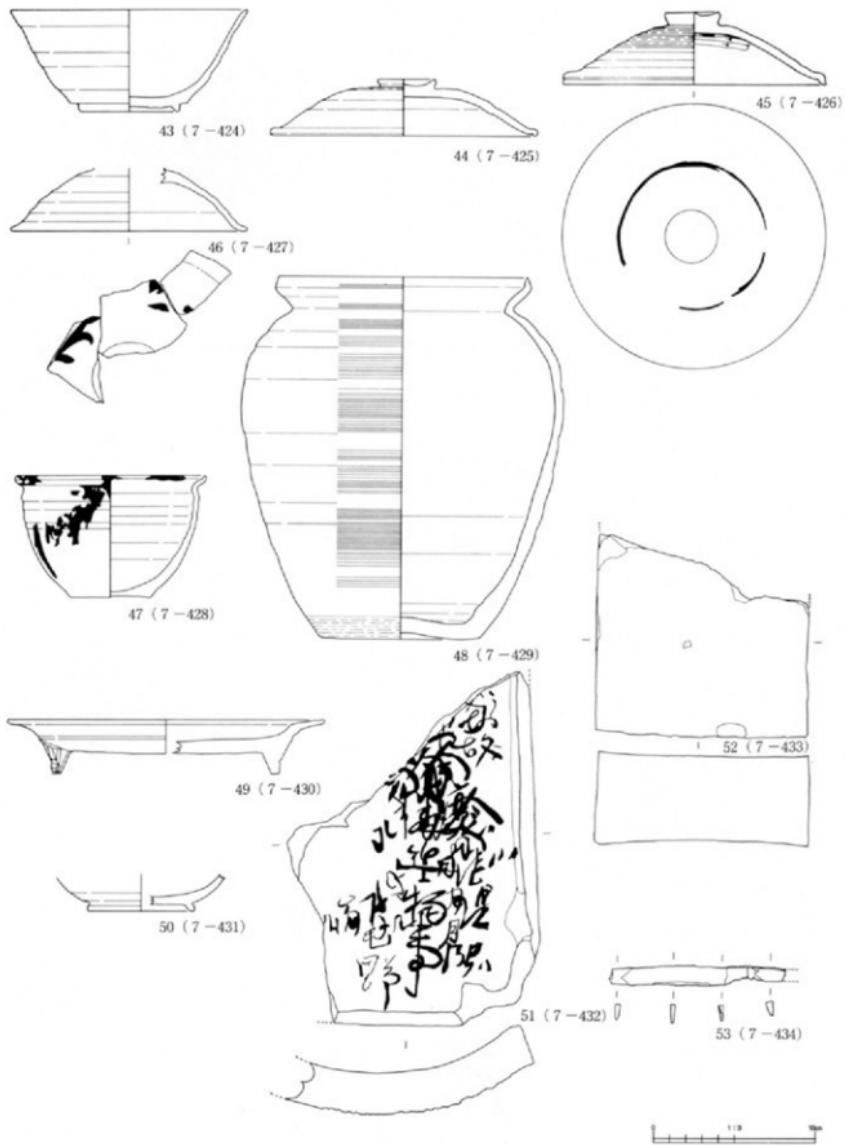
灰釉陶器(49・50)：49は三足盤である。内面口縁部から底部まで刷毛塗りにより施釉している。50



第58図 S K1555土坑第4層炭化物層出土遺物①



第59図 SK1555土坑第4層炭化物層出土遺物②



第60図 S K1555土坑第4層炭化物層出土遺物③

は台付塊で、内面に施釉しているが施釉方法は不明である。

瓦(51)：凹面に墨書がある平瓦である。内容は習書で、「故故念法弘・法月月月・念念・進上物事下毛野」が各々重複している。

埠(52)：半分以上が欠損した埠である。

鉄製品(53)：刀身及び茎が欠損した刀子である。

S K 1556土坑(第61図、図版27)

調査区東側中央部の第3層暗褐色土層を除去した、S I 1541上面で検出された。長径5.2m×短径2.6m～3.1m、深さ45cmの歪んだ楕円形の土坑である。S I 1541と重複し、これより新しい。

S K 1556出土遺物(第62・63図、図版27・49・50)

すべて埋土出土である。埋土最下層面から漆紙1号(24号文書)が出土している。

須恵器(1)：糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付塊である。底部に判読不能の墨書がある。

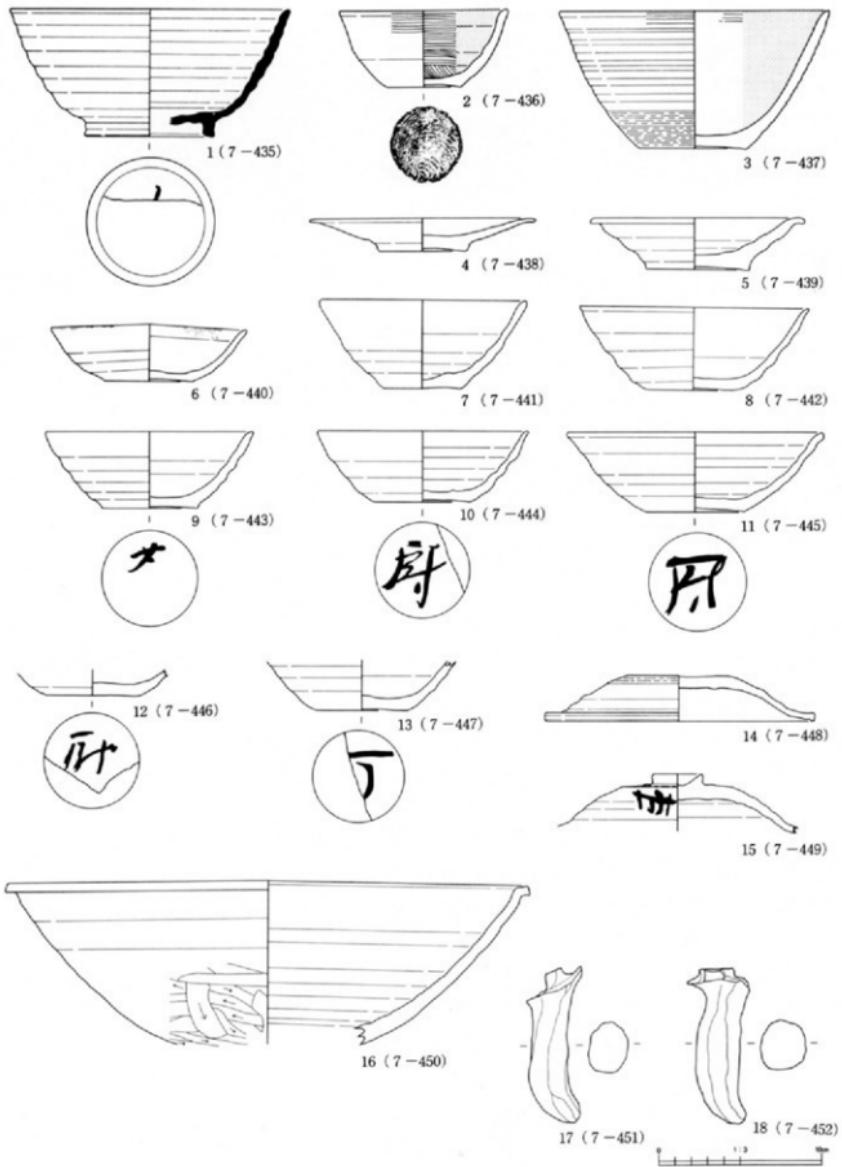
土師器(2・3)：2は底部糸切り無調整の小型埠である。外面口縁部と内面口縁部から体部にかけて横方向、底部に交差状のミガキ調整を施している。底部に「×」の範記号がある。3は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す埠である。外面口縁部と内面口縁部に横方向のミガキ調整を施すが、磨滅により不明瞭である。

赤褐色土器(4～18)：4、5は糸切り無調整の皿である。6～11は糸切り無調整の埠である。12～13は糸切り無調整の埠底部である。9は底部に「丈」、10、11、12は底部に「厨」、13は底部に判読不能の墨書がある。14はツマミなしの蓋で、天井部糸切り後、ケズリ調整を施す。15はリング状のツマミのつく蓋で、天井部ヘラ切り後、ケズリ調整を施す。外面天井部に「冊」の墨書がある。16は鍋である。外面体部下半から底部にかけて不定方向の手持ちケズリ調整を施し、外面口縁部から体部上半及び内面口縁部から底部にかけて撫で調整を施す。17、18は脚付鍋の脚部である。

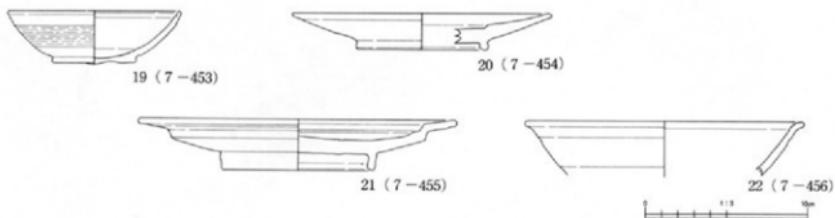
縁釉陶器(19)：削り出しの蛇目高台を持つ小型埠である。体部外面にケズリ調整を施す。内外面



第61図 S K 1556土坑



第62図 S K1556土坑出土遺物①



第63図 SK1556土坑出土遺物②

及び底部に施釉がなされ、釉は色調にむらがあり緑色及び黄緑色を呈する。

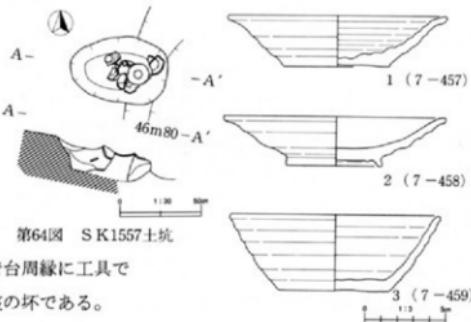
灰釉陶器(20~22)：20、21は段皿で、ともに内面口縁部から底部にかけて刷毛塗りにより施釉されている。20は底部外面に、21は底部内外面に焼成時のトチンの痕跡が認められる。22は焼口縁部から体部の破片である。内面に刷毛塗りで施釉されている。

S K1557土坑(第64図、図版28)

調査区北東部の地山腐植土層面及びSK1559上面で検出された。長径60cm×短径40cm、深さ20cmの椭円形の土坑である。SK1559と重複し、これより新しい。

S K1557出土遺物(第65図、図版50)

赤褐色土器(1~3)：いずれも埋土出土である。1は糸切り無調整の皿である。2は糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す台付皿である。3は糸切り無調整の壺である。



第64図 SK1557土坑

S K1558土坑(第66図)

調査区北東部のSK1559上面で検出された。長径2.45m×短径0.5mから1.05m、深さ10cmの不整形の土坑である。

S K1559土坑(第4図、図版7)

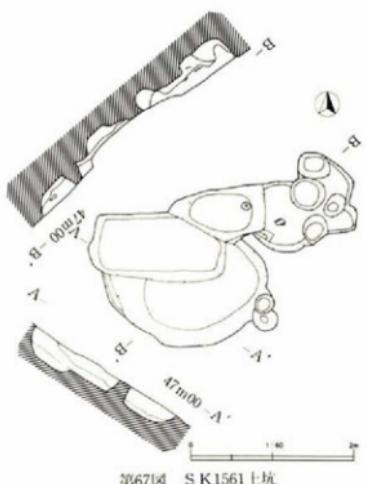
調査区北東部の地山腐植土層面及びSK1556の底面を掘り下げて検出された大型の土坑である。SK1556の底面よりも更に1m以上掘られていると考えられる。調査期間の関係により、調査は次年度に行うこととした。SB1533、SK1555、SK1557、SK1558と重複し、これらより古い。



第66図 SK1558土坑

S K1560土坑(第3図、図版28)

調査区南東部の第3層暗褐色土層を除去して検出された土坑である。南側大部分が調査区外であり、



第67図 SK 1561土坑

全体プランが不明であるため、調査は次年度行うこととした。S I 1542、S I 1543と重複し、これらより新しい。

S K 1561土坑(第67図、図版28)

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。直径3.25m × 短径0.6m～1.9m、深さ40cmの不整形の土坑である。

S K 1561出土遺物(第68図、図版50)

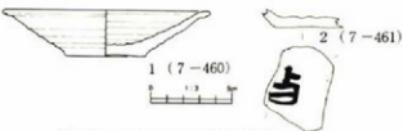
赤褐色土器(1・2)：いずれも埋土出土である。1は糸切り無調整の皿である。2は糸切り無調整の壺底部破片で、底部に「与」の墨書きがある。

S K 1562土坑(第69図、図版29)

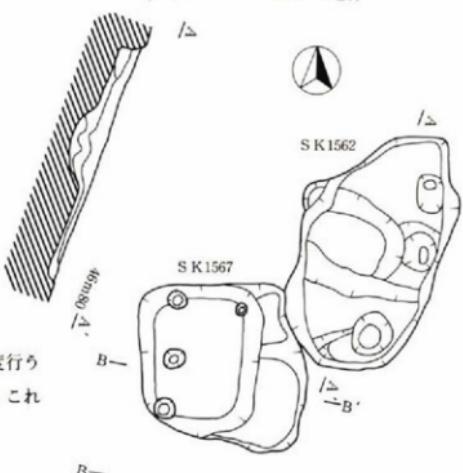
調査区西側の地山腐植土層面で検出された。長径1.6m × 短径0.9m、深さ25cmの楕円形の土坑である。S I 1547と重複し、これより古い。

S K 1563土坑(第70図、図版29)

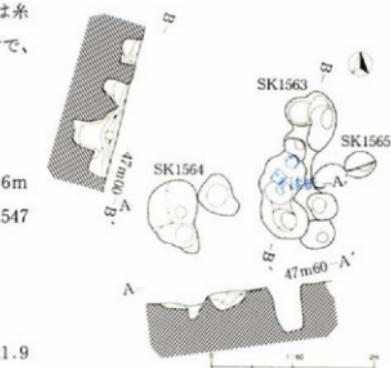
調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。長径1.9m × 短径0.35m～0.95m、深さ25cm～60cmの不整形の土坑



第68図 S K 1561土坑出土遺物



第69図 S K 1562・S K 1567土坑



第70図 S K 1563・S K 1564・S K 1565土坑

である。

S K 1563出土遺物(第71図、図版50・51)

いずれも埋土出土である。

赤褐色土器(1・2)：

1は糸切り無調整の皿で、内面に漆膜が付着する。2は台付皿である。糸切りで台周縁に工具で撫で調整を施す。

須恵器(3)：脚付の風字硯である。底部下面は細かい不定方向の手持ちケズリにより整形されており、側面も

手持ちケズリにより面取りされている。上面もケズリ整形が施されたと考えられるが、使用により明確でない。上面には使用時の墨痕が残る。

S K 1564土坑(第70図、図版29)

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。長径90cm×短径45cm～60cm、深さ25cm、長径55cm×短径25cm～40cm、深さ20cmの2基の不整形の小土坑からなる土坑である。

S K 1565土坑(第70図、図版29)

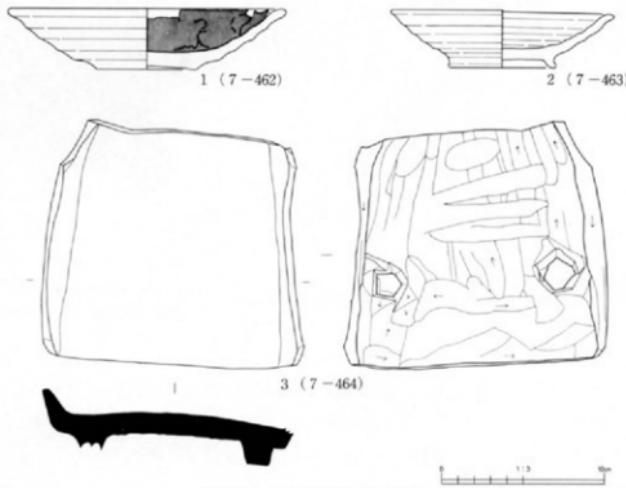
調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。長径40cm×短径35cmの椭円形の土坑である。

S K 1566土坑(第72図、図版29)

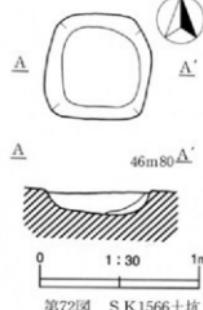
調査区西側の地山腐植土層面で検出された。径65cm、深さ25cmの隅丸方形の土坑である。

S K 1567土坑(第69図、図版29)

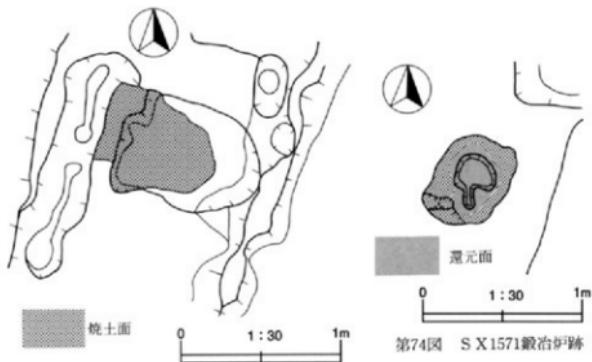
調査区西側の地山腐植土層面で検出された。東西90cm～105cm×南北80cm～105cm、深さ25cmの不整形の土坑である。北辺直下及び西辺直下に小掘り方を伴う。



第71図 S K 1563土坑出土遺物



第72図 S K 1566土坑

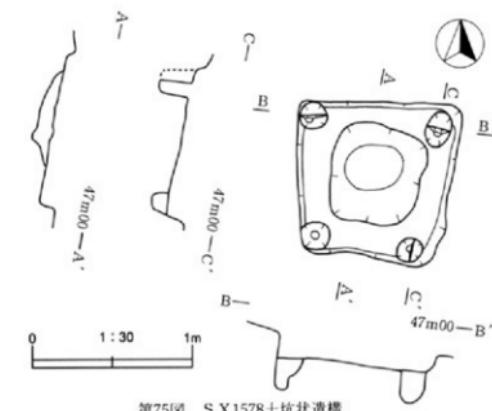


第73図 S X 1568鍛冶炉跡

化した部分が検出された。長径74cm×短径40cm～67cmの不整形を呈するが、削られて凹凸がなくなっていた。周囲からは鍛造剝片が確認され、鍛冶炉跡と考えられる。

S X 1571鍛冶炉跡(第74図、図版30)

調査区中央部の第4層褐色土層面で検出された。長径35cm×短径30cmの楕円形の範囲に還元面、その外周に幅5cm～10cmの焼土面が確認された。全体としては長径60cm×短径45cmの楕円形を呈し、その中央がくぼむ形となっている。



第75図 S X 1578土坑状遺構

S X 1578土坑状遺構(第75図、図版30)

調査区中央部の第4層褐色土層面及び地山腐植土層面で検出された。平面形は東西85cm～100cm×南北95cm～105cmの隅丸方形を呈する。確認面から埋土を10cm程掘り下げたところで、中央に長径60cm×短径55cm、深さ10cmの楕円形を呈する浅い落ち込みが検出され、丸底のものが埋設されていた可能性がある。埋土はグラウシ化した灰黄褐色土が主体となっている。また四隅には直径15cm前後、深さ10cm～20cmの円形の

小柱掘り方が検出され、何らかの上屋構造を支える柱が立てられていたと考えられる。



S X 1578出土遺物(1)：埋土出土である。糸切り無調整の坏である。

第76図 S X 1578土坑状遺構出土遺物

S X 1568鍛冶炉跡(第73図、図版30)

調査区中央部北西側の第4層褐色土層面で検出された。北辺と南辺が削平されている長径93cm×短径65cmの楕円形の浅い落ち込みがあり、その中央から西側縁にかけて炉跡と推定される酸化・橙色

3) 基本序層及び各層出土遺物

基本層序(第5図)

第72次調査では調査区の東西で層堆積の状況が異なっているが、調査区全体として堆積時期の変遷をもとに基本層序として位置付けると以下のようになる。

第1層 表土・造成土：現表土と小学校造成時の造成土。

第2層 旧耕作土：小学校造成以前の畠地耕作土。

第3層 暗褐色土層：調査区東側に堆積する。今次調査区では最上層の古代の遺物包含層。

第4層 褐色土層：調査区西側から中央にかけて堆積する。古代の遺物包含層。堆積時期により細分される可能性がある。

第5層 黄褐色土層：調査区西側から中央の一部にかけて堆積する。出羽柵造営前の縄文時代の遺物包含層。

地山粘土層・地山飛砂層：調査区西側の一部は飛砂層が地山になり、それ以外は基盤粘土層が地山となっている。

各層出土遺物

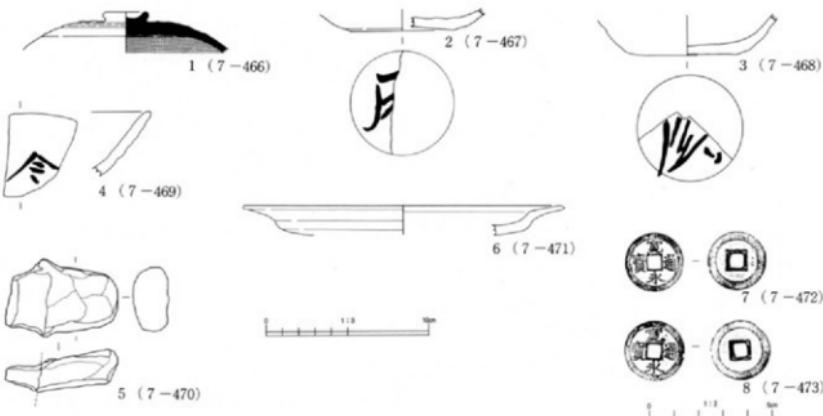
○表土・表採・旧耕作土出土遺物(第77図、図版51)

須恵器(1)：口縁が欠損している蓋である。天井部静止糸切り後、ケズリ調整を施す。天井部内面を転用鏡として使用している。

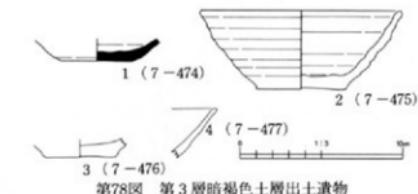
赤褐色土器(2～4)：2、3は糸切り無調整の坏底部破片である。2、3は底部に「厨」の墨書がある。4は坏類の体部破片で、「今」の墨書がある。5は瓶の耳部分と考えられる。

灰釉陶器(6)：段皿口縁部の破片である。内面に刷毛塗りで施釉してある。

銭貨(7・8)：7、8とも寛永通宝(初鑄年1636)である。



第77図 表土・表採・旧耕作土出土遺物



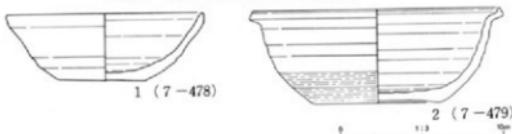
第78図 第3層暗褐色土層出土遺物

○第3層出土遺物(第78図、図版52)

須恵器(1)：糸切り無調整の杯である。

赤褐色土器(2・3)：2は糸切り無調整の杯である。3は糸切り無調整の杯底部である。

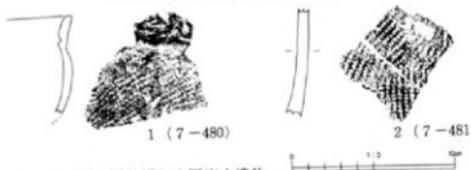
反軸陶器(4)：塊口縁部破片である。刷毛塗りにより内面に施釉されている。



第79図 第4層褐色土層出土遺物

○第4層出土遺物(第79図、図版52)

赤褐色土器(1・2)：1は回転糸切り無調整の杯である。2は糸切りで体部下半にケズリ調整を施す小型鉢である。



第80図 第5層黄褐色土層出土遺物

る。口縁部内面に一条の沈線が廻る。

縄文土器(2)：深鉢形土器の体部破片で、地文はLR単節斜繩文(横位回転)である。

4) S I 1547出土の小札甲について(第81～第90図、図版31～35)

○出土位置及び出土状況と甲の概要

調査区西側のS I 1547堅穴状工房跡の埋土下層から床面にかけて、甲(よろい)を構成する部品である、非鉄製有機質の小札が多量に出土した。位置的には、S I 1547堅穴状工房跡南西部の埋土下層から床面にかけてそのほとんどが集中して出土しており、その他少量(2段分)がそれより離れた中央付近床面から出土している。

小札のほとんどが集中するS I 1547堅穴状工房跡南西部では、小札は堅穴南辺から0.7m～2.8m北側に離れた位置に東西約2.5m、南北約2.0mの範囲で検出されている。

小札甲は小札一枚一枚が、横方向に重ねられながら連結された(織られた)甲のパーツ(札板・横縫の板)ごとに折り重なるように検出されている。本来はその一段一段のパーツが更に紐で縦方向に何段も重ねられ(縊され)、小札甲を構成していたと考えられる。また、縊紐は腐食によるものか全く検出されない。

各段が上下であまりまとまりが無く、バラつきのある状況で出土していることから、縦方向の連結(縊し)については、廃棄時にすでにある程度解けていた可能性がある。

また、北西側に特に段の重なりが多く集中して検出されることから、南辺側から北西側に向けて投棄された可能性がある。北東側部分では炭化物を伴って検出されている。



検出状況から、S I 1547南西側出土の小札甲は、堅穴状工房がその機能を停止し廃絶した後、時期差を置かず、その落ち込みに埋土とともにまとめて廃棄されたものと考えられる。S I 1547中央付近出土の小札甲部分は、床面出土であることから、工房の廃絶直後に廃棄された可能性と、工房廃絶時直前までそこに存在もしくは遺棄されていた可能性も考えられる。前者と後者の関係は位置的にやや離れており明確でない。

小札の枚数は、重複して確認できないものや腐食して確認できないもの、搅乱を受けたものを除き、S I 1547南西側集中部で740枚以上が確認されている。「延喜式」兵庫寮の甲製作工程の規定に「挂甲一領。札八百枚。(以下略)」とあることや失われたり確認できないものなどを考慮した場合、今回出土の小札甲も甲1領分以上あるものと判断される。

小札は一枚一枚漆塗りで仕上げられてから、横方向に2枚重ねで綴られて札板・横縫の板を形づくり、その後一段分ごとにさらに漆で固められている。いわゆる塗籠札と判断される。表面の最終仕上げの漆色調については黒色と暗赤褐色の2タイプがある。

小札本体の材質については非鉄製の有機質であることは確認されるが、有機質の何であるかは分析検討を継続中である。

小札甲は後述の各段の観察などに基づいた場合、現状では胴体部が中心となっている。腰札以外には特殊な小札はない。また、他に付属具に関係する部分は確認されないことから、現状では甲(よろい)の形態で「挂甲」タイプとなる可能性がある。確認される各段の長さについては、胴部の一段(札板)と考えられるもので、約44.5cmが最も長く、腰札一段の長さも約44.5cmである。後述の現状観察による一段の長さや一段が塗籠札でかつ直線的な状況を考慮した場合、出土した小札甲は両当式となる可能性がある。

○小札甲の観察について(表1～3・第82～88図)

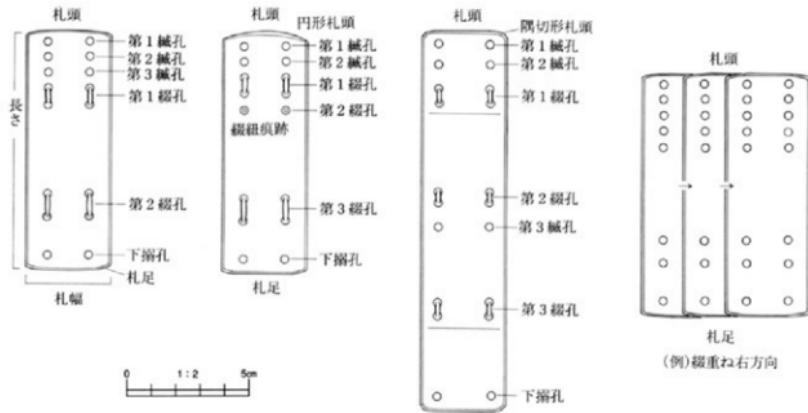
検出された小札甲全体について、横方向に連続して綴られた「一段」(札板・横縫の板)として把握される部分ごとに観察を行ったものが、表1～3の小札甲観察表である。観察表は大きく、段を構成する小札自体についてと段全体の状況についてとに分けられる。各段の通し番号は小札甲拡大図①～⑤の番号に対応する。小札甲は本体が腐食し、漆膜を主体とする状況で検出されており、遺物自体極めて軟質で、破損や土圧によりつぶれるなどして形態等が不明瞭な部分も多い。可能な範囲で観察を行ったが、若干の不正確さが生じている可能性も附記するものである。

各観察項目の詳細な解説は以下のとおりである(第81図、凡例参照)。

札幅については小札の横幅、長さについては札頭から札足端部までの長さを示す。欠損しているものについては「～」と表示した。

札頭・札足形態については、方形・円形・隅切り形の3タイプを示した。欠損により不明なものは「不明」と示した。方形については角ばった真四角ではなく、短辺が極めてゆるやかな円形を呈するよう観察されるものが多い。

確認できる縫合孔及び綴合孔と下掘孔については、各々確認できるものを「○」、孔内に紐の痕跡のようなものが認められるものは「◎」、孔部分が破損してつながったり、つぶれたりしてやや不明確な



第82図 小札関係凡例図

ものについては「△」、不明なものについては「—」で表示した。

歯孔と縫孔の判別については、特に縫孔の観察状況を基にした。縫孔部分は縫重ね後、段として仕上げる段階に縫組上から漆で塗り固めるため、縫の2孔上にまたがる形で縦方向の漆膜の盛り上がりが確認されるものがある。縫組はほとんど腐食している。また、反対側の面では縫孔から縫孔へ斜行状に縫組の痕跡が確認されるものもある。歯孔については連結時強く固定されるため中間部のみが欠損し、2孔がつながる形で検出されるものが多い。一方、歯孔については、漆での塗り固めがなく、歯組も腐食しているため、各々の孔が漆をおおわれずに単独で明確に確認されることとなる。下掻孔については段として仕上げる際に斜行状に札足をからんで連結され、漆で塗り固められた痕跡を示すものがある。また、札頭側の歯孔及び縫孔との位置関係で把握されるものもある。第1～第3歯孔及び第1～第3縫孔、下掻孔の各々の孔の札上における呼称と位置関係については第81図凡例に示した。段（札板）の長さと枚数については、欠損により完全な形で遺存しているものは少ないと判断されたため、現状での長さ及び確認できる枚数を示した。中間部分の小札が失われているものもあるため、必ずしも長さと枚数は一致しない。

札頭の方位については、不明確なものは（ ）で表示した。

縫重ねの方向（横縫の方向）については、「面」の項のa面を基準とした場合の方向を示しており、b面と判断したものについては表面上の方向に対し逆転して示してある。

面については、①観察面の縫孔2孔に縦方向に漆を上塗りし仕上げた盛り上がりの痕跡があるもの、②観察面の縫孔に縦方向の漆膜の盛り上がりがなく、2孔が明確に分かれているもの、③観察面の縫孔部分に斜行状の縫痕跡があるものの3点を基準に、①が確認できるものをa面、②・③が確認できるものをb面とした。また、不明確だが可能性が高いものを（ ）で表示した。

漆色調については、表面の仕上げ漆の色調が黒色を呈するものと暗赤褐色を呈するものと2タイプ

小札甲観察表1

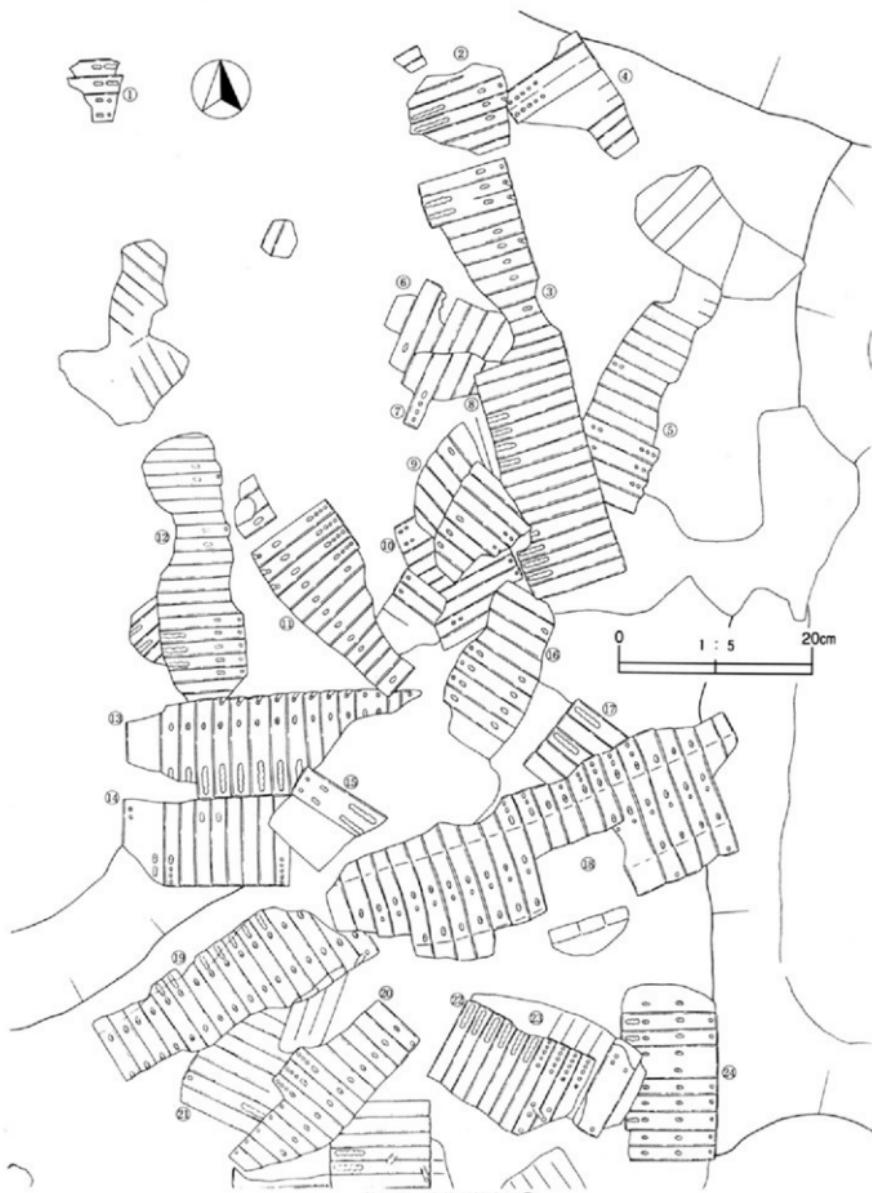
番号	札幅 (cm)	長さ (cm)	札頭・札足形態	形態分類	札						段								
					確認できる鍼孔			確認できる縫孔			下端孔	鍼綴技法孔配列分類	長さ (cm)	枚数	札頭方位	縫重ね方向	面	漆色調	
					第1	第2	第3	第1	第2	第3									
1	3.0	10.5	方形・方形	II	-	○	○	○	-	-	-	(A)	6.5	(3)	東	右	不明	黒色漆	
2	3.0	10.5	方形・方形	II	○	○	○	○	○	-	○	A	9.0	(7)	南西	右	b	黒色漆	
3	3.5	9.9	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	A	44.5	29	南西	左	b	黒色漆	
4	3.4	10.2	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	-	(A)	13.5	(8)	南西	左	不明	黒色漆	
5	3.4	9.4~	方形・方形	I	-	-	-	○	○	-	-	(A)	25.0	(15)	南東	左	不明	黒色漆	
6	3.5	9.9	方形・不明	I	-	-	-	-	○	-	-	不明	12.5	(7)	北	左	不明	黒色漆	
7	3.4	8.4~	方形・不明	I	○	○	○	○	○	-	-	(A)	7.0	(4)	南	左	不明	暗赤褐色漆	
8	3.5	8.6~	不明・不明	I	-	-	-	○	○	-	-	(A)	10.5	(7)	(南東)	左	不明	暗赤褐色漆	
9	3.5	4.5~	不明・不明	I	-	-	-	-	-	-	-	不明	10.0	(6)	(南東)	左	不明	暗赤褐色漆	
10	(2.8)	10.5	方形・方形	II	○	○	-	○	-	-	○	(A)	14.5	(9)	南西	右	(a)	黒色漆	
11	3.4	10.0	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	A	25.3	(16)	北東	左	a	黒色漆	
12	2.8	9.0~	不明・方形	II	-	△	△	△	○	-	○	(A)	26.5	(22)	西	右	(a)	黒色漆	
13	3.5	10.2	方形・方形	I	△	△	△	△	△	○	-	○	(A)	30.7	(15)	南	左	a	暗赤褐色漆
14	3.4	9.5~	方形・不明	I	○	○	○	○	○	○	-	-	A	17.4	(9)	南	左	(a)	暗赤褐色漆
15	3.4	10.0	方形・方形	I	△	△	△	△	△	○	-	○	不明	8.0	(2)	南東	不明	不明	黒色漆
16	3.5	8.8~	不明・不明	I	-	-	○	○	○	○	-	-	A	14.0	(9)	北西	右	不明	暗赤褐色漆
17	3.5	6.3~	方形・不明	I	△	△	△	△	△	-	-	不明	8.9	(5)	北西	左	不明	暗赤褐色漆	
18	3.5	15.5	隅切り・隅切り	IV	○	○	○	○	○	○	○	D	45.5	(23)	北西	左	(a)	暗赤褐色漆	
19	3.5	10.0	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	A	29.0	(16)	北西	左	a	暗赤褐色漆	
20	3.4	9.0~	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	A	22.0	(13)	北西	左	(a)	暗赤褐色漆	
21	3.3	9.8~	不明・方形	I	-	△	△	△	-	-	○	不明	12.0	(7)	南東	左	(a)	黒色漆	

小札観察表2

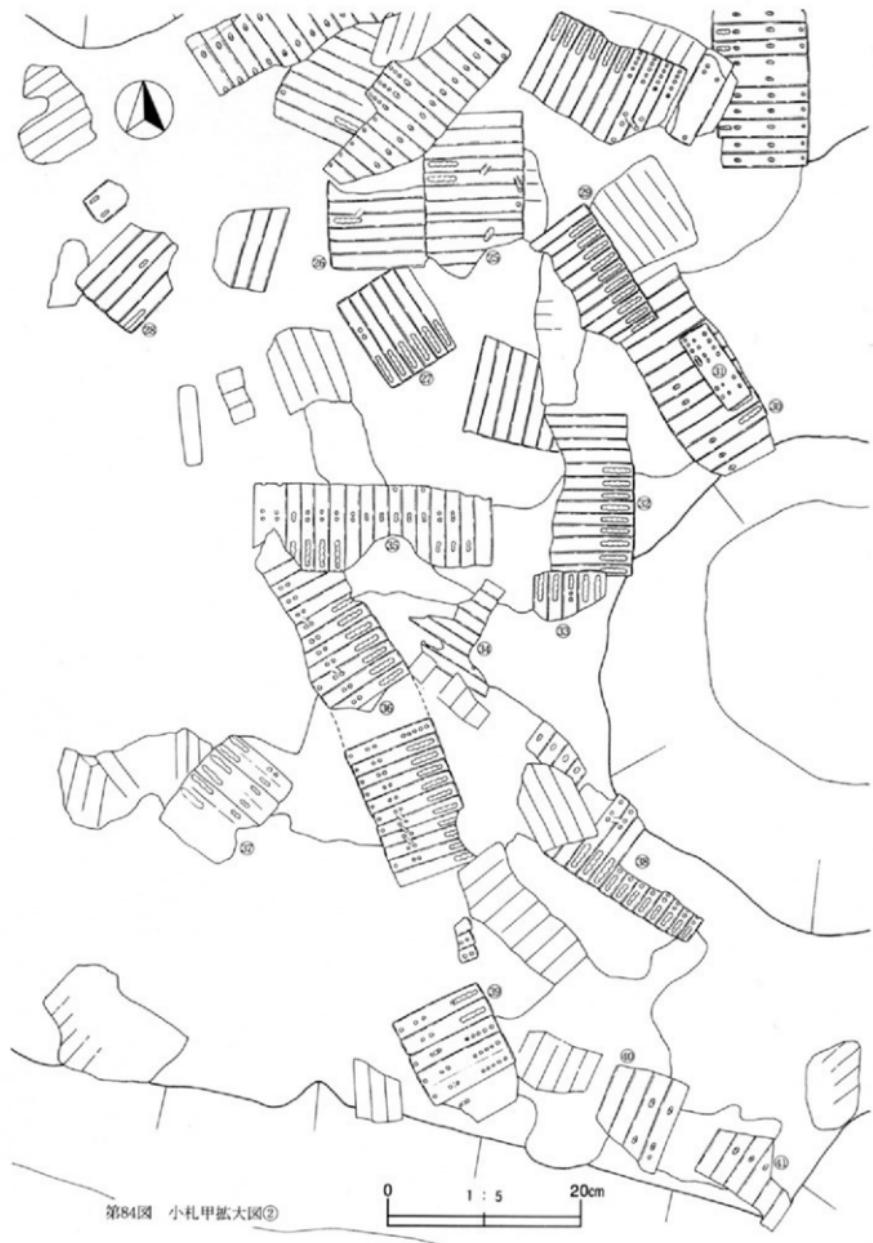
番号	札幅 (cm)	長さ (cm)	札頭・札足形態	形態分類	確認できる縫孔			確認できる縫孔			下掘孔	縫縫技法 孔配列分類	長さ (cm)	枚数	札頭 方位	縫重ね 方向	面	漆色調
					第1	第2	第3	第1	第2	第3								
22	3.0	10.5	方形・方形	II	○	○	-	○	◎	○	○	B	15.0	(10)	北東	左	b	黒色漆
23	3.0・3.3	10.1~	不明・方形	I・II	-	-	-	○	-	-	○	(A)	13.6	(5)	北東	左	(b)	黒色漆
24	3.5	9.8	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	A	18.3	(9)	西	左・右	a	黒色漆
25	3.0	10.3	方形・方形	II	○	○	○	○	○	-	○	(A)	17.2	(12)	西	左・右	b	黒色漆
26	3.0	10.0~	方形・不明	II	○	○	○	○	-	-	-	A	9.2	(6)	西	左	b	黒色漆
27	2.9	10.5	方形・方形	II	△	△	△	△	○	-	-	不明	8.5	(6)	南東	左	a	暗赤褐色漆
28	3.1	10.3	方形・方形	II	△	△	△	△	○	-	-	不明	8.0	(5)	南西	右	(a)	黒色漆
29	2.7	7.5~	方形・不明	II	△	△	△	△	-	-	-	不明	16.8	(11)	北東	右	(a)	黒色漆
30	3.4	9.5~	方形・不明	I	△	△	△	△	○	-	-	不明	21.8	(13)	北東	左	(a)	暗赤褐色漆
31	3.4	9.2~	方形・不明	I	○	○	○	○	○	-	-	A	-	(1)	北西	-	(a)	暗赤褐色漆
32	2.7	8.8	方形・不明	II	△	△	△	△	-	-	-	不明	16.8	(13)	東	右	(a)	暗赤褐色漆
33	3.0	5.3~	方形・不明	II	△	△	△	△	-	-	-	不明	7.6	(4)	北	右	(a)	黒色漆
34	2.7	8.6~	不明・不明	II	-	-	-	-	-	-	-	不明	10.4	(8)	不明	不明	不明	黒色漆
35	3.0・3.5	9.2~	方形・方形	I・II	○	○	○	○	○	-	○	A	24.8	(15)	南	右	(a)	黒色漆
36	3.0	9.8	方形・方形	II	○	○	○	○	○	-	○	(A)	38.0	(24)	北東	右	(a)	黒色漆
37	3.0	9.0~	方形・不明	II	△	△	△	△	○	-	-	不明	12.0	(4)	北西	不明	不明	黒色漆
38	2.8	9.9	方形・方形	II	○	○	○	○	○	-	○	A	16.3	13	南西	左	b	黒色漆
39	3.5	9.9	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	A	13.0	5	北東	右	a	黒色漆
40	4.0	10.0	方形・方形	III	-	-	○	○	○	-	-	(A)	7.6	4	南	左	(a)	黒色漆
41	3.4	6.9~	不明・不明	I	-	-	-	-	-	-	-	不明	10.4	6	不明	不明	(a)	黒色漆
42	3.4	10.0	方形・方形	I	-	-	○	○	○	-	○	A	37.4	(22)	南西	右	a	(黒色漆)

小札観察表3

番号	札幅(cm)	長さ(cm)	札頭・札足形態	形態分類	札						段							
					確認できる鍼孔			確認できる縫孔			下掘孔	鍼綴技法孔配列分類	長さ(cm)	枚数	札頭方位	縦重ね方向	面	漆色調
					第1	第2	第3	第1	第2	第3								
43	3.6	10.3	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	A	32.6	(18)	北西	左	a (黒色漆)	
44	3.0	10.6~	不明・不明	II	-	-	-	○	◎	○	-	B	7.4	(5)	北	左	(a) 黒色漆	
45	3.5	9.8	方形・方形	I	○	○	○	○	○	-	○	(A)	10.4	(5)	北西	左	(a) 黒色漆	
46	3.5	8.5~	不明・方形	I	-	-	-	-	○	-	○	C	5.1	2	北東	右	b 黒色漆	
47	3.9	9.8~	不明・不明	III	-	-	-	○	○	-	-	不明	8.8	5	不明	不明	(a) 黒色漆	
48	3.4	7.9~	不明・不明	I	-	-	○	○	-	-	-	不明	6.2	4	北西	不明	不明 黒色漆	
49	3.5	10.0	方形・方形	I	○	○	-	○	◎	○	○	B	13.2	6	北	右	a 黒色漆	
50	3.5	9.2~	不明・方形	I	△	△	△	△	△	○	-	○	不明	9.4	4	北西	右	(a) 暗赤褐色漆
51	3.7	10.0~	不明・方形	I	-	-	-	-	○	-	○	不明	12.6	7	西	左	(b) 暗赤褐色漆	
52	3.0	6.7~	不明・方形	II	-	-	-	-	○	-	○	C	-	(1)	北東	-	(b) 暗赤褐色漆	
53	3.6	9.5~	不明・方形	I	△	△	△	△	△	○	-	○	C	10.3	5	北西	右	(a) 黒色漆
54	3.1	7.4~	円形・不明	II	○	○	○	○	-	-	-	(A)	7.4	4	北西	右	(a) 暗赤褐色漆	
55	3.0	7.8~	不明・不明	II	-	-	△	△	-	-	-	不明	8.0	4	北東	左・右	(a) 不明	
56	3.5	10.1	方形・方形	I	△	△	△	△	△	○	-	○	不明	8.0	4	南	右	(b) 不明
57	3.0	10.0	方形・円形	II	△	△	△	△	△	○	-	○	不明	23.0	15	南西	右	(a) 不明
58	3.6	10.0~	方形・不明	I	△	△	△	△	△	○	-	-	不明	17.3	12	北西	左	(b) 黒色漆
59	3.6	9.8~	方形・不明	II	△	△	△	△	△	○	-	-	不明	31.5	22	南東	不明	不明 黒色漆
60	2.7	10.3~	方形・方形	II	-	-	○	○	○	○	-	-	不明	16.6	12	北	右	(b) 黒色漆
61	3.2	10.3	方形・方形	II	△	△	△	△	△	○	-	○	不明	9.2	5	北	左	(b) 黒色漆
62	3.5	10.1	方形・方形	I	△	△	△	○	○	-	○	C	15.0	7	北東	左	(b) 黒色漆	
63	3.0	10.1~	方形・不明	II	△	△	△	○	○	-	○	C	14.9	10	南西	左	(b) 黒色漆	

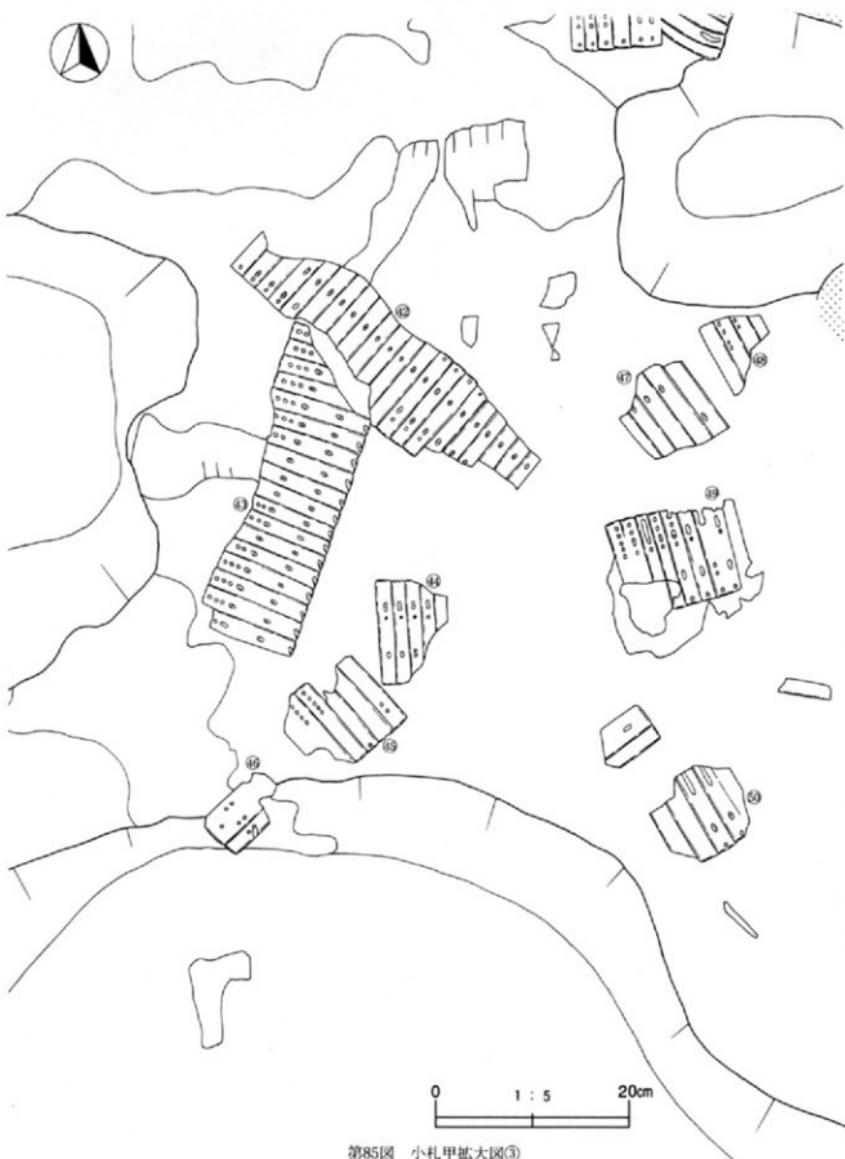


第83図 小札甲拡大図①

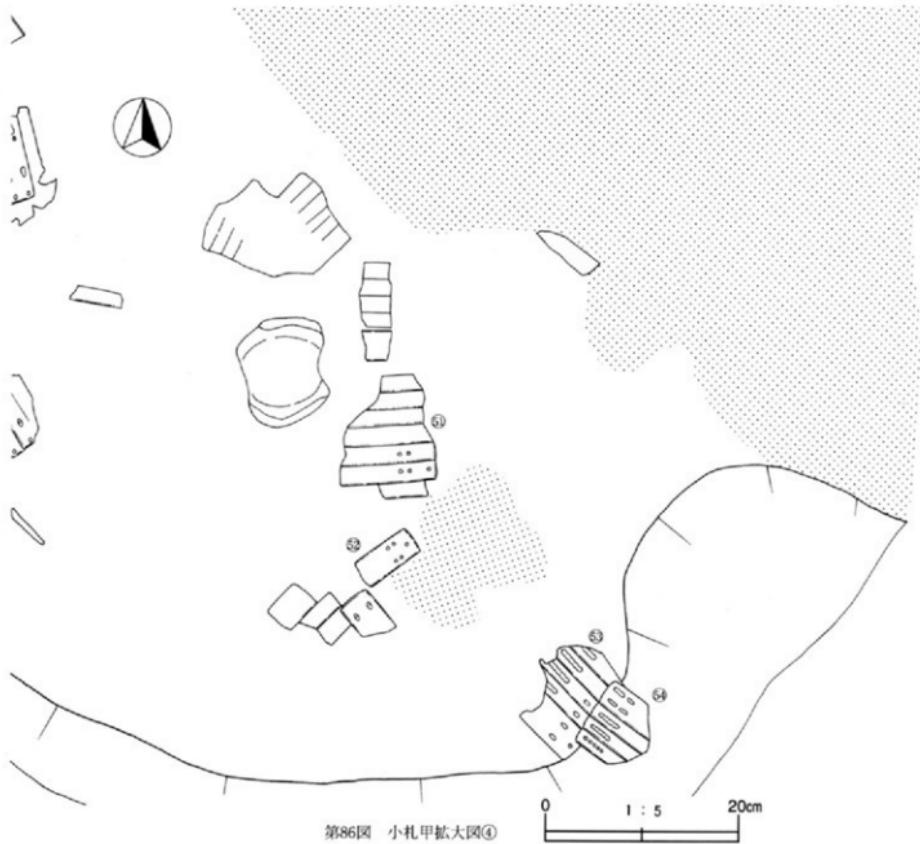


第84図 小札甲拡大図②

0 1 : 5 20cm



第85図 小札甲拡大図③



第86図 小札甲拡大図④

が確認されており、各々を示した。

○観察結果からの小札分類や各項目の傾向などについて(表1~3・第89図参照)

形態に基づく小札分類(第89図・図1)

小札は主として札幅と長さから形態が大きく3分類される。

I類 札幅3.3cm~3.7cm、長さ9.8cm~10.3cmで、II類に比しやや幅広の形態である。

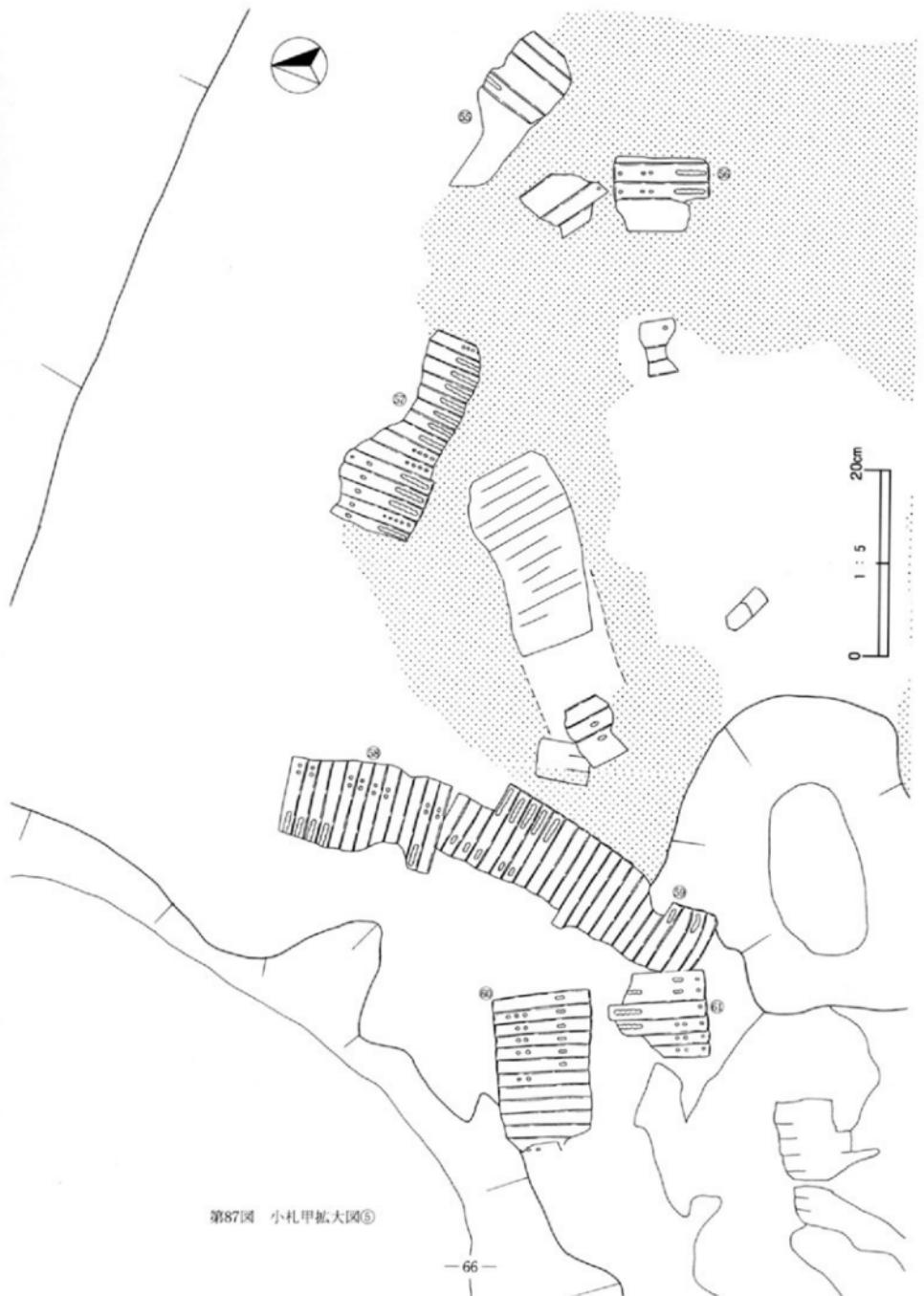
II類 札幅2.7cm~3.2cm、長さ10.3cm~10.6cmで、I類に比しやや細長い形態である。

III類 札幅3.9cm~4.0cm、長さ10.0cmで、特に幅広の形態である。

IV類 札幅3.5cm、長さ15.6cmで札幅はI類と同じだが、特に長く特殊な形態である。

縦断面形も上部1/3から下部1/3にかけて中央部がへこむ特殊な形態である。

札頭・札足形態については方形がほとんどを占め、大きさと札頭・札足形態との関連性は明確でないが、現状で隅切り形はIV類のみに認められる可能性が高い。現状で段全体数に占めるI類小札の段の割合は5割弱、II類小札の段の割合は4割弱で、この2種類が主体を占める。III類は40と47の2例のみ、特殊なIV類は18の1例のみである。位置関係についてはI類はI類、II類はII類でその周辺で



第87図 小札甲拵大図⑤



第88図 小札甲拡大図⑥

おおよそのまとまりを持つ傾向がある。小札の厚さについては有機質の本体部分が腐食しつぶれているため不明確だが、端部の漆膜の厚さ等から2mm以上と考えられる。現状の観察では平面形態によって厚さが大きく違う可能性は少ないと判断される。

おどしあな とじあな したがらみあな
緘孔・縫孔・下掘孔の各孔位置関係に基づく小札分類について(第89図・図2各孔位置に基づく小札分類参照)

小札は緘孔・縫孔・下掘孔の位置関係などから4分類される。

A類 小札両側に8孔が2列対称に並んでいる。1列で見た場合、札頭側1/3に5孔が、札足側1/3に3孔が並ぶ。札頭側上から3孔が第1～第3緘孔、上から4孔目と5孔目が一対で第1縫孔となる。札頭側上から6孔目と7孔目が一対で第2縫孔

となり、最も下の札足側に近い孔が下掘孔となる。

B類 孔の基本的配列及び位置関係はA類と同じである。孔の利用形態が異なり、1列で見た場合、札頭側上から2孔が第1・第2緘孔、3孔目と4孔目が一対で第1縫孔となり、5孔目が第2縫孔となる。札頭側上から6孔目と7孔目が一対で第3縫孔、最も下の孔が下掘孔となるのはA類と同じである。第2縫孔内には革紐痕跡らしきものが確認される。

C類 下掘孔が1孔で、札足近くで両側2列の中央に位置する以外はA類と同じである。

D類 小札両側に10孔が2列対称に並んでいる。1列で見た場合札頭側1/4までに4孔が、中央付近に3孔が並ぶ。札足側1/3付近に2孔、間隔を置き最も下に1孔が並ぶ。札頭上側から2孔が第1・第2緘孔、3孔目と4孔目が一対で第1縫孔、5孔目と6孔目が一対で第2縫孔、7孔目が第3縫孔となる。札頭上側から8孔目と9孔目が一対で第3縫孔となり、最も下が下掘孔となる。

現状で確認できる各類小札使用の段の割合については、A類のものがほとんどで、主体を占めている。B類は44、49の2例、C類は46、52、53、62、63の5例、D類は18の1例のみである。若干だが、23、35のように2タイプが同じ段に使用される例もある。位置的にはD類は北西側1箇所のみで、B

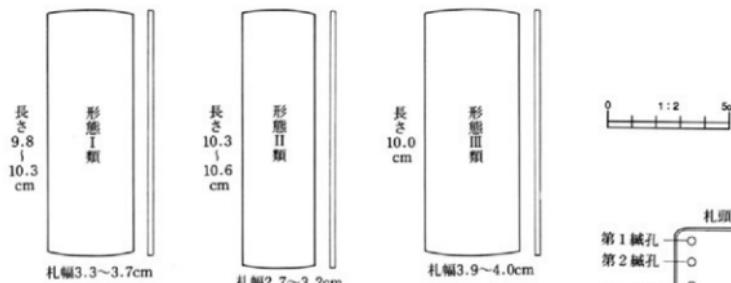


図1 小孔形態分類

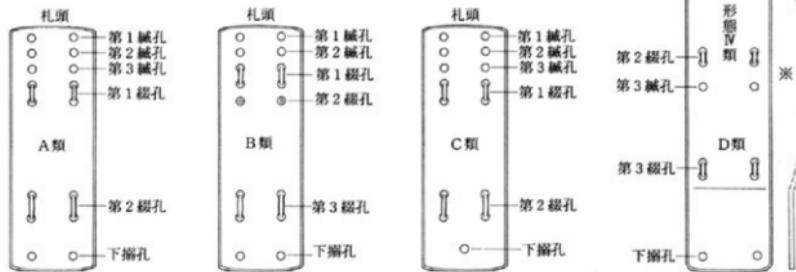
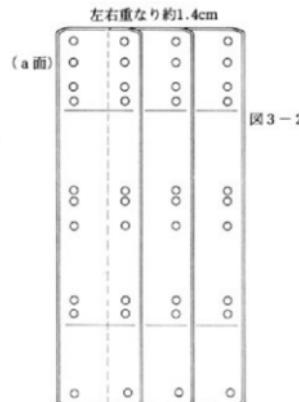
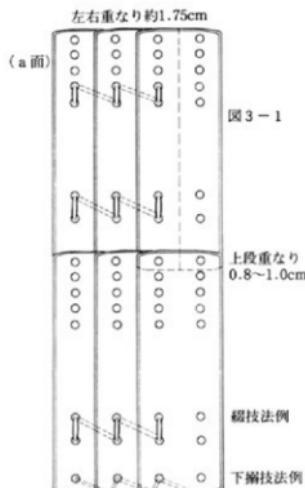


図2 小孔各孔位置関係分類

※IV類の眞形カーブの深さは
土圧による形態の変化あり不明。



第89図 小孔分類・段重ね・縫・綴・技法関係図

類は南東側、C類は南東側と集中箇所から離れたS I 1547中央付近に集中しており、一定のまとまりを示している。D類の18については、前述形態と孔の位置関係などから腰札となると考えられる。

綴技法について(第89図・図3)

綴技法については綴紐が腐食して不明な点が多いが、第88図 図3-1のように、綴紐を1回通して、小札を綴じ合わせ、b面で斜行状となるように綴じ合わせる技法は認められる。斜行の方向は右上がりと左上がりの両方が認められる。22、25、36、38、46でb面の斜行痕跡が認められる。

下搦技法について(第89・図3)

下搦み技法については各段ごとの小札の下端を横方向に螺旋状にくくり、第88図 図3-1のように連結する技法が認められる。斜行の方向は右上がり、左上がりの両方が認められる。3、11、13、19、25、43で痕跡が認められる。

段の長さについて

段(札板)の長さは横方向の欠損などにより不明確だが、3と18については、長さと形態及び周囲の状況からほぼ全長が残っている可能性が高いと判断される。これによれば腰札と考えられる18の長さは約45.5cm程、胸部の一段であると考えられる3の長さは44.5cm程になる。

綴重ね及びその方向について(第89図・図3)

綴重ね(横縫)については、全段とも基本的に2枚重ねである。A～C類についてはほとんど間隔を置かず重なっている。18のD類については左右の重なりが約1.4cm程と他に比べ重なりが少ないと判断される。これは腰札部分が胸部横に沿ったより強いカーブに対応するためとも考えられる。綴重ねの方向については、左右両方向が認められる。24、25、55のように段途中から1枚の小札を境に左右に綴重ねの方向が分かれるものもある。位置関係では、周辺の4～5段でまとまりを持つ部分が数ヶ所ある他は、大きなまとまりは認められない。

各段の重なりについて(第89図・図3)

各段の重なりについては、綴紐が腐食し、各段とも廃棄段階で締しの連結が解けている可能性も強く明確でないが、13と14、25と26のように段の各項目の類似と位置関係から重なりが確認できる箇所がある。これによれば段重なりは、a面を基準とした場合13と14が外重ね、25と26が内重ね方式となっている。重なりの幅については上下で0.8～1cm程と推定される。

面について

a面が多いと考えられるが、部分的に22、23、25、26や58～61、62、63のようにb面がある程度まとまって認められる部分もある。

仕上げ漆色調について(第90図)

表面の漆色調については黒色漆仕上げが主体を占めている。暗赤褐色漆については、北西側の18指定腰札を中心にしてまとまる傾向が認められる。漆色調については後述の科学分析等に基づけば、黒色については墨などを混ぜた「黒漆」、暗赤褐色についてはベンガラを混入した「赤漆」によるものと考えられる。綴じ紐で連結後の最終仕上げの漆塗りについては、観察によれば黒漆もしくは赤漆どちらかのみの場合と、両者を重ね塗りした場合があるようである。後者の場合は赤漆から黒漆という

前後関係が多いようである。

各項目と要素の全体的関係について

小札の形態と各孔位置関係による分類に基づいた場合、腰札と考えられる各孔位置D類・形態IV類以外については、主体を占める各孔位置A類と形態I・II類が胴部を構成する可能性が高い。その他の各孔位置B類などについては、最下段など特別な部分に用いられた可能性がある。18が腰札となつた場合、腰札が18一段のみで、暗赤褐色漆がその周囲にまとまりを持つことから、その周囲が腰札と連結した別バーツの胴部横部分(腋板)に該当する可能性もある。

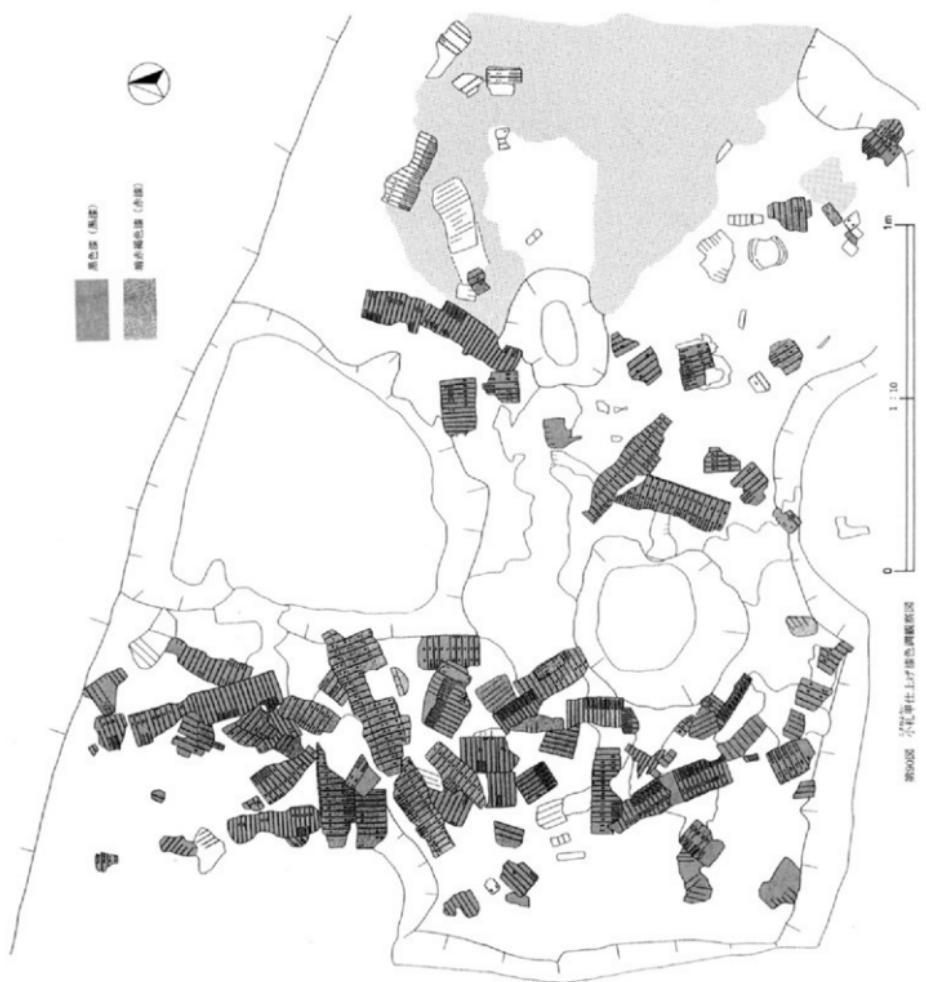
○小札製作工程について(「秋田城跡から出土した小札甲の材質について」参照)

肉眼の観察では、製作工程の把握には限界があるため、その把握は薄片及び電子顕微鏡観察によった。詳細は後述の分析結果を参照されたい。小札断面の薄片及び電子顕微鏡観察によれば、今回出土した小札甲の小札製作工程にはいくつかの特徴が指摘された。非鉄製有機質の小札本体の材質については、繊維質とされた部分が革となる可能性も含めなお明確にはなっていない。一方で、小札の下地加工として砂鉄もしくは石英といった鉱物を下地の赤漆と混和し塗るといった極めて特徴的な技法を用いていることは注目される。分析結果にあった混入された鉱物が小札や段により違っているかは、現時点の表面観察では不明である。今後の課題としたい。また、もう一つの特徴である不連続な針葉樹材が、本体の裏打ちのようなものなのか否かについても分析を継続していきたい。いずれにせよ、今次報告の中では製作工程については不明確な点も多く、今後本体材質及び前述2点の特徴についても検討・分析を継続し、課題としていきたい。

引用・参考文献

1. 津野 仁 1995 「挂甲小札と国衙工房」『太平台史窓』第13号
2. 津野 仁 1995 「奈良・平安時代の挂甲～挂甲から大鎧への小札の変遷～」土曜考古学研究会発表資料
3. 津野 仁 1998 「古代小札甲の特徴」『横浜市立歴史博物館特別展 兵の時代－古代末期の東国社会』
4. 近藤 好和 1998 「大鎧の成立－有職故実の見地から－」『横浜市立歴史博物館特別展 兵の時代－古代末期の東国社会』
5. 宮崎 隆旨 1983 「文献からみた古代甲冑覚え書－「短甲」を中心として－」『考古学論叢』関西大学
6. 笹間 良彦 1981 『図録日本の甲冑武具事典』
7. 塚本敏夫他 1994 『团子塚9号墳出土遺物保存処理報告書』袋井市教育委員会

第90图 小屯上村白色陶器图



III 第73次調査

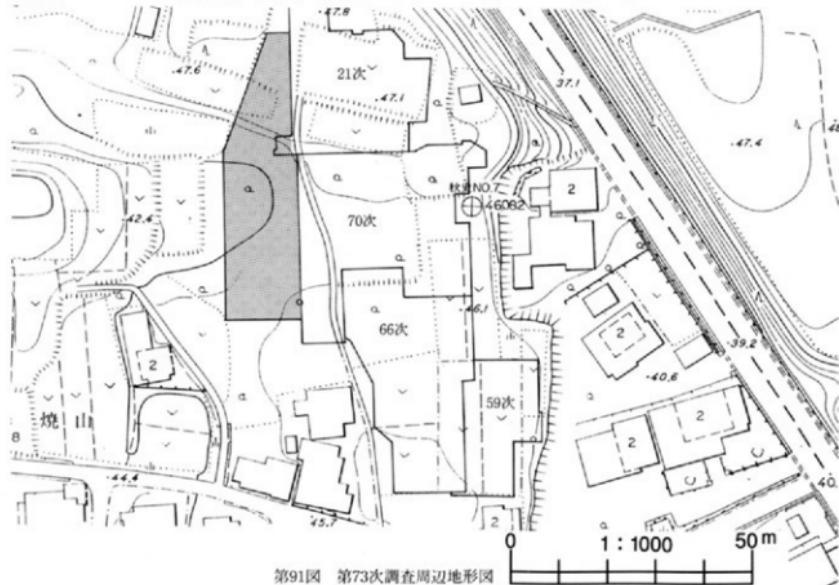
第73次調査は、焼山地区北部を対象に平成10年10月28日から11月6日まで実施した。発掘調査面積は1,000m²(303坪)である。

調査地は政府から外郭西門に至る間の区域にあたり、調査地東側隣接地及び南東側では規則的配置に基づく掘立柱建物群や竪穴住居跡、土取り穴などが検出されている。

調査地は第21次調査地と第70次調査地の東側隣接地であり、第66次調査地の北西側にもあたっている。また、調査地北側は第3次国営調査、南側は第4次国営調査地と隣接している。現地形は、調査地中央が西側に向けて低くなる谷状地形の上部にあたっており、北側、南側とも中央に向けて低くなっている。現状は竹藪(旧畠地)となっている。

調査は、これまでの調査で焼山地区中央部から北部にかけて検出されている掘立柱建物群の追及をはじめとする周辺への遺構の広がりや利用状況を把握することを目的に実施することとした。しかし、調査自体は平成10年4月からの第72次調査の期間が延長されたことにより、調査期間が大きく短縮されたため、第72次調査と併行し、調査区域の表土剥ぎ及び抜根作業を実施するに至った。

調査は、まず調査区域の竹藪刈りを行った(10月27日)。その後、重機による竹、雜木の抜根作業を行った(10月28日～10月29日)。作業終了後に調査区の設定を行い、表土除去作業を行ったが、遺構精査については次年度以降の調査へ繰り延べとなった(10月30日～11月6日)。



第91図 第73次調査周辺地形図

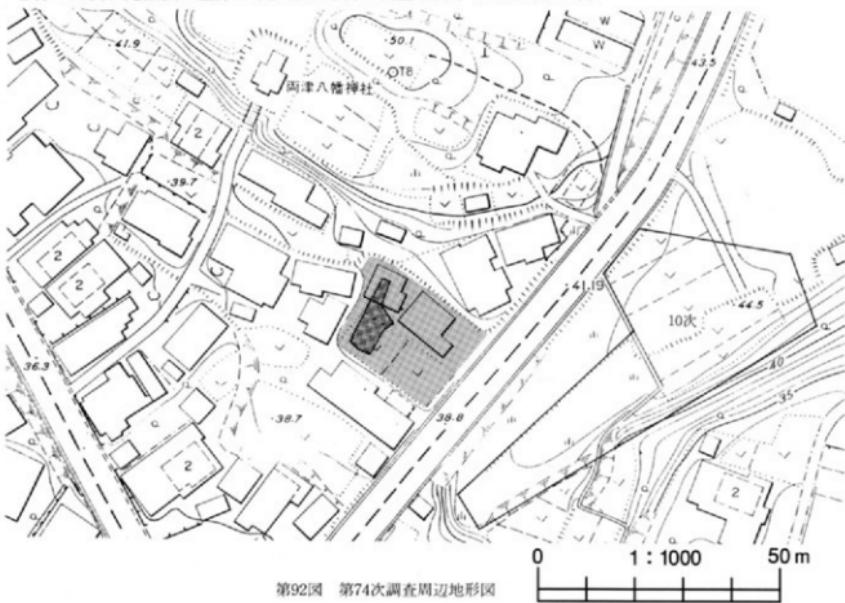
IV 第74次調査

1) 調査経過

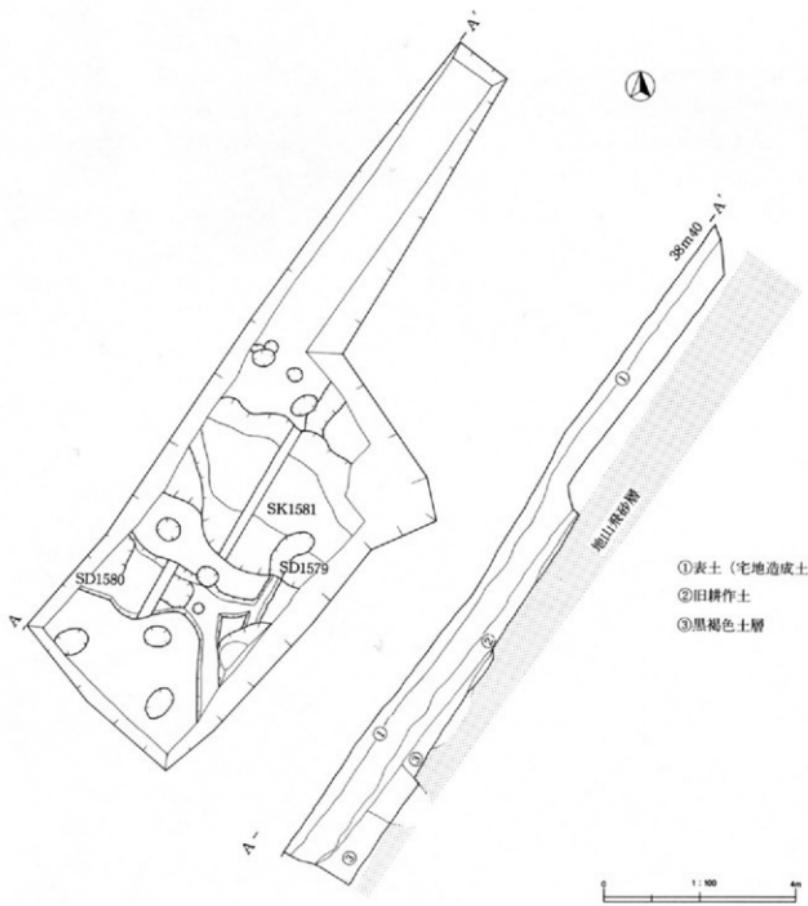
第74次調査は住宅新築に伴う緊急調査である。秋田市教育委員会からの指令第139号により、秋田市寺内字大畑314-1、同314-5、長澤栄一氏所有地内の発掘調査を実施した。

調査地は秋田城跡域内南側にあたり、推定の外郭南辺から北に約25mの地点に位置している。調査地東側の第10次調査では、外郭築地堀及びその城内側である北側に堅穴住居跡が検出されており、調査地周辺も遺構の存在が予想される地区である。なお、旧地形は北側から南側への傾斜地と推定される。

調査は、まず調査対象地のうち、住宅が建築される西側寄りに南北方向にトレーナーを設定して掘り下げを開始した。トレーナー南側の表土下に黒褐色土の古代の遺物包含層が確認されたため、住宅建築予定地を中心としてトレーナーを拡張し、調査区を設定した。表土除去後、黒褐色土層面を精査したが遺構が検出されなかったため、これを除去していった(11月30日)。黒褐色土層直下を精査したところ、遺構を検出した。遺構としては調査区北側においてSK1581、調査区南側においてSD1579、SD1580を検出した。検出状況の写真撮影を行い、各遺構の掘り下げを行った。また、調査区の土層断面図実測を行った。各遺構掘り下げ後、平面実測を開始した(12月1日)。平面実測と各遺構の土層断面実測を行った後、完掘後の全体の写真撮影を行い調査を終了した(12月2日)。



第92図 第74次調査周辺地形図

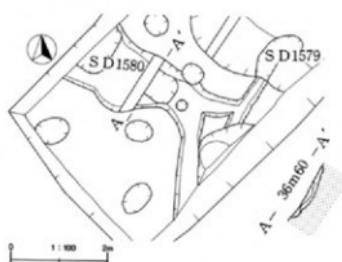


第93図 第74次調査検出遺構図

2) 検出遺構と出土遺物

S D 1579溝跡(第94図、図版36・37)

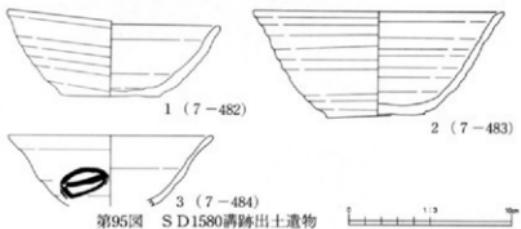
調査区中央の地山飛砂層面で検出された。幅25cm～40cm、深さ15cm前後、長さ1.6m以上の南北方向の溝跡である。溝の方向は北で約30度東に振れる。S K1581と重複し、これより古い。



第94図 S D 1579・S D 1580溝跡

S D 1580溝跡(第94図、図版36・37)

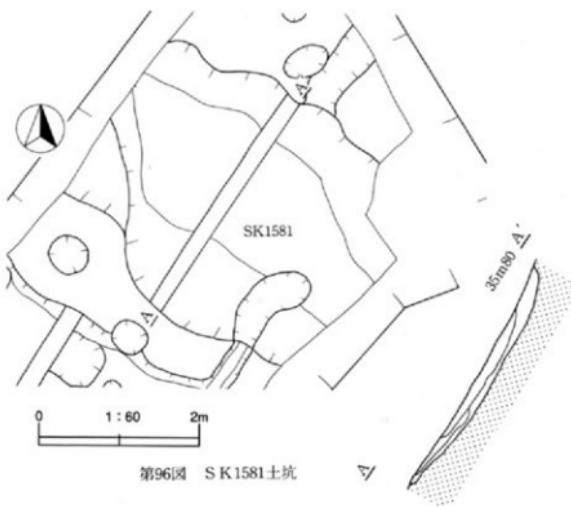
調査区中央から南側の地山飛砂層面で検出された。幅40cm~140cm、深さ約15cm、長さ3m以上の東西方向の溝跡であるが、東側で2又に分かれ一条は南に曲がって伸びる。溝の方向は東西方向については東で約15度南に振れる。南側に曲がる溝の方向はほぼ真南である。



第94図 S D 1580溝跡出土遺物

S D 1580出土遺物(第95図、図版52)

赤褐色土器(1~3)：いずれも埋土出土である。1、2は糸切り無調整の壺である。3は壺体部で「 \ominus 」の記号がある。



第96図 SK 1581土坑

S K 1581土坑(第96図、図版36・37)

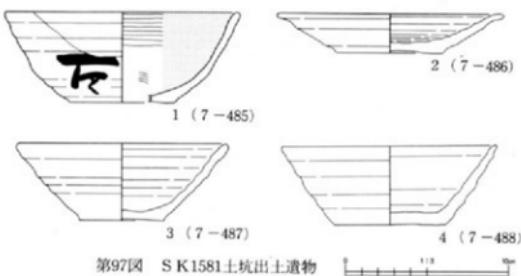
調査区中央の地山飛砂層面で検出された。規模については南北3.0m×東西3.8m以上、深さ約20cmであるが、平面形については東西両側が調査区外となっていることから不明である。S D 1579と重複し、これより新しい。

S K 1581出土遺物(第97図、図版52)

いずれも埋土出土である。

土師器(1)：糸切り無調整の壺である。体部に「所」の墨書きがある。

赤褐色土器(2~4)：2は糸切り無調整の皿である。3、4は糸切り無調整の壺である。



第97図 SK 1581土坑出土遺物

3) 基本層序及び各層出土遺物

基本層序(第93図、図版36)

第74次調査地では、調査区中央から南側にかけて遺物包含層の堆積が見られた。調査区の基本層序をまとめると以下のようになる。

第1層 表土：宅地の造成土。

第2層 旧耕作土：宅地造成前の耕作土。

第3層 黒褐色土層：調査区の中央から南側にかけて堆積する。

地山飛砂層：遺構検出面。黄褐色砂が地山となっている。

各層出土遺物

○表土・旧耕作土出土遺物(第98図、図版53)

土器類(1)：糸切り無調整の坏で、内面体部に横方向、底部に放射状のミガキを施す。体部に「上」の墨書がある。

中世陶器(2)：片口鉢の口縁部破片である。



第98図 表土・旧耕作土出土遺物

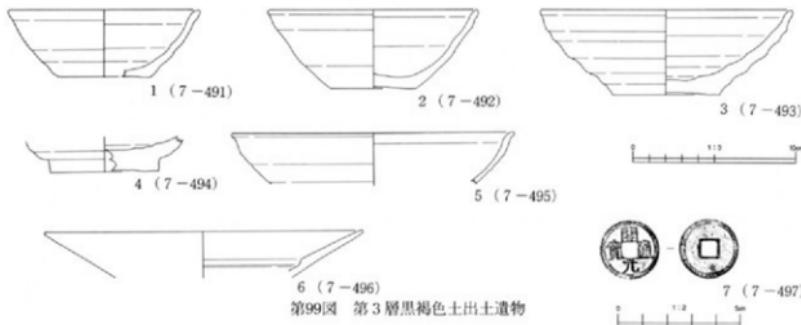
○第3層黒褐色土層出土遺物(第99図、図版53)

赤褐色土器(1~4)：1~4は糸切り無調整の坏である。

灰釉陶器(5)：境の口縁部から体部破片である。

綠釉陶器(6)：段皿の口縁部から体部破片である。淡緑色の釉が内外面に刷毛塗りされ、胎土は硬質である。

錢貨(7)：開元通宝(初鋤年621・唐)の銅銭である。



第99図 第3層黒褐色土出土遺物

V まとめ

(1) 第72次調査検出遺構の年代と変遷について

第72次調査は、城内中心施設である政庁の南東側に隣接する区域にあたり、調査地西辺は政庁区画施設の南西隅より東へ約35m離れた位置となっている。従来から未調査域が存在し、その実態が明確でなかった政庁から外郭東門に至る間の区域、大畠地区中央部から南部における遺構の広がりや利用状況把握を目的として実施した。調査の結果、掘立柱建物5棟、柱列3列、材木列縫2列、竪穴住居跡6棟、竪穴状遺構1基、竪穴状工房3棟、鍛冶炉10基、土坑14基、溝跡4条等、多数の遺構を確認し、居住域や鍛冶工房域、建物群といった形で周辺の利用状況を知ることができた。また、多数の漆紙文書や非鉄製有機質の小札甲などの重要遺物が出土した。

検出遺構については、各遺構の出土遺物や重複関係、建物方位及び住居壁の方位などから、年代や変遷の把握が可能である。

以下各遺構出土の年代比定資料や各遺構重複関係の検討を行い、その後に方位関係などをふまえ、調査地全体の利用状況の変遷などについて検討を加えてみたい。

1) 各遺構の年代について

調査地西側のS I 1546からは、床面より底部ケズリ調整を施す丸底の土師器壺や非ロクロ成形でカキ目調整を施す土師器壺などが出土している。両者とも形態から8世紀中葉に位置付けられると考えられ、他の出土遺物も土師器主体の組成で秋田城跡においては古い様相を示すことから、S I 1546の年代は8世紀中葉を中心とすると考えられる(註1)。S I 1546よりも重複関係で新しいS I 1545は、埋土から、ボタン状に近いツマミを持つ天井部ヘラ切り撫で調整の須恵器蓋が出土している。これは秋田城跡出土土器の基準資料である第54次調査SG 1031下層スクモ層から15・16層出土土器や、周辺窯の谷地II遺跡2号窯出土土器に類似し、8世紀第4四半期から9世紀初めに位置付けられることから、この時期にはS I 1545は廃絶していると考えられる(註2)。S I 1546とほぼ同位置で建て替えられていることも考慮した場合、S I 1545の年代はS I 1546とあまり時期差のない8世紀後半に位置付けられると考えられる。

調査区南西側のS I 1548からは、カマド内より非ロクロ成形でカキ目調整を施す、土師器壺底部が出土しており、8世紀代に位置付けられると考えられる(註3)。

S I 1548と重複しこれより新しいS I 1549からは、赤褐色土器が出土せず、埋土より形態及び法量から第54次調査SG 1031 15・16層出土須恵器に類似し、9世紀初めに位置付けられるヘラ切り撫で調整の須恵器壺と台付壺が出土していることから、遅くとも9世紀初めころには廃絶していたと考えられる(註4)。検出状況からS I 1549はS I 1548と同位置でこれを縮小し建て替えられたと判断され、両者に時期差はなく連続すると考えられるため、S I 1548も年代的にあまり古くは廻らず8世紀後半に位置付けられると考えられる。

小札甲が出土した S I 1547からは、柱掘り方埋土より初現年代が 8 世紀末となる小型の赤褐色土器坏Bが出土している（註5）。豎穴埋土からは、形態及び法量から 9 世紀第2四半期頃に位置付けられる、口径12cm台後半とやや小型の逆台形を呈するヘラ切り撫で調整もしくは軽い撫で調整の須恵器坏が出土している（註6）。同じく埋土の小札甲と共に伴する位置及び層位から、糸切り無調整でやや底径比の大きい塊型の須恵器坏が出土し、赤褐色土器としては、やや大型で底径比の大きい器高の低いタイプの赤褐色土器坏Aが出土している。前者は古城廻塗出土須恵器に類似しており、9世紀前半の年代が与えられている（註7）。後者は第54次調査 SG 1031の11層出土赤褐色土器に類似しており、9世紀第2四半期の年代が与えられている（註8）。以上のことから S I 1547は 8 世紀末以降の年代に位置付けられ、9世紀第2四半期頃には廃絶したと考えられる。このことから小札甲の廃棄年代についても 9 世紀第2四半期頃と考えられる。

調査区西側の S I 1544からは、柱掘り方埋土から前述の S I 1547出土タイプに類似した糸切り無調整の須恵器坏が出土し、床面からは底径比がやや大きく、器面平滑で丁寧なつくりの第54次調査 SG 1031の11層出土土器に類似した赤褐色土器坏Aが出土している（註9）。そのことから S I 1544は 9 世紀第2四半期以降の年代に位置付けられると考えられる。

調査地西側のその他主要遺構のうちいくつかは、年代比定が可能な遺構との重複関係から、おおよその年代の位置付けが可能である。

S A 1539は 8 世紀後半に位置付けられる S I 1545と重複しこれよりも新しく、8世紀後半以降に位置付けられる。S A 1539と重複しこれより新しい S B 1532については、前段階の3時期の遺構変遷を考慮した場合、8世紀末から9世紀初め以降の年代に位置付けられると考えられる。その S B 1532と重複しこれよりも古い S D 1554は 8 世紀末以前に位置付けられる。S K 1562は S I 1647と重複しこれよりも古く 8 世紀末以前に位置付けられる。

調査地東側の S B 1533は柱掘り方抜き取り部から、やや深みのある赤褐色土器皿、底径比の縮小した赤褐色土器坏Aや底部を擬高台状につくり出す赤褐色土器坏Aなどが出土している。これら出土土器の様相は時期的な特徴及びまとまりを持ち、9世紀第3四半期に位置付けられると考えられ、S B 1533もその時期には廃絶していたと考えられる（註10）。建物の存続年代等を考慮した場合、S B 1533が機能した時期は 9 世紀第3四半期以前の 9 世紀前半に遡ると考えられる。

調査地の東側の S I 1541からは、埋土より赤褐色土器坏Bなどが出土する一方、底径比の小さいややつくりの粗雑な坏Aが出土しており、これらは、9世紀第2四半期から第3四半期にかけて位置付けられている第54次調査 SG 1031の11層から10層の土器様相に類似している（註11）。このことから、S I 1541は 9 世紀中葉以降の年代に位置付けられ、9世紀第3四半期頃には廃絶したと考えられる。

調査地南東側の S I 1542からは、埋土より須恵器台付皿や底径比の縮小した糸切り無調整の須恵器塊型坏などが出土しており、第54次調査 SG 1031の11層から7層にかけての土器様相と類似していることから、9世紀第3四半期以降に廃絶したと考えられる（註12）。S I 1542と重複しこれよりも古い S I 1543からは、床面から法量の大型化した、つくりの粗い赤褐色土器坏Aが出土しており、そ

の時期は9世紀第3四半期に位置付けられる（註13）。S I 1543からS I 1542へは同位置で建て替えられていることを考慮した場合、両者の間に大きな時期差はなく、S I 1543も9世紀第3四半期を大きく下らない時期に位置付けられると考えられる。

S I 1542と重複しこれよりも新しいS A 1537は、掘り方埋土より底部が厚みを持ち柱状高台状になる赤褐色土器小型皿底部が出土しており、今次調査でもっとも新しい10世紀前半を中心とした年代に位置付けられると考えられる（註14）。

調査地北東側のS K 1555からは、多量の土器類と共に多数の漆紙文書が出土し、これらの廃棄年代が重要となっている。S K 1555は埋土が大きく第1層から第4層まで分けられる。出土土器類としては、土師器は小型台付皿と台付皿、赤褐色土器は無台皿と底径比の縮小したやや大型の壺Aなど、各層から共通する器種器型が出土し、各層出土土器全体の様相も類似していることから、第1層から第4層の各層の堆積に時期差は無いと考えられた。その堆積時期については、最下層の第4層から前述の土師器台付皿や赤褐色土器無台皿などが出土しており、これらは9世紀第3四半期以降の出現が指摘されること、また、赤褐色土器壺Aについては器型及び法量などが第54次調査SG 1031の11層出土土器に類似していることなどから、9世紀第3四半期を中心とする年代に位置付けられると考えられる（註15）。

しかし一方で最下層の第4層から、口径が12cm台後半から13cm台前半のヘラ切り撫で調整の須恵器壺が出土しており、それらの形態及び法量から9世紀第2四半期に位置付けられるものもあることから、S K 1555については出土遺物の年代に幅を持つという特徴が指摘される（註16）。

S K 1555の第2層から第4層までは焼土炭化物を含む土層であり、火災等に伴い、廃棄物を投棄した土坑である可能性が高い。S K 1555出土遺物は周囲の9世紀第2四半期の遺物を混入混在させた状況で、9世紀第3四半期を中心とする時期に廃棄され、埋め立てられたと考えられる。

調査区東側のS K 1556については、S K 1555出土の灰釉陶器三足盤とS K 1556出土の破片が接合しており、また、出土遺物の様相と年代幅などもS K 1555と類似している。焼土炭化物を含む堆積である点も同様であることから、S K 1555とはほぼ同時期、同様の性格の遺構と考えられる。

調査地北東側の小土坑群のうちS K 1557とS K 1563からは赤褐色土器無台の皿や台付皿が出土しており、前述からの年代比定に基づけば9世紀第3四半期以降に位置付けられる。（註17）またS K 1561については、出土した赤褐色土器無台の皿がS K 1557のものより小型化していることから、年代的に新しく9世紀第4四半期以降に位置付けられる。S B 1532東側のS X 1578からは、底径比の小さい赤褐色土器壺Aが出土しており、9世紀第3四半期頃に位置付けられる（註18）。

調査地東側のその他主要遺構のうちいくつかは、年代比定が可能な遺構との重複関係から、おおよその年代的位置づけが可能である。

S K 1559はS K 1555及びS B 1533と重複しこれより古いことから9世紀前半以前に位置付けられる。S K 1559に關係すると考えられるS D 1553については、S B 1553と重複しこれより古いことから、やはり9世紀前半以前に位置付けられる。

S B 1535とS B 1534についてはS I 1541と重複しこれより古いことから、9世紀前半以前に位置付

けられる。

以上のような出土遺物からの各遺構の年代的位置づけと、各遺構の建物方位や住居壁の方向との関係を検討した結果、調査区全体において共通する時期的まとまりと変化の傾向が把握された。

まず、今次調査地検出各遺構の建物方位及び住居壁の方位は、南北方向が北で東に約2度から約5度振れるタイプと、ほぼ真北か西に2度まで振れるタイプの2タイプに大別される。前者はS B 1532、S B 1545、S A 1539、S A 1538、S D 1554、S I 1546、S I 1547、S I 1548、S I 1549などが該当し、後者にはS B 1531、S B 1533、S B 1534、S B 1535、S I 1541、S I 1542、S I 1543、S I 1544、S A 1536などが該当する。前者は調査地西側に多く、遺構の年代では8世紀から9世紀第1四半期頃までのものが該当する。後者は調査地東側に多く、遺構の年代では9世紀第2四半期以降のものが該当する。

のことから、政庁域南東側隣接地域である今次調査地周辺では、建物や堅穴住居、堅穴状工房の方位に規制が存在していたことと、9世紀前半の第1四半期から第2四半期にかけてある時期に、プラン設定の基となる方位の規則性に変化があったことが明らかになったといえる。

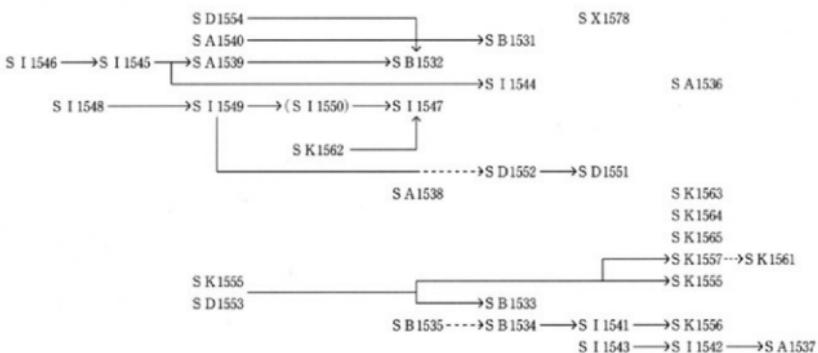
また、この方位の規則性に基づけば、出土遺物や重複関係からの年代的位置づけが困難であったり、明確でなかった遺構についても年代的位置づけが可能となると考えられる。

特に区画施設として対象施設を持つS A 1538柱列については、柱列の方向が北で約5度東に振れており、S I 1547やS B 1532とその方位が同じであることから、これら調査区西側の施設を対象とし、年代的にも8世紀末から9世紀第1四半期頃の年代に位置付けられると考えられた。

また、S A 1539材木列塀については塀の方向が北で約2度東に振れており、西側のS I 1549と方向が同じであることから、類似した遺構であるS A 1540材木列塀とともに調査区西側の施設を対象とし、年代的にも8世紀後半に位置付けられると考えられた。

また、S B 1531については、建物方位が北で約2度西に振れていることから、S I 1544、S B 1533と同様に9世紀第2四半期以降に位置付けられると考えられた。

以上のような調査地各検出遺構の重複関係及び年代的位置づけに基づく変遷を整理すると、以下の



ようになる。

2) 調査地の利用状況の変遷について

前述してきた遺構の年代的位置付けや変遷に基づき、調査地全体の利用状況の変遷をまとめると以下のようになる。

まず調査区西側は8世紀中葉から後半にかけてS I 1546、S I 1445、S I 1548などが造られ、居住城として利用された。しかし、S I 1548からS I 1549への建て替えを境に利用状況が変化し、床面に鍛冶炉を伴う竪穴状鍛冶工房が継続して造られる。鍛冶工房は、8世紀後半新段階から9世紀第2四半期にかけてS I 1549、S I 1547、S I 1544と工房の形態と位置を変えながら継続して操業を行い、調査地西側は生産施設の区域として利用されたと考えられる。SB 1533は8世紀末から9世紀第1四半期頃に位置付けられ、S I 1547竪穴状鍛冶工房との同時存在の可能性があり、鍛冶工房に関係する施設となる可能性がある。また、これらの工房は各期間ごとに、SA 1539や材木列塀やSA 1538柱列といった区画施設を伴うと考えられる。

9世紀に入り9世紀第2四半期頃になると從来利用されていなかった調査区東側が利用されるようになり、SB 1533、SB 1535などの規則的配置に基づく掘立柱建物群の一画として利用される。この時期、調査区西側には方位を同じくするS I 1544竪穴状鍛冶工房が存在し、また、この時期以降に北寄りのやや離れた一画にSB 1531が存在したと考えられる。

調査区東側は9世紀第3四半期以降にS I 1541、S I 1542、S I 1543などが造られ、居住城となり、利用状況が変化する。しかしこれらの住居跡のうちS I 1541などは9世紀第3四半期以降の早い段階に廃絶していると考えられる。この住居跡の廃絶後にSK 1555、SK 1556に遺物の廃棄が行われている。また、SK 1555土坑からは多数の漆紙とともに多数の漆付着土器も出土していることから、調査地東側近辺に9世紀前半から中頃にかけて漆関係の工房が存在した可能性が考えられる。

以上のように今次調査地全体の利用状況の変遷を述べてみたが、まだ不明な点も多く課題が残る状況である。SB 1533とSB 1535などは、規則的配置に基づく建物群を構成する可能性が高く、域内域における平安時代の実務官衙の実態を知るうえで重要な地区となると考えられる。今後一部検出にとどまるSB 1535と重複するSB 1534との関係も含め、建物群の展開が予想される東側へ調査を進め、建物配置やその時期について更に把握していく必要がある。また、調査地東側では9世紀前半以前の利用状況が明確でなく、SK 1559のような未調査の遺構も含め、今後追求し調査していく必要がある。

3) 小札甲について

S I 1547出土の小札甲については、前述した供伴土器資料の年代や鍛冶工房廃絶年代から、9世紀第2四半期頃に廃棄されたものと考えられ、遺物としては9世紀前半のものと位置付けられる。平安時代前期の非鉄製有機質の小札甲の出土例は全国的にも例がなく、また伝世し現存するものも無く、日本古代の甲の実態と変遷を知るうえで極めて重要な資料と考えられる。今後、小札本体の材質や甲の形態、系譜の問題についても検討を加えていくことが課題と考えられる(註19)。

(2) 第74次調査検出遺構と年代について

第74次調査では土坑1基、溝跡2条が検出されている。検出遺構は出土遺物からおよその年代的位置づけが可能である。

まずSD1580からは、埋土より底径比の小さいつくりの粗雑な赤褐色土器壺Aの大型のものと小型のものが出土している。SK1581も埋土より底径比の小さいつくりの粗雑な赤褐色土器壺Aの大型のものと小型のものが出土し、また、赤褐色土器無台の皿も出土している。これら出土土器の様相は、秋田城跡出土土器基準資料である第54次調査SG1031の7層出土土器の様相に類似しており、9世紀第4四半期に位置付けられると考えられる。SD1580と重複関係が明確でなく連続し、同時期の可能性が高いSD1579とともに、主要な検出遺構は9世紀第4四半期を中心とした年代に位置付けられると考えられる。

また、各検出遺構上に堆積していた第3層黒褐色土層からは、口径11cm台の小型の赤褐色土器壺Aや、底部が厚みを持ち、柱状高台状につくり出される赤褐色土器壺の底部が出土しており、10世紀前半以降の堆積と考えられる。

以上の検出遺構及び遺物包含層の年代の検討から、第74次調査地は、平安時代以降に利用される状況が把握された。

註1 「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会報告・論文集』シンポジウムII 1997年

註2 a 『秋田城跡平成元年度発掘調査概報』秋田市教育委員会 1990年

b 『秋田城跡平成2年度発掘調査概報』秋田市教育委員会 1991年

c 小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）—第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして—」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

d 註1と同じ

e 伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会 1998年

註3 註1と同じ

註4 註2 a b c dと同じ

註5 赤褐色土器の呼称と壺A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、壺類の底部から体部下端及び下半にかけてケツリ調整を施すものを壺B、無調整のものを壺Aとしている。

註6 註4と同じ

註7 『古城廻窯跡発掘調査報告書』秋田市史編纂室 1997年

註8 註4と同じ

- 註9 註4に同じ
- 註10 従来、註2 c d のように、赤褐色土器における施釉陶器模倣の影響による皿形器形の出現は、9世紀後半の第4四半期には確認されるとされてきたが、その出現が須恵器と同様に9世紀後半の第3四半期に遡る可能性が考えられている。第72次調査S K1555出土の漆紙の年紀「嘉祥三年」(850)とそれらと併存する皿類の存在が注目される。
- a 小松正夫「秋田県の9世紀の土器」『日本土器事典』雄山閣 1998年
b 『秋田城跡平成9年度発掘調査概報』まとめ 秋田市教育委員会1998年
- 註11 註4に同じ
- 註12 註4に同じ
- 註13 註4に同じ
- 註14 伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究7号』1997年
伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸の10・11世紀代の土器様相
—第83回北陸古代土器研究会例会シンポジウム資料』1997年
- 註15 註4に同じ
- 註16 註4に同じ
- 註17 註10に同じ
- 註18 註4に同じ
- 註19 非鉄製の甲に関する記録は文献上に認められる。平安前期の特に陸奥出羽地方に関しては革製の甲の記録が多く認められる。
①『続日本紀』宝龟十一年八月十八日条
鉄製の甲冑の制作を止めて以後は革製の甲冑を作るように指示した勅命の記載がある。
『類聚三代格』天応元年四月十日付「太政官符」
前述の内容が太政官符をもって諸国に下されている。
②『続日本紀』延暦九年閏三月四日条
勅により、蝦夷征討のため諸国に革製の甲冑2千領を作らせるよう命じる記載がある。
③『三代実錄』元慶五年四月二十五日条
元慶2年の蝦夷の攻撃に際し、秋田城跡から「革短甲」347領が焼かれたり、略奪されたりして失われたとの記載がある。

VI 秋田城跡環境整備事業

平成10年度の整備（鶴の木地区第1次18ヶ年計画）

平成10年度の整備は、外郭東門・築地塀復元完成による見学者の増加、既整備面積が23,000m²と広くなったことから、来訪者の利便性を考え誘導標・総合案内板の設置を行い、また夜間利用者の増加、地域住民の要望を考慮し公園灯の設置を行った。

1) 総合案内板

総合案内板は、耐久、耐候性を考え説明文・写真部分は白磁陶板を、地形模型の部分についてはクラフト陶板を用いた。地形模型については史跡全体が入るものとし、全体が90haと広いことからスケールを1/1,000とした。このため、比高差が50m弱しかない地形では高さがよく表現できないことから、広さと高さの比率を1:3としている。また、この案内板の台座は、復元外郭東門と築地塀という重厚感のあるものそばに立つため、逆に素材的には軽快感があるとされるステンレスを用い単純なデザインとした。ただ、表面については、ステンレス特有の輝きで目立ちすぎるのを押さえるためと、指紋の付着や細かなキズが目立たぬようメンテナンスを考え、ヘアライン仕上げとした。

2) その他の整備

公園灯の灯具の形状は箱型で、周囲を強化ガラスで覆っており、灯具の上部については光の散乱を防ぐため反射板を使用している。灯具は、公衆便所のところが民家に隣接しているため、マルチハロゲンランプの200W、その他は400Wを使用した。また、誘導標については台座を男鹿石、版面はステンレスエッチング仕上げとしデザイン的にはシンプルなものとした。

工事の概要是次のとおりである。

実施地区

鶴ノ木、大畠地区

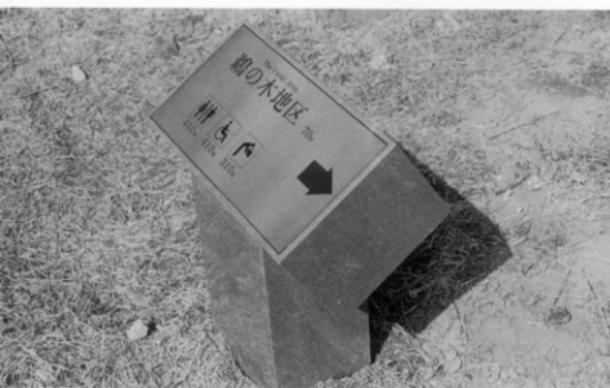
実施面積 104m²

総事業費 24,000千円

工種	種別	細目	数量	金額(千円)	備考
園路広場工	広場工	広場	1式	1,182	ブロック敷(104m ²)
管理施設工	サイン工	総合案内板	1式	10,512	版面(陶板・クラフト陶板 1,800×2,100)
		誘導標	1式	1,024	8基
	照明工	公園灯	1式	3,812	400W型5基・200W型1基
直接工事費				16,530	



総合案内板



誘導標



公園灯

VII 秋田城跡から出土した小札甲の材質について

パリノ・サーヴェイ株式会社

はじめに

秋田城跡第72次調査では、調査区西側で検出された9世紀前半の堅穴状工房(S I 1547)の埋土下層から床面にかけて、甲の部品である小札が大量に出土している。「続日本紀」の宝亀11年(780)8月18日の条には、鉄製の甲冑の製作を止めて以後は革製の甲冑を作るよう指示した勅令の記載がある。また、元慶5年(881)4月25日の条には、元慶2年の蝦夷の反乱の際に、秋田城から革短甲が焼かれたり略奪されたとの記載がある。これらのことから、今回出土した小札についても革製の可能性が考えられている。

本報告では、小札の生地の材質と製作技法について検討を行う。方法は、走査型電子顕微鏡による断面の観察と、漆器等に適応される断面の薄片作製および偏光顕微鏡による観察の2方法からの検討を試みる。また、生地については、脂肪酸分析により革の使用に関する検討も併せて行う。

1. 試料

試料は、小札2点(試料番号1・2)である。試料番号1は厚手硬質、試料番号2は薄手軟質であり、外観でタイプが異なる。

2. 方法

(1) 薄片作製および観察

試料の周囲を樹脂で覆って補強した後、カッターによる切断と研磨を行い、プレパラートを作製する。プレパラートは、偏光顕微鏡で観察する。

(2) 電子顕微鏡観察

試料の断面を作成して試料台に固定し、白金バラジュームで表面をコーティングして観察試料とする。試料の断面を走査型電子顕微鏡で観察する。

(3) 脂肪酸分析

a) 脂質の抽出

試料の形状、大きさを考慮し、抽出に適当な大きさのビーカーに試料が十分浸かる程度にクロロホルム-メタノール(2:1)混液を加え、超音波浴槽内で30分間、脂質を抽出した。次に、クロロホルム-メタノール層を濃縮して得られた抽出物に、無水メタノール-5%塩酸溶液2mlを加え再び溶解させ、スクリューキャップ付耐圧試験管に移し変えてキャップをし、100°Cで2時間加熱して、脂質のメチルエステル化反応を行った。これは、ガスクロマトグラフィでピークとして検出するためにはメチルエステル化が必要なためである。

反応終了後、メチルエステル、ステロール類を抽出するために、耐圧試験管内の無水メタノール-5%塩酸溶液に水2ml、ヘキサン4mlを加え、タッчикミキサーで30秒間攪拌し、その後遠心分離機を使用して、3000回転で上層のヘキサン層と下層の水層とに分離した。上層(ヘキサン層)3mlをビペット

を使用して分取後、ヘキサン3mlを再び加え、タッチミキサーで搅拌、遠心分離、分取の操作をもう一度繰り返した。分取したヘキサン抽出層を合わせた後、2%KHCO₃溶液4mlを加え洗浄し、再び遠心分離を行った。ヘキサン層を回収して無水硫酸ナトリウムで乾燥後、濃縮しガスクロマトグラフィーに注入した。

b) 脂質組成の測定

脂肪酸メチルエステル、ステロール類とも分離、分析時間を考慮の上、次のような条件で測定を行った。脂肪酸分析にはFFS ULBON HR-SS-10(0.32mm×30m)カラムを用い、50℃から150℃まで20℃/min、150℃から220℃まで3℃/minで昇温し16種の脂肪酸について、またステロール分析にはDB-1-30W-STD(0.25mm×30m)カラムを用い、270℃で6種のステロール類について、それぞれガスクロマトグラフィー標準品の検出時間、ピーク面積、注入量を基準にして同定、定量を行った。ステロールは脂肪酸よりも含有量が少ないため、5倍量をガスクロに注入した。

3. 結果

(1) 薄片観察および電子顕微鏡観察

a) 試料番号1

中央部に0.1～0.3程度の黒色の粒子(電子顕微鏡では白色)を主とする帶が認められる。黒色の粒子は、磁石に反応すること及び顕微鏡下の特徴から、磁鉄鉱であり、粒子の大きさからいわゆる砂鉄と考えられる。その他に斜方輝石等の鉱物も少量認められ、一部では磁鉄鉱に斜方輝石が付着している様子が見られる。これらの砂鉄や鉱物の空壁には、赤色で透明の充填物が認められる。充填物は、その特徴から赤色顔料を混ぜた赤漆と考えられる。

砂鉄を主とする帶の片面は、赤漆の薄い層が1層塗布され、その外側に植物質の物質が不連続で配列する。植物質は、肉眼観察で認められた、軸方向に長い纖維質の物質と考えられる。電子顕微鏡では、板といえる程の大きさではないが、砂鉄層の片面に植物組織の一部が確認でき、これが植物質の一部である可能性が高い。大きさは約0.1mm四方で、単列の放射組織が確認できることから、木材の板目面であり、その特徴から針葉樹材の可能性が高い。

砂鉄を主とする帶のもう一方の面には、漆を含むやや纖維質の層が2～3層あり、その外側に赤漆が薄く塗布されている。電子顕微鏡による観察でも、やや纖維質の様子が認められるものの、組織などは観察できなかった。

赤漆に混和された赤色顔料は、顕微鏡下の観察からいざれも酸化鉄であり、いわゆるベンガラと考えられる。

b) 試料番号2

内部には植物質の物質が不連続で帯状に配列する。電子顕微鏡で観察すると、植物質は径7～8μmの四角形を中心とした組織が配列する様子が見られ、植物の横断面(木口面)と考えられる。一部単列の放射組織のような組織も見られることから、針葉樹材と考えられる。内部には漆と考えられる物質が充填されている。

植物質の一方の面には、石英を主とする鉱物の層が見られ、空壁には赤漆が充填されている。また、

その外側には赤漆の層が1層認められる。もう一方の面には、赤一黒一赤の漆を含むやや繊維質の層が認められ、最も外側の赤い層はさらに2~3層に細分される。

(2) 脂肪酸分析

脂肪酸分析の結果(図1)では、コレステロールが100%となっている。しかし、得られた脂肪酸・ステロールの総量は、現生動物の同重量の革に対して分析を行った場合、と比較すると、非常に微量である。そのため、分析結果からは獸皮等の存在は断定できない。

4. 考察

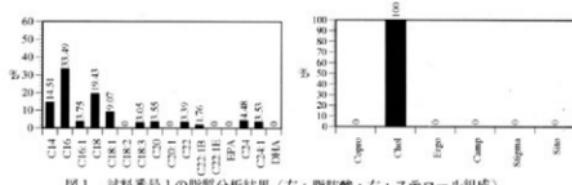
小札甲の部品は、「続日本紀」などの文字記録から革製の可能性が指摘されている。試料番号1の脂肪酸分析の結果は、現生の同重量の革に対して行った結果と比較して、脂肪酸・ステロールの量が著しく低く、獸皮の生地としての使用は考えにくい。コレステロールが抽出された理由には、製作や使用段階で人がさわっていることが関係している可能性がある。

試料は外観でタイプが異なり、断面観察の結果で塗布方法や物質に若干の違いも認められるが、類似点が多い。2点とも鉱物の層が認められ、試料番号1では砂鉄、試料番号2では石英を主とする。いずれの場合も不連続な針葉樹材に接して鉱物の層が認められることから、針葉樹材を板状に加工した上で、その表面に赤漆に鉱物を混入して塗布している可能性がある。いわゆる漆地粉や黒土の下地技法(岡田、1995)に類似する技法と思われるが、類例はほとんど知られていない。これらは、小札甲の下地加工と考えられる。試料によって主となる鉱物が異なることから、混和する鉱物が何らかの理由により選択されていた可能性があるが、現時点では断定できない。

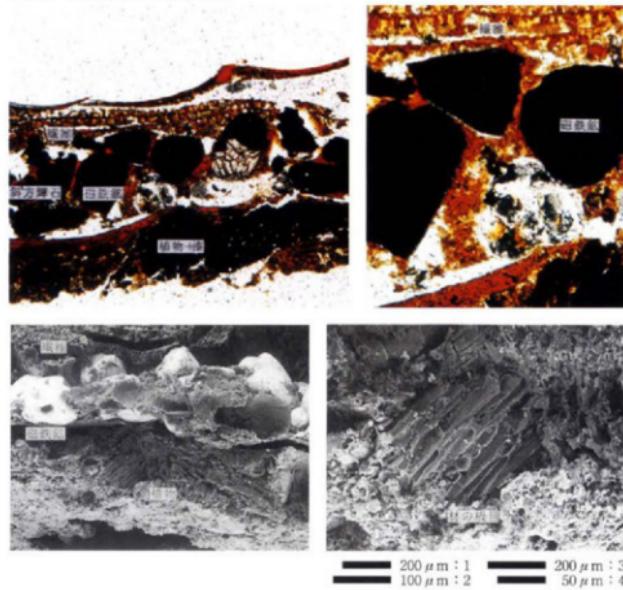
針葉樹材は、いずれも不連続で大きな板としては認められないこと、試料番号2で針葉樹材と針葉樹材の間に外側の漆層が入って波状になっている様子が見られること等から、細くした材を組んで板状にしている可能性もある。

試料番号1では砂鉄層の外側、試料番号2では針葉樹材の鉱物を混ぜた漆が塗布された面と反対側の面に、それぞれほそい漆を含む繊維質の層が認められる。電子顕微鏡による観察でも繊維質の様子は見られるものの、明確な組織などは認められなかった。革を利用する場合、鞣して利用する可能性が高く、組織が認められない繊維質の本層が革に由来する可能性がある。その場合、革の部分は埋積後の経年変化で消失して漆のみが残存し、その結果として脂肪酸分析の結果が低くなつたことも指摘できる。しかし、現時点では詳細は不明である。可能であれば、今後さらにいくつかの試料についても同様の調査を行い比較したい。

引用文献　岡田文男　1995　古代出土漆器の研究—顕微鏡で探る材質と技法—. 190p. 京都書院

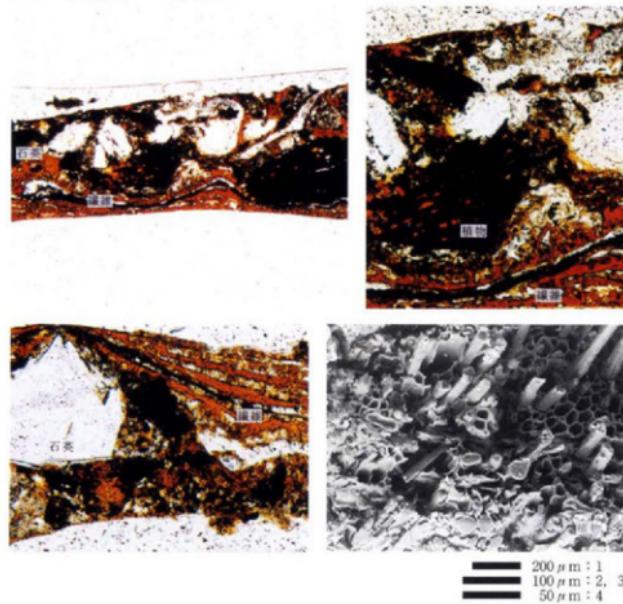


図版1 試料番号1の断面写真



1.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ) 2.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ)
3.走査型電子顕微鏡写真 4.走査型電子顕微鏡写真

図版2 試料番号2の断面写真



1.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ) 2.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ)
3.偏光顕微鏡写真(下方ポーラのみ) 4.走査型電子顕微鏡写真



図版1 第72次調査航空写真（東から）

(盾から)



図版2 S I 1547出土小札甲全景

(5)



小札甲北西侧集中部



小札甲黒漆塗り段部分（西から）



小札甲脇札周辺（北から）



第72次調査区 西側遺構全景（最上層面検出状況）（南から）



第72次調査 遺構全景（最上層面検出状況）（東から）



第72次調査区 西側遺構全景（重複関係上位遺構検出状況）



第72次調査区 東側遺構全景（重複関係上位遺構検出状況）



第72次調査区 西側遺構全景（重複関係下位遺構検出状況）



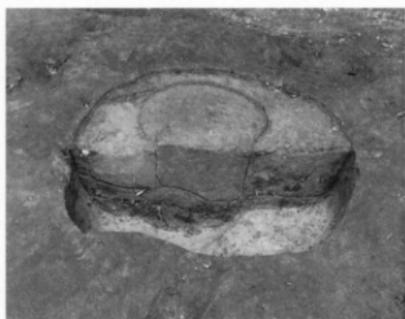
第72次調査区 東側遺構全景（重複関係下位遺構検出状況）



第72次調査
遺構全景（東から）



左：S B 1531掘立柱建物跡（東から）
右：S B 1531柱掘り方断面





S B 1532掘立柱建物跡（東から）

S D1554溝跡

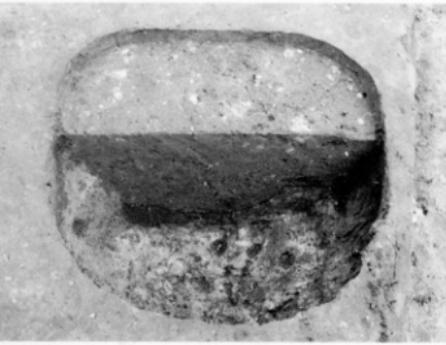


S B 1532掘立柱建物跡
柱掘り方断面





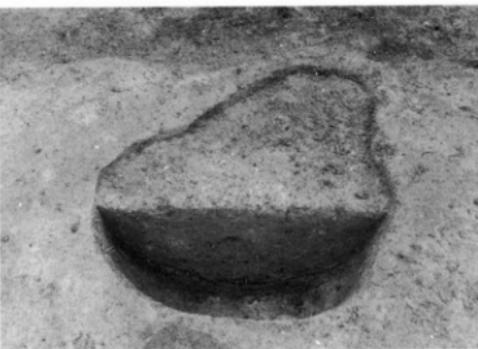
S B 1533掘立柱建物跡（南から）



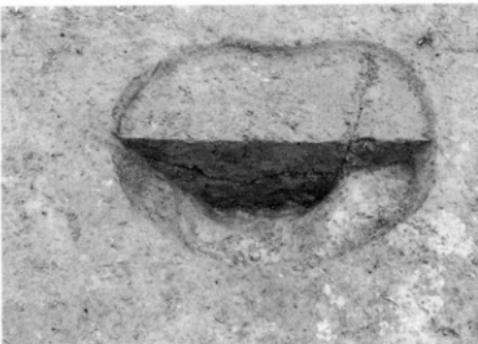
S B 1533掘立柱建物跡柱掘り方断面



S A 1537柱列（南から）



S A 1537柱列
柱掘り方断面



S A 1537柱列
柱掘り方断面



S A 1538柱列
(南から)



S A 1538柱列
柱掘り方断面



図版12



S A 1539材木列掘跡
(南から)



S A 1539材木列掘跡
布掘り溝断面及び
溝底部柱痕跡
(南から)



S A1540材木列掘跡（東から）



S I 1541竪穴住居跡（西から）

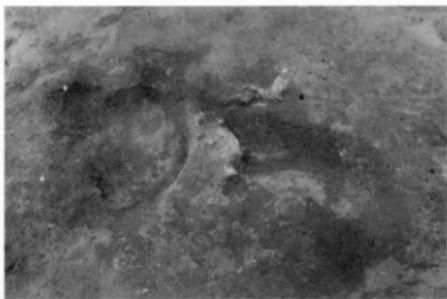
S I 1542 積穴住居跡
S I 1543 積穴住居跡
(西から)



S I 1544
積穴状工房跡
(東から)



左下: S X 1569 鋳治炉跡
右下: S X 1570 鋳治炉跡

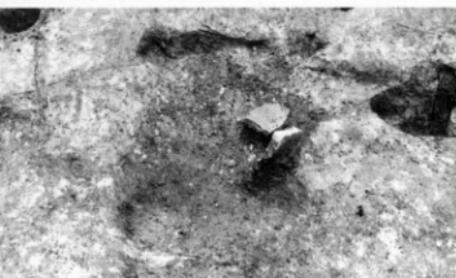




S I 1545堅穴住居跡
(南から)



S I 1546堅穴住居跡
(西から)



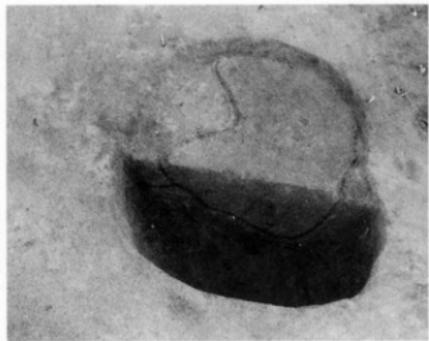
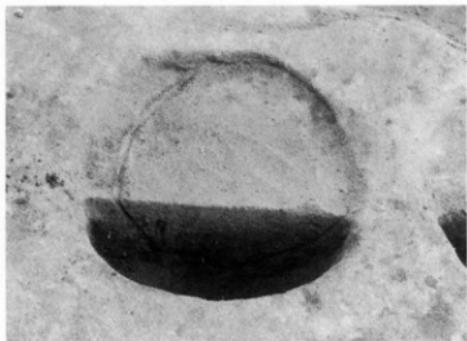
S I 1546堅穴住居跡
カマド (西から)



S I 1547 壓穴状工房跡（東から）



S I 1547 壓穴状工房跡主柱穴柱掘り方断面



S I 1547 壓穴状工房跡壁際小柱掘り方断面



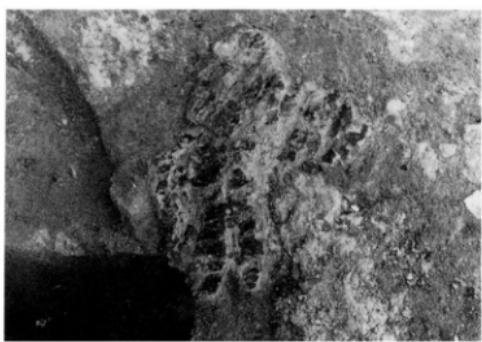
S X1572鍛冶炉跡（西から）



S X1573鍛冶炉跡（北から）



S X1574鍛冶炉跡（北から）



S I 1547中央部出土小札甲（南から）



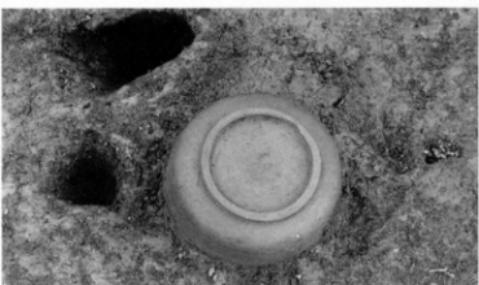
S I 1548堅穴住居跡
S I 1549堅穴状工房跡
(西から)



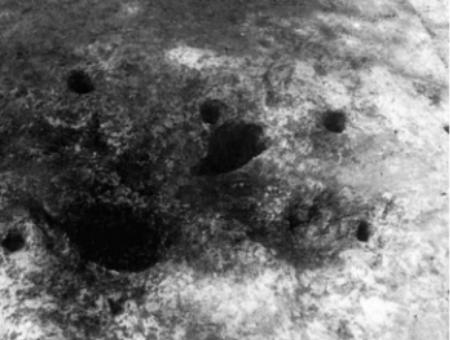
S I 1548 壁穴住居跡
西壁周溝
(北から)



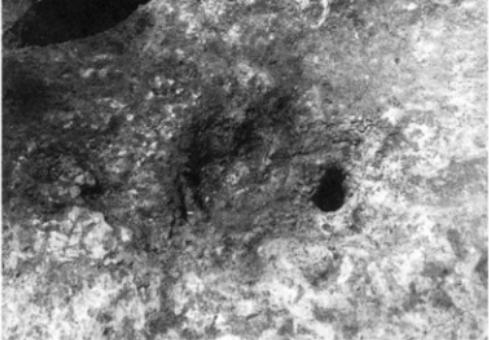
S I 1548 壁穴住居跡
カマド (西から)



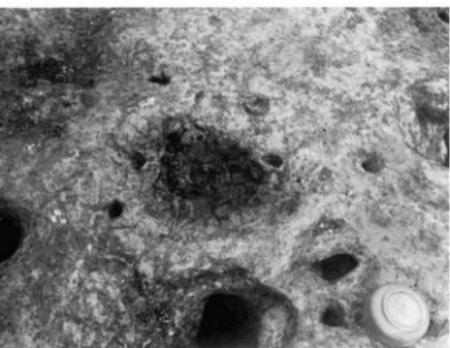
S I 1549 壁穴状工房跡
床面出土須恵器台付壺



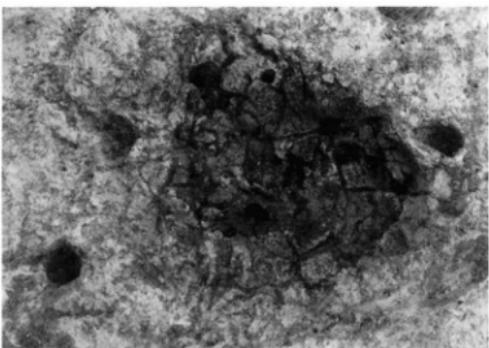
S X1575鍛治炉跡（東から）



S X1575鍛治炉 炉跡拡大



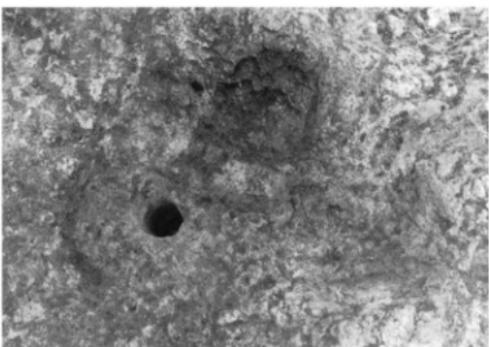
S X1576鍛治炉跡（南から）



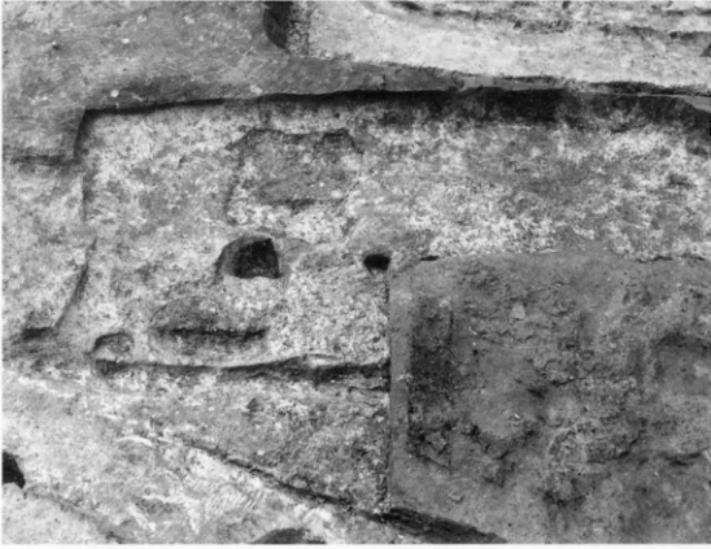
S X1576鍛治炉 炉跡拡大



S X1577鍛治炉跡（東から）



S X1577鍛治炉 炉跡拡大



S I 1550堅穴状遺構（北から）



S D1551溝跡（北から）



S D1552溝跡
(東から)



S D1552溝跡東側断面
(西から)

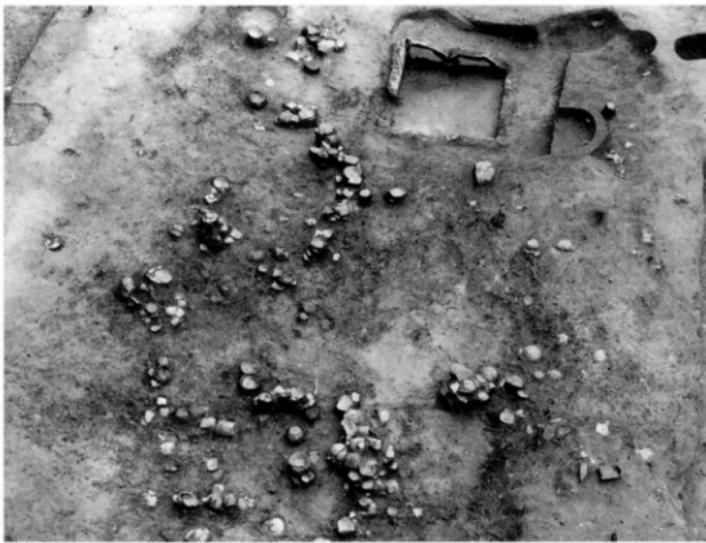


S D1552溝跡西側断面
(西から)

図版22



S K1555土坑検出状況（西から）



S K1555土坑1面検出状況（西から）



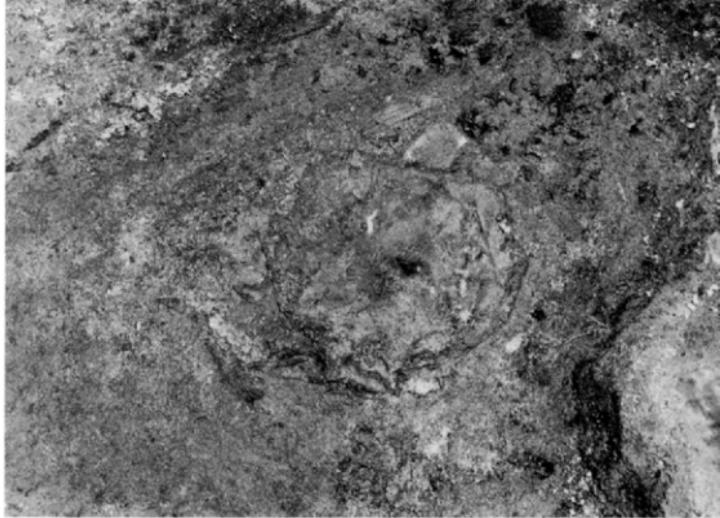
S K1555土坑
3面検出状況
(西から)



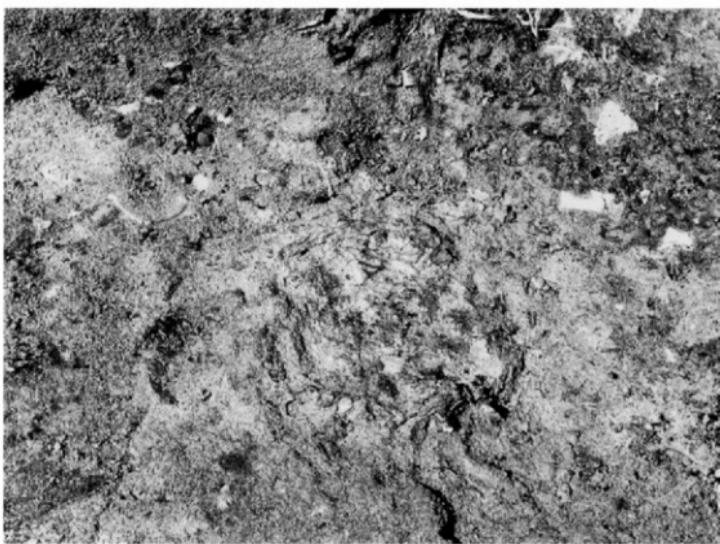
S K1555土坑
東西方向土層断面
(南から)



S K1555土坑
南北方向土層断面
(西から)



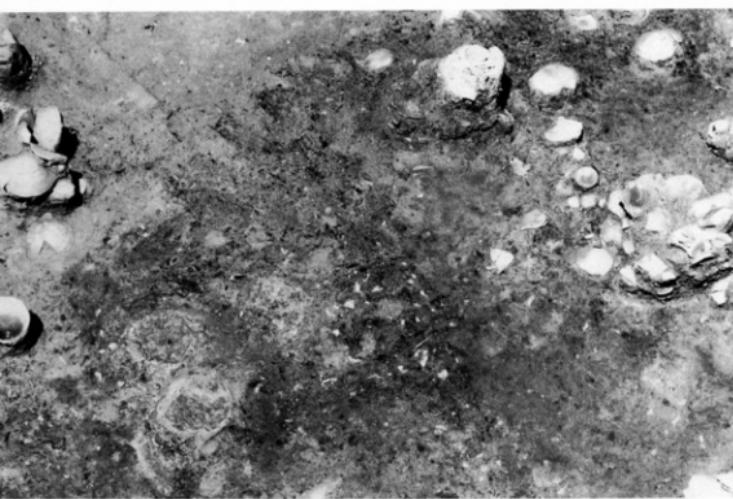
S K1555土坑 2号漆紙（20号文書）出土状況



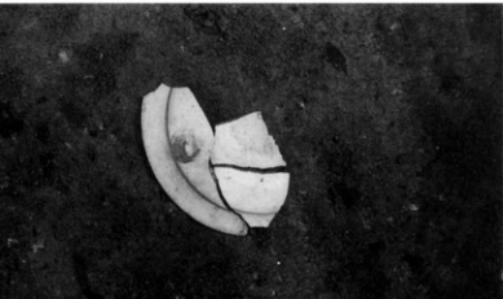
S K1555土坑 6号漆紙（18号文書）出土状況



S K1555土坑
20号漆紙
(16号文書)
(17号文書) 出土狀況



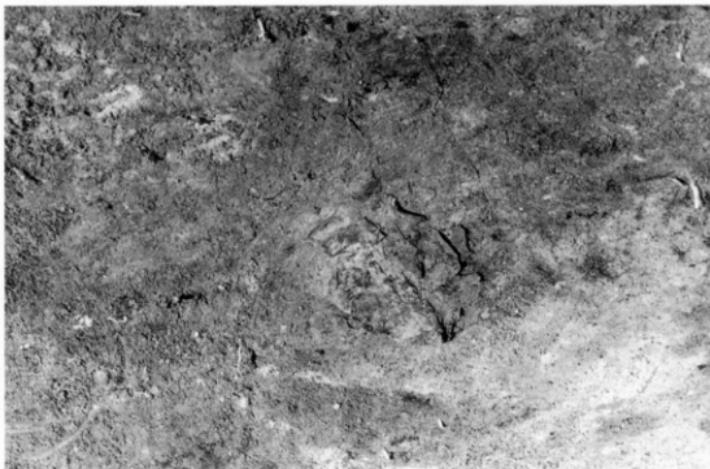
S K1555土坑
第3面漆紙出土狀況



S K1555土坑
灰釉陶器三足盤出土狀況



S K1556土坑
遺物出土狀況
(西から)



S K1556土坑
1号漆紙
(24号文書)
出土狀況



S K1556土坑
綠釉陶器塊
出土狀況



S K1557土坑
(東から)



S K1560土坑
検出状況
(南から)



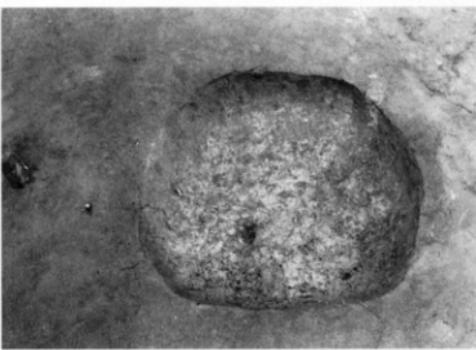
S K1561土坑
(南から)



S K1562土坑
(西から)



S K1563土坑
S K1564土坑
S K1565土坑
(西から)



S K1566土坑
(南から)



S K1567土坑
(南から)



S X 1568鍛冶炉跡
(南から)



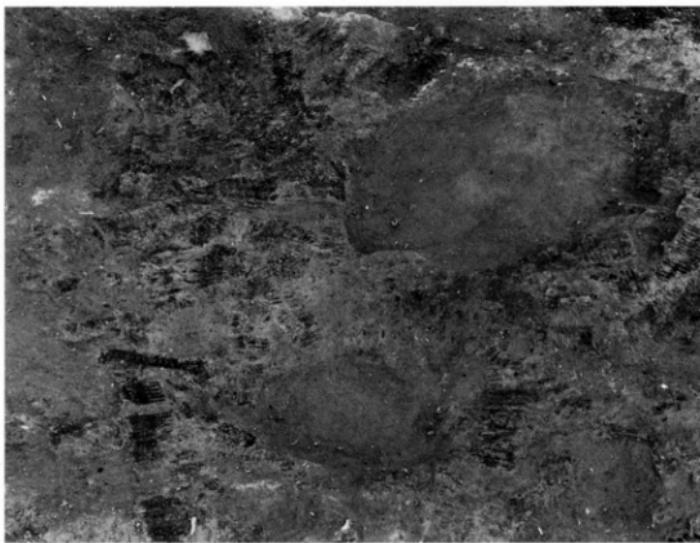
S X 1571鍛冶炉跡
(西から)



S X 1578土坑状遺構
(西から)



S I 1547南西部 小札甲出土状況全景（南から）



S I 1547南西部 小札甲出土状況拡大（南から）



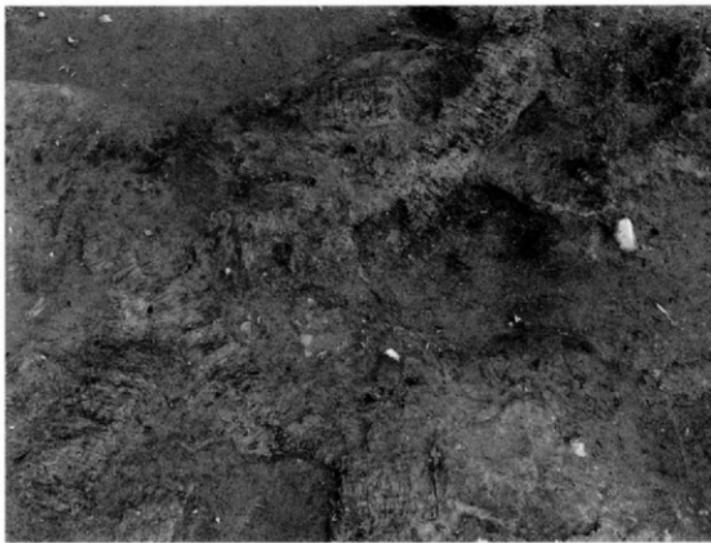
S I 1547出土小札甲 北西側小札集中部出土状況（西から）



S I 1547出土小札甲 西側中央小札集中部出土状況（西から）



S I 1547出土小札甲 南西側出土状況（西から）



S I 1547出土小札甲 中央南側出土状況（西から）



S I 1547出土小札甲 中央北側出土状況（北から）

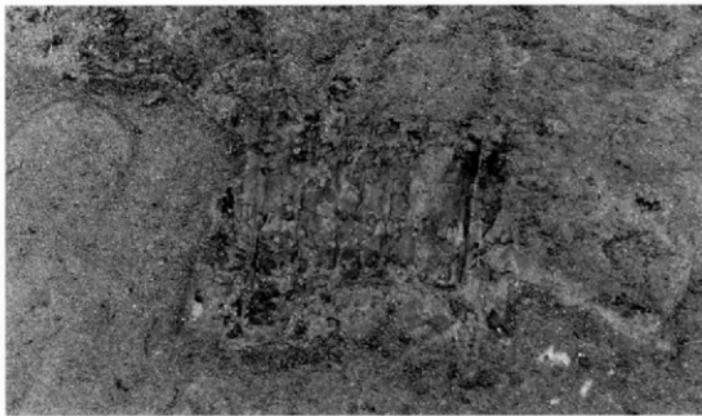


S I 1547出土小札甲 小札綴重ね状況（段状況）
第83図 小札甲拡大図②×8付近（西から拡大）

S I 1547出土小札甲
小札綴重ね状況(段状況)
第84図 小札甲拡大図③
④付近(西から拡大)



S I 1547出土小札甲
小札綴重ね状況(段状況)
第84図 小札甲拡大図③
④付近(南から拡大)



S I 1547出土小札甲
小札綴重ね状況(段状況)
第82図 小札甲拡大図①
⑨腰札付近(北から拡大)

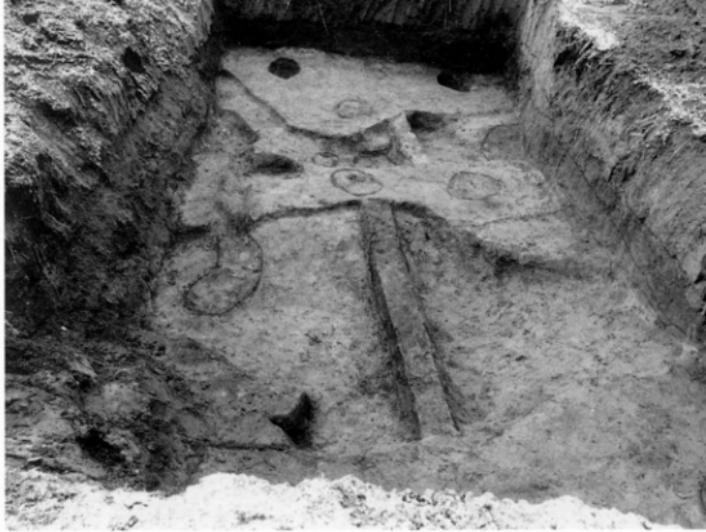




第74次調査遺構全景（検出状況）（東から）



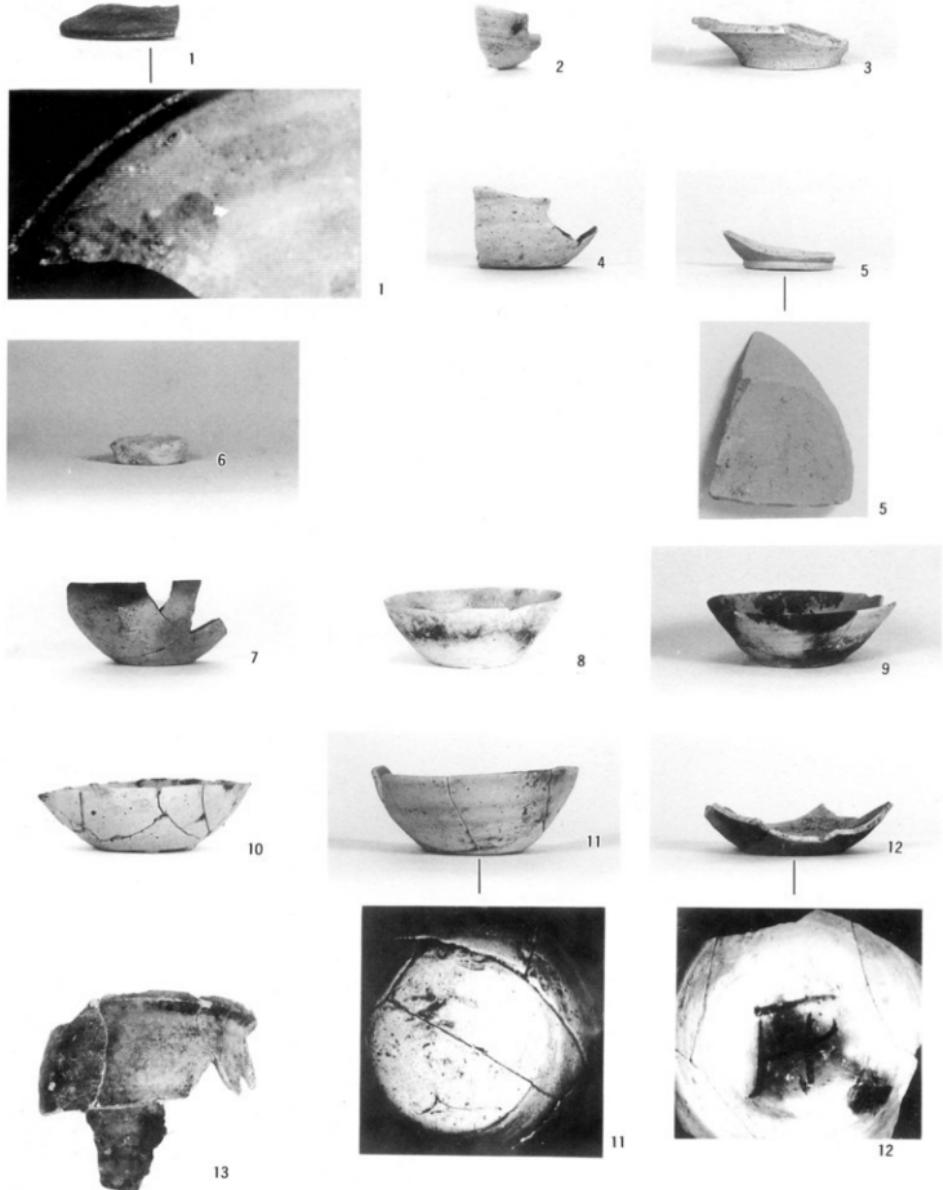
第74次調査遺構全景（掘り下げ後）（東から）



第74次調査遺構全景（掘り下げ後）(北から)



S K1581土坑（東から）



図版38 1 SB1531, 2 SB1532, 3～5 SB1533
6 SA1537, 7～13 SI1541



14



図版39 1・2 S I 1541,
13~19 S I 1544 3~10 S I 1542, 11・12 S I 1543



図版40 1~6 S I 1544, 7 S I 1545, 8~14 S I 1546
15~17 S I 1547



1



2



3



4



1



5



6



7



8



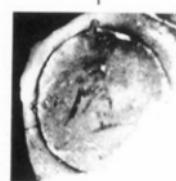
9



11



11



8



10



12



13



14



15



16



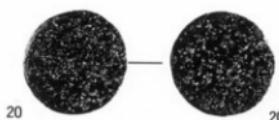
17



18



19

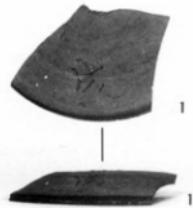


20

図版41 1~20 S I 1547



図版42 1・2 S I 1548, 3~11 S I 1549, 12・13 S I 1550
14 S D 1552



1

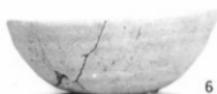


2

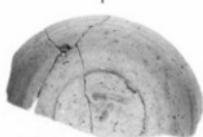


3

3'



6



6



7



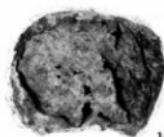
7



8



9



10



11



12



13



14



14



15



15



16



17



18

18'

図版43 1 S D1552, 2 S D1554, 3~18 S K1555 第1層



1



2



3



4



5



6



7



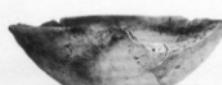
8



9



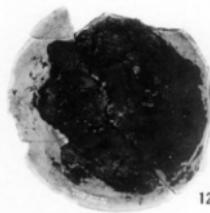
10



11



14



12



13



12



16



15



16



17

図版44 1~14 SK1555 第2層, 15~17 SK1555 第3層



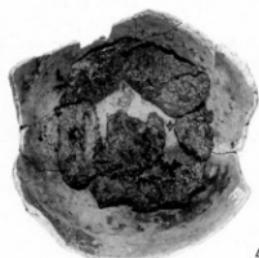
1



2



3



4



4



5



6



6



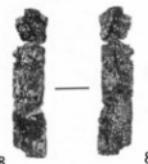
7



7



7



8

8



9



10



11



12



13

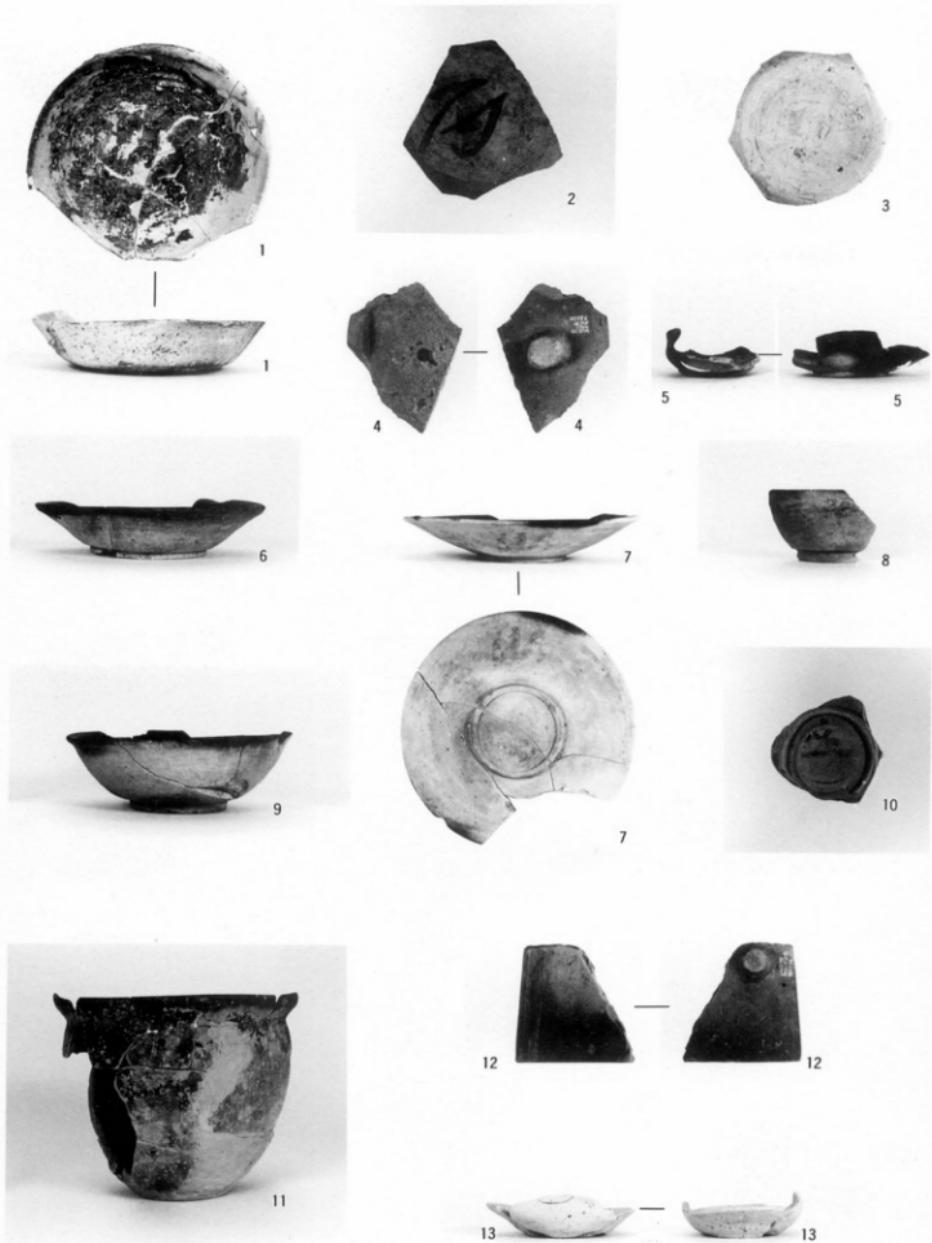


14

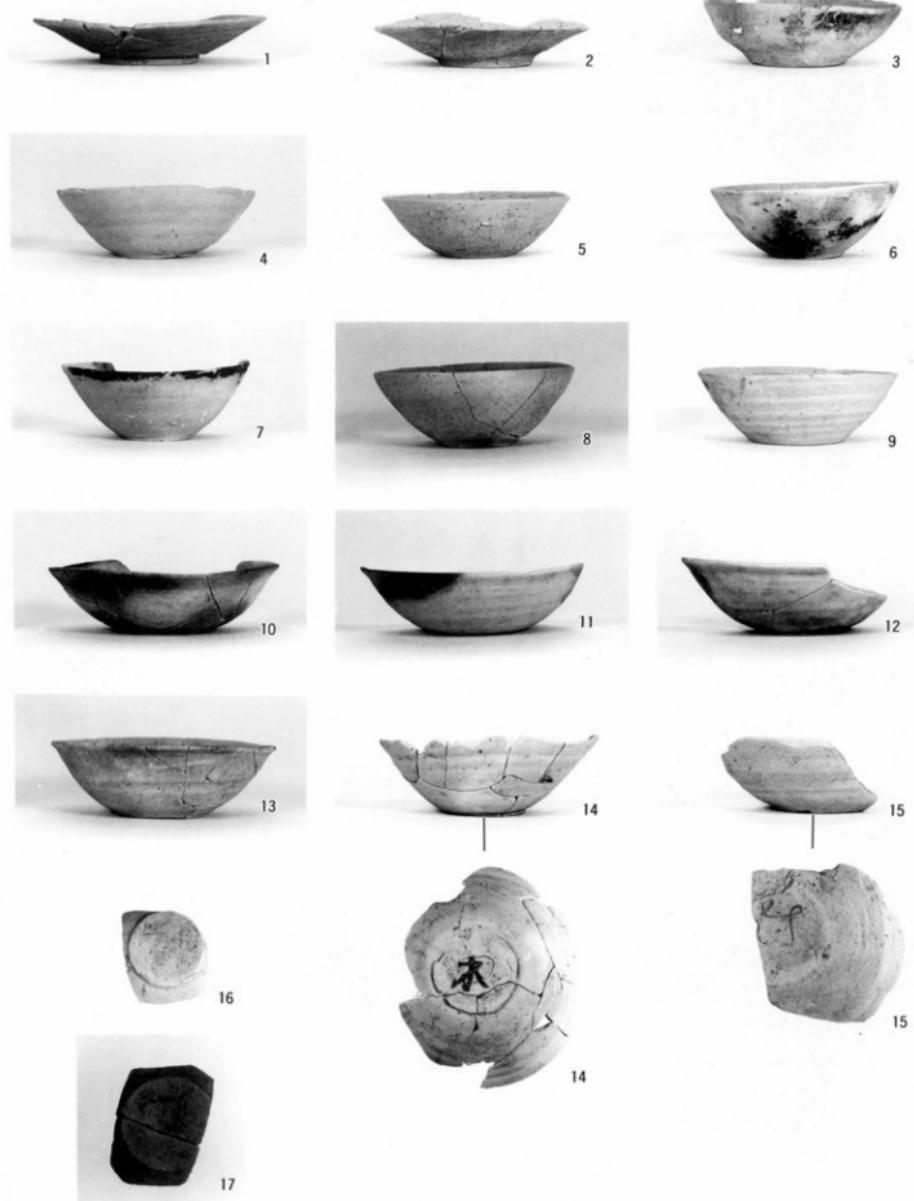


15

圖版45 1~8 SK1555 第3層, 9~15 SK1555 第4層



図版46 1~13 SK1555 第4層



図版47 1~17 SK1555 第4層



図版48 1~16 SK1555 第4層



1



1



2



2



3



4



5



6



7



8



9



11



9



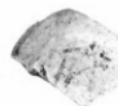
10



10



11



12



13

図版49 1~13 SK1556



1



3



2



2



4



4

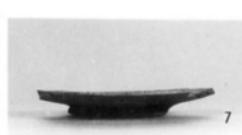


5

5



6



7



8



9



10



11



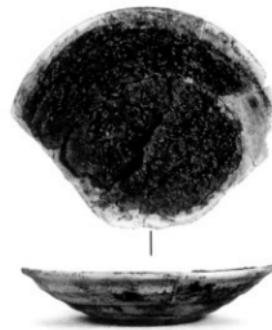
12



13



14



15

15

図版50 1~9 SK1556, 10~12 SK1557, 13・14 SK1561
15 SK1563



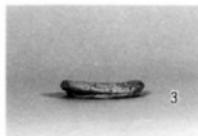
図版51 1・2 SK1563, 3 SX1577, 4 SX1578
5~12 表土・表擾・旧耕作土



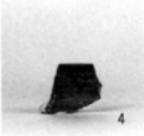
1



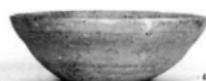
2



3



4



5



6



7



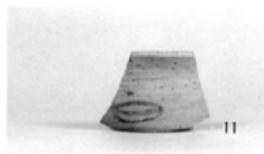
8



9



10



11



12



13



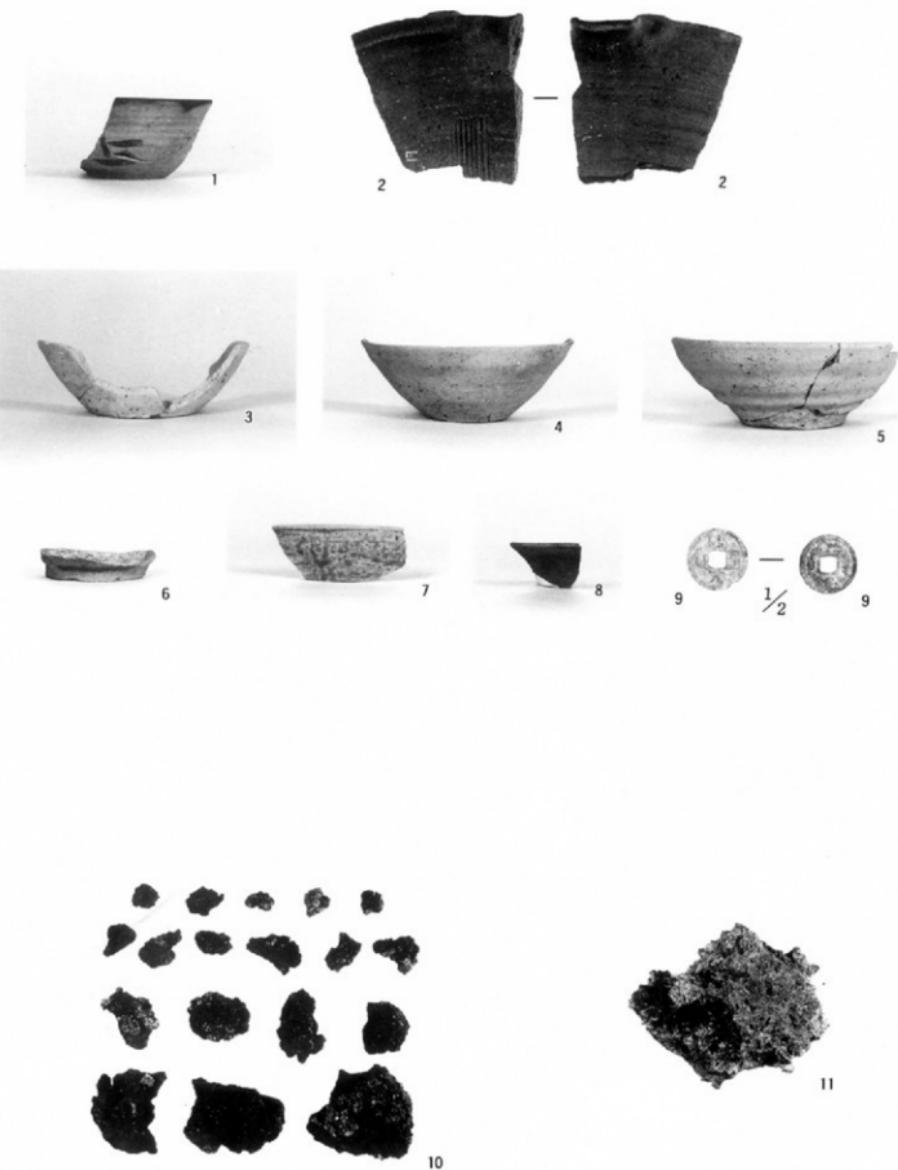
14



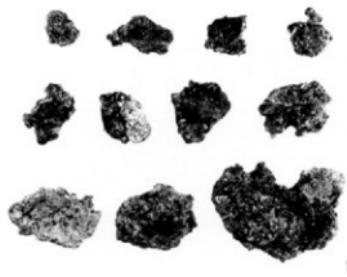
15

图版52 1~4 第3层 暗褐色土层,
7·8 第5层 黄褐色土层,
12~15 S K1581

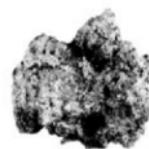
5·6 第4层 褐色土层
9~11 S D1580,



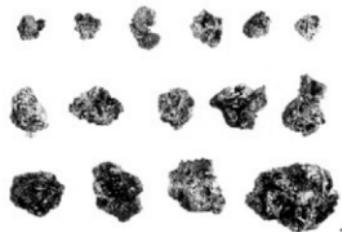
圖版53 1・2 表土・旧耕作土, 3~9 第3層 黑褐色土層
10~11 S I 1544出土鉄滓



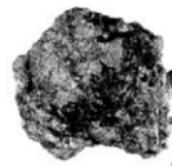
1



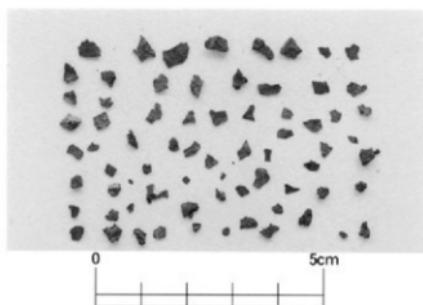
2



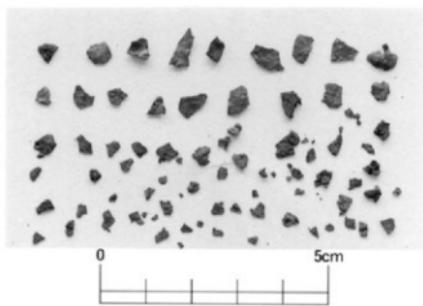
3



4



S I 1547床面採集 鋳造剝片



S I 1549床面採集 鋳造剝片

圖版54 1·2 S I 1547出土鐵岸, 3·4 S I 1549出土鐵岸

VIII 秋田城跡第七二次調査出土漆紙文書について

國立歷史民俗博物館教授
平川南

二段書きの歴名記載が見られるのは、秋田城跡第三六・次発掘調査（護国神社境内）出土第二号文書（出拳帳様文書）である（註1）。この文書の年代は八世紀中頃かと考えられる。

秋田城跡第七二次調査出土の漆紙文書は、総点数約三十四点以上に達し、いまだ調査中であり、未整理のものも相当数ある。今回は、現段階ではほ整理を終えた主な文書について、その枳文・記載様式そして内容などに關して概要を紹介するにとどめたい。今回の文書については、數点が複雑に重なり合った状態で出土しており、それを展開していく過程など、出土状態や文書の形状等の報告は省略した。いずれにしても、第七二次調査の漆紙文書については、今後改めて正式な報告書において全容を明らかにする予定である。

十六号文書

〔積文〕—図1参照

(一) 記載様式

二段書きの歴名記載の帳簿である。その記載様式は、戸ごとに戸主の名を冒頭に記し、以下に「人名十一年齢
年齢区分十死亡年月日」と死亡した戸口を列記している。二段書きの歴名帳および人名の下の二行割書たは、正倉院文書として伝わる中央に京進された公文類には例をみない。しかし地方から出土する漆紙文書には類似の記載が認められる。

占部真妹女年貳拾捌	□	占部真妹女年貳拾捌	□
妹占部子稻主女年貳拾捌	□	妹占部子稻主女年貳拾捌	□
妹占部申虫女年貳拾伍	□	妹占部申虫女年貳拾伍	□
占部廣刀自賣年參拾捌	□	占部廣刀自賣年參拾捌	□
正女	頃麻(止女)	正女 林里子	□

この文書は、国府に備えられた出舉関係の帳簿に相当するものと考えられる。

また、人名の下の二行割書きは、茨城県鹿の子遺跡の第九五号文書に類似の記載がある（註2）。それは郡家段階で作成した計帳に、年齢区分と身体的特徴の記載が年齢の下に小字で二行割書きされている。

漆紙文書 2

柒拾人

直忍麻呂戸口

四
伍束

貳市

二

三

戸主□太部道石□尙

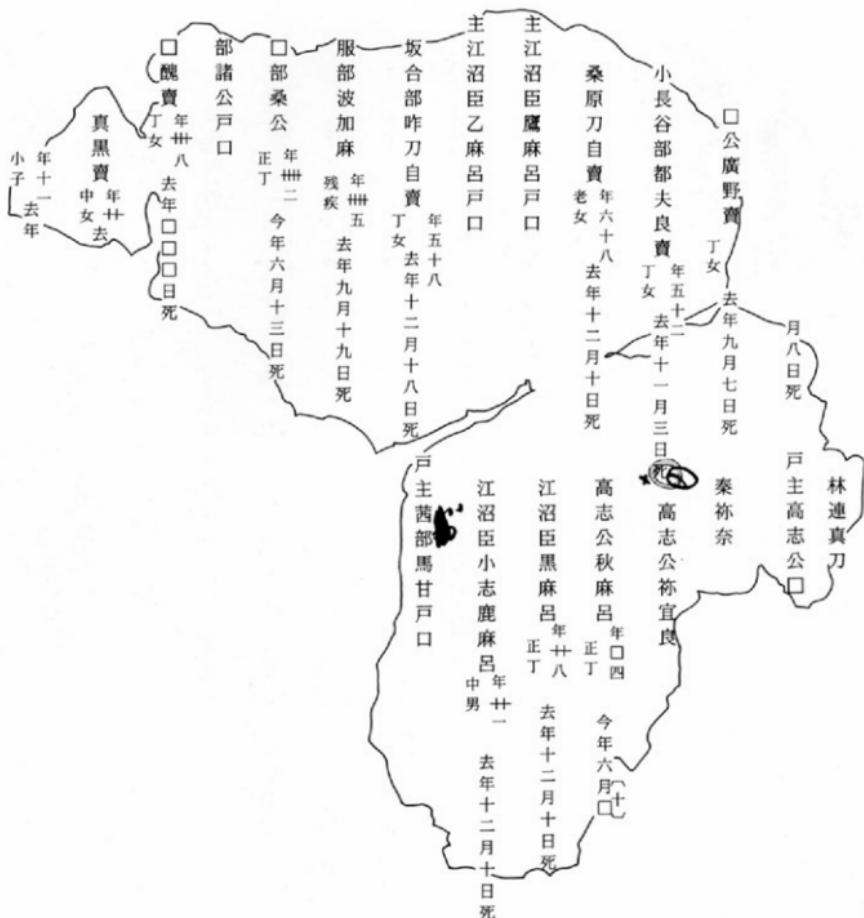


図1 16号文書 積文



図2 16号文書 実測図
〔左文字を反転させた図〕

河内国大税負死「人帳」

戸主伊我臣入鹿戸物部刀良年拾壹 税肆拾東死天平九年六月十日

戸主海太養麻呂戸

民首髮長充年伍拾玖 税參拾陸東死天平九年七月十日

戸主牛鹿部県戸日下部姉女年伍拾肆 税參拾東死天平九年八月十五日

同戸酒人袁尔亮年武拾 税參拾東死天平九年八月十五日

戸主車持連龍麻呂年伍拾武 税肆拾東死天平九年八月十日

戸主酒人長麻呂年伍拾武 税參拾東死天平九年八月十日

戸主日下部吉師首麻呂戸 税參拾陸東死天平九年九月五日

日下部牟良自年肆拾玖 税參拾陸東死天平九年九月五日

日下部牟良自年肆拾玖 税參拾陸東死天平九年九月五日

(国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』一九九二年 より)

二段書きおよび二行割書は、京進文書の記載様式ではなく、地方官衙にとどめ置く公文に特徴的な、実用的な記載様式といえる。さらに本帳簿には、墨抹消や墨と朱による團点(○印)と「×」印が付されている。これらからも、本帳簿は上申されるものではなく、秋田城内で実際に事務処理に活用されたものであることは明らかであろう。

書き記したものである。

この二点の帳簿は、公出舉種(大稅)を負ったまま死去した人々の歴名簿であり、天平九年、天平十一年分(正月～十二月)をそれぞれ記載している。この場合は公出舉種を負ったまま死亡した人のみの名簿である。

今回の帳簿は、去年七月から今年六月までの一年間の死亡した人を死亡年月日を記す現存の帳簿としては、正倉院文書二点がある。

○天平九年(七三七)の河内国大税負死亡人帳(天理図書館蔵)

○天平十一年(七三九)の備中國大税負死亡人帳(正倉院蔵)

生部手古女年陸拾	戸主伊我臣入鹿戸物部刀良年拾壹 正女 右目後黒子
吉弥候部	戸主牛鹿部県戸日下部姉女年伍拾肆 正女
多治部	戸主車持連龍麻呂年伍拾武 税參拾東死天平九年八月十五日
利刀	戸主酒人袁尔亮年武拾 税參拾東死天平九年八月十五日
庭虫女年肆拾柒	戸主日下部吉師首麻呂戸 税參拾陸東死天平九年九月五日
治比部虫女年肆拾柒	戸主牟良自年肆拾玖 税參拾陸東死天平九年九月五日
真島麻呂年柒拾陸	戸主牟良自年肆拾玖 税參拾陸東死天平九年九月五日
麻呂	戸主牟良自年肆拾玖 税參拾陸東死天平九年九月五日
貳拾	戸主牟良自年肆拾玖 税參拾陸東死天平九年九月五日

表1 十六号文書記載內容

その中に、「死亡帳」が存在している。

なお、上段に横墨界線を認められるが、下段には確認できない。この四本の横界線は四本が本帳簿の冒頭に集計部分を有していることを示している。

死亡帳簿とされるものは、長岡京跡第三四一次調査で漆紙文書「延暦九年死亡人帳」が出土しているが、数片の断片で、「死」「年月日など一部しか知ることができない（註3）。

(二) 記載内容

本帳簿に記載された内容を整理すると、表1のようになるであろう。

高志公は、越＝高志＝古志という地域名十公であり、左のような分
布例が知られている。

○西大寺流記資財帳（八世紀後半）
「頤城郡大領高志公船長」

○新潟県三島郡和島村八幡林遺跡第一号木簡（八世紀前半）

五八五×三四×五

・「郡符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率」

・「虫大郡向參湖告司 □ 率申賜 賞判奉行 九月廿八日正午五時

〔口〕

和島村八幡林遺跡は古代の越後国古志郡の中心地である。結局のところ、「高志公」は、古代の越後国頬城郡・古志郡など、越後国南部に分布したウジ名といえる。

・江沼臣

「江沼臣」は加賀国江沼郡（弘仁十四年（八二三）二月三日太政官奏において、越前国江沼・加賀二郡を割いて加賀国を建置した）を本拠とするウジ名である。

○天平三年（七三一）越前国正税帳

「江沼郡主政江沼臣大海」

「江沼郡主帳江沼臣入鹿」

○天平五年（七三三）越前国郡種帳

「江沼郡大領江沼臣武良士」

○天平十二年（七四〇）越前国山背郷部計帳

「江沼郡山背郷長江沼臣族忍人」

・小長谷部

現存史料によれば、「小長谷部」の分布は、越中二例、信濃二例、甲斐二例、遠江、上野、下総など、東国に集中している。秋田城外郭東門跡第五四次調査出土木簡には、十六号「小長谷部マ犬万呂」、十七号「小長谷大町」の二例が知られる。

以上のウジ名分布（註4）をみても、「高志公」「江沼臣」のように、北陸道地域からの出羽国内へ移住を明確に認めることができる。なお、秋田城第五四次調査出土木簡のなかに、

六十四号

・「三国淨万呂調米五×

・「く三国淨万呂調米五×

・「く 三月九日 ×

とあり、「三国」は「三国坂井縣」（上宮記逸文）で知られるように、越前国坂井郡には、「三国真人」の存在がきわだっている。この「三国淨万呂」も郡郷名を伴わない調査の付札に記された貢進者名であるので、北陸地方から移り出羽国内に在住していたと考えられる。

ところで越前・越後両国からの出羽国への移住については、史料上、和銅五年（七一三）の出羽国建置まもない時期に次のよろな記事がみえるのみである。

『統日本紀』和銅七年（七一四）十月丙辰条

勅割二尾張。上野。信濃。越後等国民二百戸。配三出羽攝戸。

『統日本紀』靈亀二年九月乙未条（同三年二月丁酉条重複か）

（前略）因以二陸奥国置賜最上二郡。及信濃。上野。越前。越後四國百姓各百戸。隸三出羽國焉。

これら一連の記事以降、史料上には全くみえないが、おそらくは、その後、越前（加賀）・越後など北陸道諸国からの出羽国への移住は小規模ながら継続していたのではないかと推測される。

この死亡帳はおそらく秋田城の支配領域（秋田平野を中心とする秋田郡域ほか）の民について記載したもので、この帳簿を淨書したのち、当時の出羽国府（庄内平野）に提出されたであろう。死亡帳は大帳の枝文であるので、本来は大帳使が都に遣わされるが、『類聚三代格』嘉祥二年（八四九）閏十二月二十六日の太政官符によれば、出羽国の

場合、朝集使に大帳を付して九月末日までに京進することとしている。

死亡帳は、造籍と造籍の間に毎年作成されるものである。この帳簿は、すでに京進されている戸籍に載せられていた人についてだけその死亡者名を提出するのであるゆえに、造籍後に生まれた乳幼児については記載しないのであろう。

この死亡帳によれば、戸主高志公（名を欠く）の戸では一年間（去年八月～今年七月）に六人も死亡するという異常さである。

死亡年月日と老若男女を対比させてみると、女性と老人が去年の九月ごろから十二月までの間に死亡し、今年の六月ごろに成人男子が死亡している。

九世紀前半は、日本古代史上でもまれにみる天変地異の続いた時期である。

各地の火山の噴火・大地震・異常気象と思われる長雨や風水害による凶作あり、さらには疫病などに連続して襲われ、飢饉が続発した時期である。

特に、出羽国では八四〇年以降、飢饉にたびたび襲われたのである。

表2 参照

表2 東北地方災害一覧

853 仁寿3	849 嘉祥2	823 弘仁14	817 818	812 弘仁6	815 弘仁6	全 国	東 北 地 方
麻痺	風水害による飢饉続発	飢饉	不作・疫病	長雨	長雨	飢饉	
				天長6	天長6		
				天長7	出羽	疫病	
850 嘉祥3	846 承和13	843 承和10	841 承和8	837 承和4	830 承和4	出羽	陸奥出羽
						大震	
						火山噴火	
		出羽	出羽	陸奥	陸奥	飢饉	
		大震	飢饉				

死亡帳の死者全体をみると、地震や疫病によるものではなく、凶作が続き去年九月の収穫期も不作のため体力と食糧のない女性や老人が相次いで亡くなり、最後まで当時の税の負担者であった成人男子がわずかな食糧を食いつないだが、今年六月にはついに死亡したと推測することができるのではないか。

〔积文〕—図3参照

〔実測図〕—図4参照

〔内容〕

本文書の記載様式は、

人名・年齢・年齢区分

を列記している。

残存する部分のみでは、次のような戸の構成が想定できる。

戸の構成模式図



平安期の戸籍は、次のような記載様式の特徴があげられる（註5）。

(イ) 各戸の首部に、戸口の変動＝損益の集計記載が行われる様式になっている。

(ロ) 緑（黄）子・女（一一三歳）の記載がなく、少子・女も十歳以上であり、はなはだ少ない。

(ハ) 女子が比較的多い。

これら平安期における戸籍の特徴については、十世紀初めの延喜二期（通）、十世紀末の長徳期二期、十一世紀初めの寛弘期の一期を対象としている。

本戸籍断簡は、九世紀半ば以前のものであることは間違いない。本戸籍について、上記の平安期の戸籍の特徴を簡単に検討してみたい。

まず（イ）の戸の首部は、断簡ゆえに不明である。（イ）の男女の割合は、男性五人、女性九人であり、男性に正丁も二ないし三人含まれている。（ニ）の年齢と年齢区分との記載には混乱がみられない。

一方、（ロ）は小女が十歳以上であるが、小断簡であるので全体的傾向とはいえない。

以上のように、本戸籍断簡は、平安期の戸籍ではなく、むしろ八世紀代の戸籍の特色とあまり変わらないといえよう。

本戸籍は、戸主弟の妻「丈部」姓をのぞくと、すべて「都野臣」である。「都野」＝「都努（怒・能・濃）」＝「角」であり、紀臣と同祖で、仁徳朝、その兄の男嶋足尼は都怒国造（周防国都濃郡都濃郷）に任せられた（国造本紀）とされている。これまでの出羽国関係史料には、「都野臣」ではなく、初見史料といえる。

以上の記載様式・内容から判断するならば、本文書は戸籍の一部であるとみて問題ないであろう。

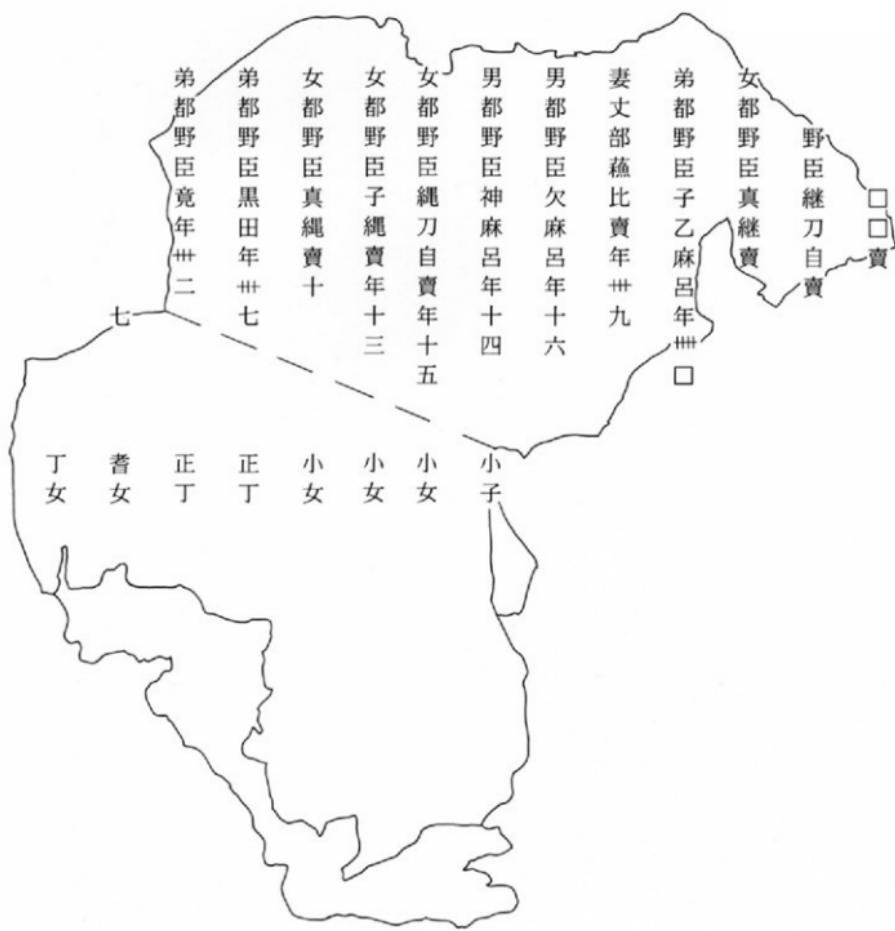


図3 17号文書 積文



図4 17号文書 実測図

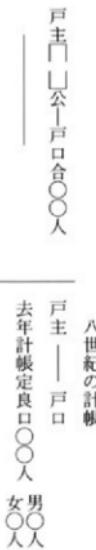
〔左文字を反転させた図〕

残存する部分では、次のような戸の構成が想定できる。

內容

本文書の記載様式は、次のとおりであり、統柄が記されていないが、現段階では、本文書は計帳様文書の断簡とみておきたい。

界線は折界でなく、裏面からのヘラによる押界と判断される（註6）。



八世紀の計帳

去年計帳定良口○○人
男○○人
女○○人

戸主小高部公一戸口合四十七人

不課

課

牛計帳見定良大小口○○人

不謀四

○△△○△△

女○人

課口○人

見輸○人

課戸主——年〇〇△△

○印は数字

△印は年齢区分

〔和太公〕は、現地名「太公（君）姓」であり、この記載のしかたは極めて律令国家に服属した時のウジ名とされている。

「和太公」の「和太」という地名は、現在、秋田城の南東、河辺郡河辺町和田に該当すると考えられる。「和田」の地名は、「日本歴史地名大系」（平凡社）によれば、天正十九年（一五九一）の出羽国秋田郡御藏入目録写（秋田家文書）に、「武百四拾武石四斗八升合貰鮎川村 わた村」とあり、中世末には村として成立していたことが知られている。



計帳の模式図



図5 18号文書 積文

|<-1.8->|<-1.8->|<-2.1->|<-1.8->|



図6 18号文書 実測図

〔縦界線は押線〕

「小高野公」の「小高野」という地名は、現在、河辺町・和田のすぐ西に隣接している北野田高屋字小高付近に比定される。『角川日本地名大辞典』(角川書店)によれば、天正十九年(一五九一)正月吉日豊臣秀吉が秋田寒季の当知行を安堵した朱印状写に賀川村と併記して「おたか村」七十七石余あるのが初見とされている(秋田家文書)。和田・小高両地域付近の蝦夷が国家側に服属した時に計帳に登載され、その計帳は課税等の基本台帳としたことが想定される。小高野公三手継の戸の構成員が合わせて「四十七人」という数値は、蝦夷の現地支配が大きな単位で掌握されていたことを示す貴重な史料として注目しておきたい。

結局のところ、この計帳を「夷俘帳」および「俘囚計帳」に類似したものとみなした場合は、これまで、次のような史料から、その帳簿の存在は知られていたが、実例としては初見とすることができるであろう。

『日本後紀』弘仁二年(八一二)三月十一日条

始令下諸國進中俘囚計帳上。

『延喜式』(主計式帳除条)

凡勘^{ハシマ}六年一除。調庸^{ハシマ}六^{ハシマ}年一除。浮囚^{ハシマ}、隱首^{ハシマ}、季帳及諸司返上等帳者。

三年一除。雜任帳一年一除。

『延喜式』(主税式勘稅帳条)

凡勘^{ハシマ}二年一除。浮囚^{ハシマ}、隱首^{ハシマ}、季帳及諸司返上等帳者。先據^{ハシマ}去年帳^{ハシマ}。勘^{ハシマ}今今年帳^{ハシマ}。次計^{ハシマ}会出舉。祖地子^{ハシマ}。駅伝馬^{ハシマ}。池溝^{ハシマ}。救急^{ハシマ}。公解^{ハシマ}。夷俘^{ハシマ}。在路飢病^{ハシマ}。及倉附等帳^{ハシマ}。

(後略)

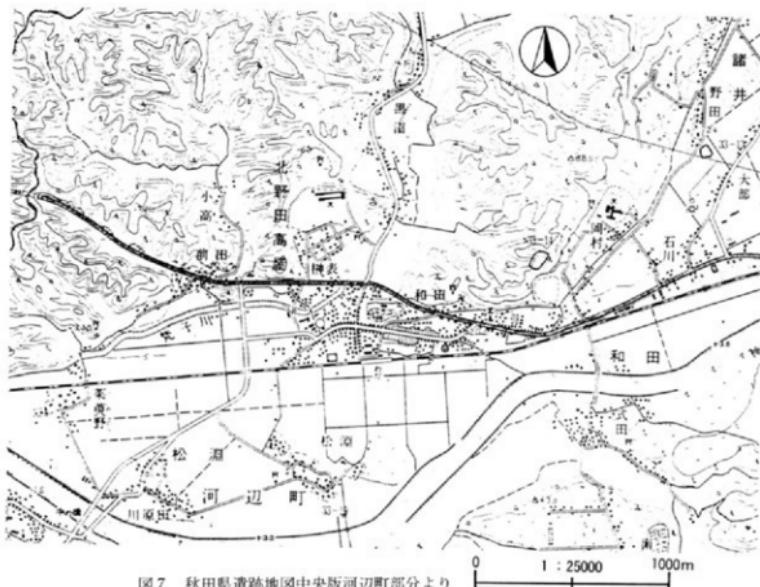


図7 秋田県遺跡地図中央版河辺町部分より

十九号文書

〔积文〕 表（おもて）面

×五石 伴子福人手×

×□手四石 下毛野公遠守手×

後色二×

〈裏面〉 未調査のために积文を略す

〔内容〕
本文書の記載様式は、

人名十「手」+数量

を列記している。「手」は、主として、手工業生産に携わる技術者を指している。次のようないくつかの例が知られている。

織手 『令集解』職員令織部司条古記所別記

鉄手 『類聚三代格』承和四年四月一日官符など

作器手 『類聚三代格』弘仁六年八月七日官符

写書手・装潢手・造紙手・造筆手・造墨手 職員令図書寮条

太政官符

図書寮

造筆手

元六人
今定三人

造紙手

元八人
今定五人

右、右大臣宣。奉レ。年料造紙。其数不レ多。所レ有紙手既無食

料。又年中造筆無レ有三定数。依ニ臨時宣。造備供奉。准ニ量所用。造手有レ余。並從ニ減省。

大同三年二月十六日

三人の数量が五石、四石、三石と膨大であり、しかも端数を伴わないなどの点から判断すると、主食料の給米などの可能性は少ないであろう。そこで、その可能性を次のように推測しておきたい。

長屋王家木簡には酒の醸造に関する木簡があり、それによると、五石以上の脇を「大脇」、四石一斗八升の脇を「次脇」、二石四斗五升の脇を「小脇」と呼んだことがわかる（註7）。これらの数値は、各器の受量を表しているので端数が生ずるのであろう。「大倭国正税帳」（天平二年（730））によれば、「酒漆拾甕々別五斛」とあるように、脇（脇）はいわゆる五斛（石）入りの甕の意味であると考えられる。

以上の史料を参照するならば、五石の「大脇」、四石「次脇」、三石「小脇」と理解し、おそらくは造酒手の酒の醸造の割り当て・作業量を意味しているのではないか。

本文書には年紀は記載されていないが、「伴子福人」は、弘仁十四年（823）淳和天皇の諱大伴を避けて、大伴氏は伴に改めていることから、本文書は、弘仁十四年（823）以降のものであることが知られる。共伴の年紀を有する文書（後掲）にみえる嘉祥二、三年（849、850）と矛盾しない。

〔叢文〕

進上如件以解

嘉祥二年六月廿三日 助丈部

進上如件以解

嘉祥二年六月廿三日 助丈部

3/4

図8 20号文書 文字実測図
〔左文字を反転させた図〕

二十八号木簡 (七三) × 三五×三 ○一九
 • 「主糧」返抄 ×

• □ ×

九十七号木簡 (二八〇) × (七) × 四 ○六六

• × □ □ 佑申 □ □ □ □ 請 □ 不 □ ×

〔かてのつかさ〕の存在を示す。

「佑」は、先にみたように地方官司では、大宰府の防人司が正・佑・令史で構成されており、その「佑」に相当する。さらに外郭南門跡西側第十七次調査出土墨書土器（須恵器台杯ヘラ切り・九世紀前半）二点に「尤」と記されている。墨書土器「尤」は、中央官制の寮の四等官「尤」（ジョウ）に相当している。

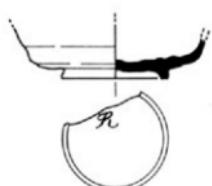
以上から、「佑」は防人司の佑（ジョウ）、「尤」は中央官制の寮の四等官の尤（ジョウ）にそれぞれ相当することが知られた。

本文書は解文の書止部分である。嘉祥二年は八四九年。
 日下の職名として「助」が注目される。職員令によれば、中央官制の寮の四等官は、頭（カミ）・助（スケ）・尤（ジョウ）・属（サカノ）であり、司の場合は次官（スケ）を置かないもので、正（カミ）・佑（ジョウ）・令史（サカノ）である。地方官司では、大宰府の場合、防人司が正（カミ）・佑（ジョウ）・令史（サカノ）とされており、中央の司に相当している。

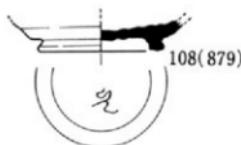
秋田城跡では、外郭東門跡第五四次調査出土木簡にその官制を伝える二点の木簡が含まれている。二点の木簡の年代は、共伴する年紀を有する木簡によれば、延歴十年（七九一）から同十四年（七九五）の間ごろと考えられる。

寮または司相当のものといえよう。

以上のことから一連の秋田城の官制に関する出土文字資料は、城下の官制の実態を伝える注目すべきものであるとしそう。



117(877)



108(879)



第54次調査出土28号木簡

図9 第17次調査出土「允」墨書土器

軍 團	郡											
大 殿	小 殿	下 國	中 國	上 國	大 國	都 都	都 都	都 都	都 都	都 都	都 都	長 官
守 大 領	守 少 領	守 少 領	守 少 領	守 少 領	守 少 領	帥 佐	督 佐	督 佐	督 佐	督 佐	督 佐	長 官
少 殿	少 殿	少 殿	少 殿	少 殿	少 殿	尹 夫	正 頭	正 頭	正 頭	正 頭	正 頭	太 政 官
一 介	一 介	一 介	一 介	一 介	一 介	大 尹	彈 正	彈 正	彈 正	彈 正	彈 正	神 祇 官
一 主	一 主	一 主	一 主	一 主	一 主	卿	省	省	省	省	省	
主 帳	主 帳	主 帳	主 帳	主 帳	主 帳	少 卿	太 政 官	太 政 官	太 政 官	太 政 官	太 政 官	
目 目	目 目	少 大 目	少 大 典	少 大 志	少 大 令	少 大 史	彈 正	彈 正	彈 正	彈 正	彈 正	
							台	台	台	台	台	
							右	左	右	左	右	
							大	大	大	大	大	
							納	納	納	納	納	
							言	言	言	言	言	
							少	少	少	少	少	
							大	大	大	大	大	
							祐	祐	祐	祐	祐	
							判 官	判 官	判 官	判 官	判 官	
							主 典	主 典	主 典	主 典	主 典	

表3 四等官一覽

嘉祥三年三月十日

嘉祥三年は八五〇年。

一未狀
德曆申狀

前廣應申云

二十二号文書

〔祝文〕

〔祝文〕
使書生

二十五号文書

〔祝文〕

〔祝文〕

天長九
十月

3/4

図10 24号文書 文字実測図
〔左文字を反転させた図〕

a (嘉祥三年七月)
b 「十一日」

c 「望申」

d 「□□□」

二十三号文書

〔祝文〕

〔嘉祥〕

二十四号文書

「天長九年十一月」

天長九年は八三二年。

死亡帳・戸籍・計帳の年代
これら年紀を記す解文は、一般的に長期間にわたり保管することは考えられない。一方、解文と共に伴っている戸籍・計帳・死亡帳の三点の帳簿は、その記載様式からみて、次のようにその保存期間を想定することができるであろう。

計帳については、秋田城漆紙文書第九号文書によれば、天平六年（七三四）計帳が、紙背を天平宝字三年（七五九）具注曆として利用されている例からすれば、二十五年間保管されていたことが判明している。ただし、本計帳を「夷浮計帳」（浮囚計帳）とみなす場合は、死亡帳と同様に『延喜式』（主計式帳除条）に京進された「夷浮帳」、「浮囚帳」は「三年一除」とされている。戸籍は、周知のとおり五比三十年間の保管を原則としている。

一方、死亡帳は、「延喜式」（主計式帳除条）によれば、京進された死亡帳は俘囚帳と同様に「三年一除」とされている。本死亡帳は、

あくまでも秋田城にとどめ置かれたものであり、様々な書き込みと二段書きの記載様式から判断すれば、保存期間を長期に想定する必要はない。その点では、戸籍は断簡ながら、一切書き込みなどが確認できない。

したがって、本戸籍はこの時期の秋田城は国府は存在しないが、一応国府相当機関とみなすと年紀を有する解文の年代である嘉祥二～三年（八四九～八五〇）から五比三十年ほど前を原則的には想定できる。

死亡帳および計帳は嘉祥二～三年にかなり近い時期を想定できるであろう。

末筆ながら資料整理および解説にあたり御助力をいただいた日本学術振興会特別研究員三上喜孝・専修大学大学院生小塙裕姫子両氏に対して深く感謝の意を表したい。

註

註 1 拙稿「秋田城跡第二号・第三号漆紙文書について」（秋田城跡調査事務所「秋田城出土文字資料 I」一九八四年。

註 2 財團法人茨城県教育財團「茨城県教育財團文化財調査報告第二〇集—鹿の子 C 遺跡漆紙文書—本文編」一九八三年。

註 3 長岡京跡出土漆紙文書「死亡人帳」の仮文は次のとおりである（財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 一九九七年八月十三日記者発表資料による）。

積文
漆紙文書 A

(1) × □ 延暦九年六月三日死

〔六ヶ〕
□ 月七日死

× □ 延暦九年□月七日死

(2) × □ 六月七×

(3) 延暦九年六月□×

(4) □ □

□□□□□□

〔八ヶ〕
鷦女（延）暦九年×

× □ 年六月□日死

(5) 〔羅〕
□ □

漆紙文書 B

(1) 戸主 □ 部 □ × 〔廣〕
〔去〕

□ □

(2)

□ □

註 4

西部の例はこれまでの史料にはみえなかつたが、近年、二条大路木簡のなかに次のような例が新たに確認されている（早稲田大学・大学院生龜谷弘氏の教示による）。

○伊豆国田方郡乘妻郷瀬崎里戸主西部真弓調荒堅魚十一斤十両

「六連一丸」 三三五×三二×五 ○三一

（平城宮発掘調査出土木簡概報二二・二五）

○伊豆国田方郡乘妻郷瀬崎里戸立麻呂調荒 「」

（一八三）×二五×五 ○三九

（平城宮発掘調査出土木簡概報二四・二四下）

註 5 宮本教「戸籍・計帳」（『古代の日本9 研究資料』角川書店

一九七一年）。

紙背文書が確認できず、計帳の歴名記載が界線に沿つており、特に二・一cm幅のところに二行がおさまっていることも併わせて考へると本計帳に伴なう界線と想定できるのではないか。

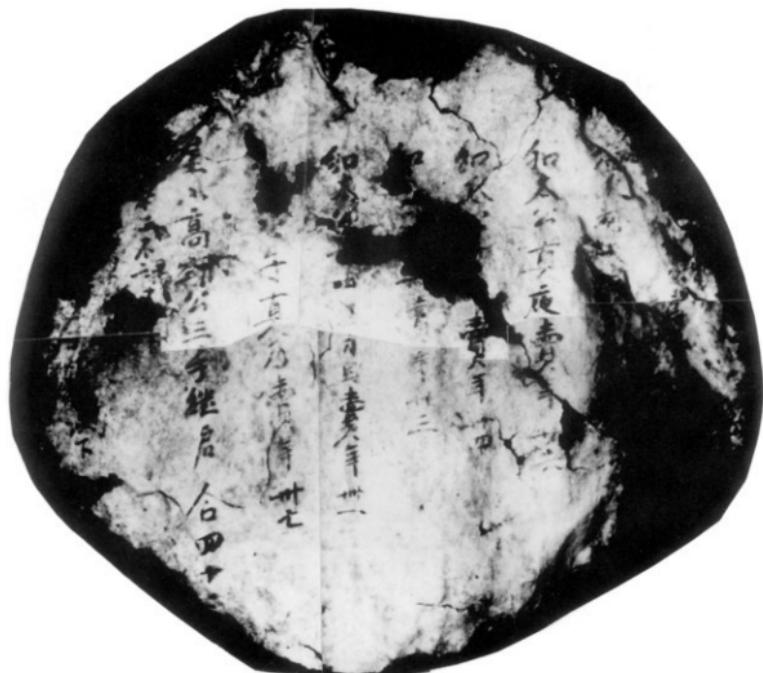
註 7 畿淳一郎「奈良時代の賦・課・正・由加」（奈良国立文化財研究所『文化財論叢』II 一九九五年）。



16号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）



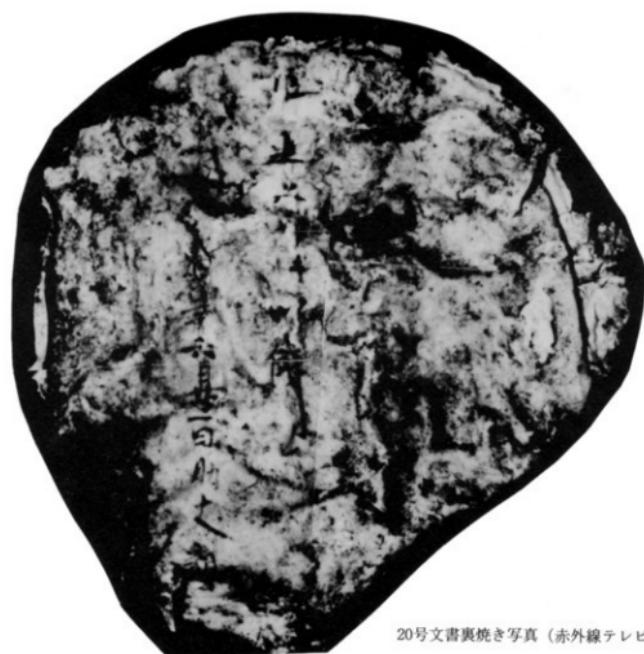
17号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）



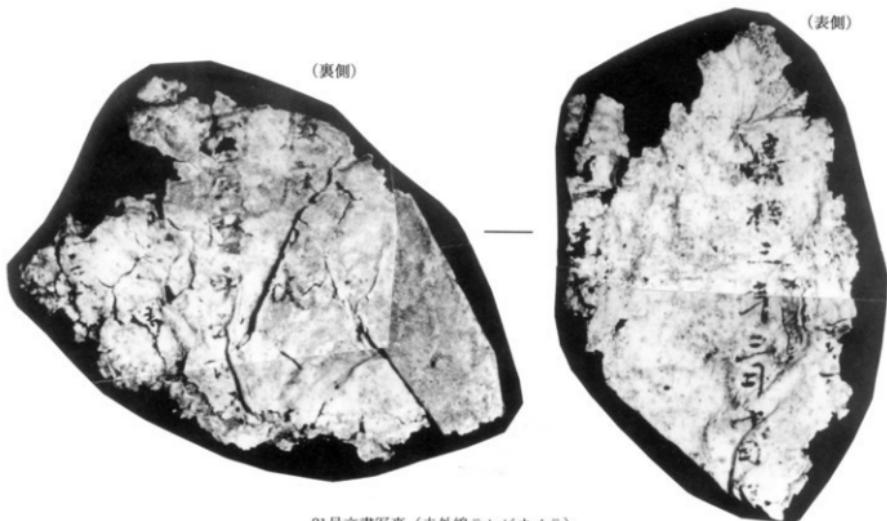
18号文書写真（赤外線テレビカメラ）



19号文書写真（赤外線テレビカメラ）



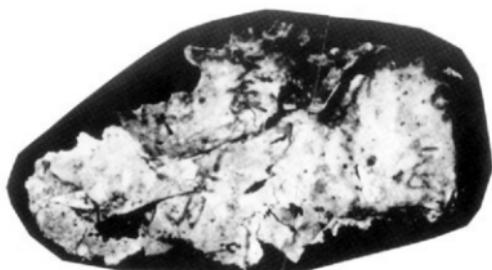
20号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）



21号文書写真（赤外線テレビカメラ）



22号文書写真
(赤外線テレビカメラ)



24号文書裏焼き写真
(赤外線テレビカメラ)



25号文書写真
(赤外線テレビカメラ)

報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあと							
書名	秋田城跡							
副書名	平成十年度秋田城跡発掘調査概報							
卷次								
シリーズ名	秋田城跡調査概報							
シリーズ番号								
編著者名	日野 久、松下秀博、伊藤武士、進藤 靖							
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所							
所在地	〒011-0901	秋田県秋田市寺内字焼山56			Tel 018-845-1837	Fax 018-845-1318		
発行年月日	1999年3月							
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コ一ド 市町村:遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたじょうあと 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第72次調査 19980413～ 19981209 第73次調査 19981027～ 19981106 第74次調査 19981130～ 19981202	1,300 1,000 50	学術調査 保護管理 現状変更(住宅新築) に伴う事前調査
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
秋田城跡 第72次調査	城柵官衙 遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡 堅穴住居跡 堅穴状工房跡 鍛冶炉 堅穴状遺構 材木列堆跡 柱列 溝跡 土坑 土坑状遺構	5棟 6軒 3棟 10基 1基 2列 3列 4条 13基 1基	須恵器、土師器、赤褐 色土器、墨書き土器、灰 釉陶器、綠釉陶器、瓦、 埴、硯、フイゴ羽口、 土製品、鐵製品、石製 品、非鐵製小札甲、漆 紙、錢貨、繩文土器、 弥生土器	大畠地区中央部の調査 全国初の平安時代前期 の非鐵製小札甲や戸籍、 死亡帳、計帳、解文な どの漆紙文書が出土し た	大畠地区中央部の調査 全国初の平安時代前期 の非鐵製小札甲や戸籍、 死亡帳、計帳、解文な どの漆紙文書が出土し た	
秋田城跡 第73次調査	同上	奈良～平安				大畠工房と考えられる 生産施設や官衙プロッ クを構成する可能性が 高い建物を検出した	焼山地区北部から中央 部の調査	
秋田城跡 第74次調査	同上	平安	溝跡 土坑	2条 1基	須恵器、土師器、赤褐 色土器、墨書き土器、灰 釉陶器、綠釉陶器、中 世陶器、錢貨	大畠地区南部の調査		

秋田城跡調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 拠綱 昭和37年5月8日教育規則第3号
改正 昭和52年11月21日第11号

第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、文化振興に所属する機関として、秋田城跡調査事務所を置く。

第3条

4. 秋田城跡調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。
一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。
二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長 石黒俊郎

文化課長 小松正夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所長 日野久

主席主査 松下秀博

主事 伊藤武士

主事 進藤靖

2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡（平成10年度）

印刷・発行 平成11年3月
発 行 秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所
〒011-0901 秋田市寺内字焼山156
TEL 018-845-1837
印 刷 秋田マイクロ写真印刷株式会社

